

防 火 管 理 体 制 に お け る
自 衛 消 防 訓 練 の 手 引 き

札 幌 市 消 防 局

目 次

本 編

第1	検証制度の概要	P. 1
1	検証制度とは	P. 1
2	検証制度の対象となる事業所等	P. 1
3	検証訓練の方法	P. 1
4	検証の実施に係るフローチャート	P. 2
第2	自衛消防訓練の検証要領 ～旅館・ホテル～	P. 3
1	事前設定	P. 3
2	出火場所の確認	P. 5
3	現場の確認	P. 6
4	消防機関への通報	P. 7
5	初期消火	P. 8
6	区画の形成	P. 9
7	避難誘導	P. 10
8	情報提供・応援要請	P. 12
第3	自衛消防訓練の検証要領 ～社会福祉施設・病院～	P. 13
1	事前設定	P. 13
2	出火場所の確認	P. 15
3	現場の確認	P. 16
4	消防機関への通報	P. 17
5	初期消火	P. 18
6	区画の形成	P. 19
7	避難誘導	P. 20
8	情報提供・応援要請	P. 21
9	その他	P. 22
第4	自衛消防訓練の検証要領 ～物品販売店舗～	P. 23
1	事前設定	P. 23
2	出火場所の確認	P. 25
3	現場の確認	P. 26

4	消防機関への通報	P. 27
5	初期消火	P. 28
6	区画の形成	P. 29
7	避難誘導	P. 30
8	情報提供・応援要請	P. 31
第5	夜間の防火管理体制を充実・強化するために	P. 33
1	検証に適合した場合	P. 33
2	検証に不適合の場合	P. 33
第6	検証制度に関連する取扱い	P. 36
1	検証訓練の取扱い	P. 36
2	検証訓練を実施する場合の届出	P. 36
3	自動火災報知設備の非火災報対策	P. 36
4	その他	P. 37

資料編

第1 旅館・ホテル

- 1 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料1-1
- 2 夜間の防火管理体制勤務状況表・・・・・・・・・・資料1-2
- 3 火災階の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料1-3
- 4 非火災階の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料1-4
- 5 出火場所の設定基準・・・・・・・・・・資料1-5
- 6 情報伝達範囲設定基準・・・・・・・・・・資料1-6
- 7 対応行動基準<1人用>・・・・・・・・・・資料1-7
- 8 対応行動基準<2人用>・・・・・・・・・・資料1-8
- 9 対応行動基準<3人用>・・・・・・・・・・資料1-9
- 10 対応行動基準<4人用>・・・・・・・・・・資料1-10
- 11 対応行動基準<5人用>・・・・・・・・・・資料1-11
- 12 非常放送の基準・・・・・・・・・・資料1-12
- 13 119番への通報基準・・・・・・・・・・資料1-13
- 14 情報伝達及び避難誘導基準・・・・・・・・・・資料1-14
- 15 夜間の防火管理体制検証結果書・・・・・・・・・・資料1-15
- 16 夜間の防火管理体制適合通知書・・・・・・・・・・資料1-16
- 17 夜間の防火管理体制改善通知書・・・・・・・・・・資料1-17
- 18 対応行動の改善に係る対策表・・・・・・・・・・資料1-18
- 19 夜間の防火管理体制改善計画書・・・・・・・・・・資料1-19

第2 社会福祉施設・病院

- 1 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料2-1
- 2 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料2-2
- 3 夜間の防火管理体制実態調査記録表・・・・・・・・・・資料2-3
- 4 限界時間の設定基準・・・・・・・・・・資料2-4
- 5 出火区画の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料2-5
- 6 隣接区画の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料2-6
- 7 上階隣接区画の限界時間設定基準・・・・・・・・・・資料2-7
- 8 防火区画及び出火場所の設定基準・・・・・・・・・・資料2-8
- 9 対応行動基準<1人用>・・・・・・・・・・資料2-9

10	対応行動基準< 2人用>	資料 2-10
11	対応行動基準< 3人用>	資料 2-11
12	対応行動基準< 4人用>	資料 2-12
13	対応行動基準< 5人用>	資料 2-13
14	非常放送の基準	資料 2-14
15	119番への通報基準	資料 2-15
16	区画の形成基準	資料 2-16
17	情報伝達及び避難誘導の基準	資料 2-17
18	推定所要時間計算用紙	資料 2-18
19	夜間の防火管理体制検証結果書	資料 2-19
20	夜間の防火管理体制適合通知書	資料 2-20
21	夜間の防火管理体制改善通知書	資料 2-21
22	対応行動の改善に係る対策表	資料 2-22
23	夜間の防火管理体制改善計画書	資料 2-23

第3 物品販売店舗

1	夜間の防火管理体制実態調査記録表	資料 3-1
2	夜間の防火管理体制実態調査記録表	資料 3-2
3	限界時間の設定基準	資料 3-3
4	防火管理体制実態記録表	資料 3-4
5	出火場所の設定及び区画の形成基準	資料 3-5
6	対応行動基準	資料 3-6
7	対応行動基準	資料 3-7
8	情報伝達及び避難誘導等の基準	資料 3-8
9	消防機関への通報基準	資料 3-9
10	避難所要時間の計算要領	資料 3-10
11	避難時間計算用紙	資料 3-11
12	防火管理体制検証結果書	資料 3-12
13	防火管理体制適合通知書	資料 3-13
14	防火管理体制改善通知書	資料 3-14
15	対応行動の改善に係る対策表	資料 3-15
16	防火管理体制改善計画書	資料 3-16

第1 検証制度の概要

1 検証制度とは

検証制度の対象となる事業所等における防火安全の重要性に鑑み、防火管理体制の適正化を図るため、「対応行動※1」について検証し、確認する制度です。

※1 対応行動とは

検証制度の対象となる事業所等における勤務者により、火災発生時にとるべき初期消火、通報連絡、避難誘導等の最低限必要な行動

2 検証制度の対象となる事業所等

(1) 旅館・ホテル等

「旅館・ホテルにおける夜間の防火管理体制指導基準」に基づく訓練

(2) 社会福祉施設及び病院

「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導基準」に基づく訓練

(3) 物品販売店舗等

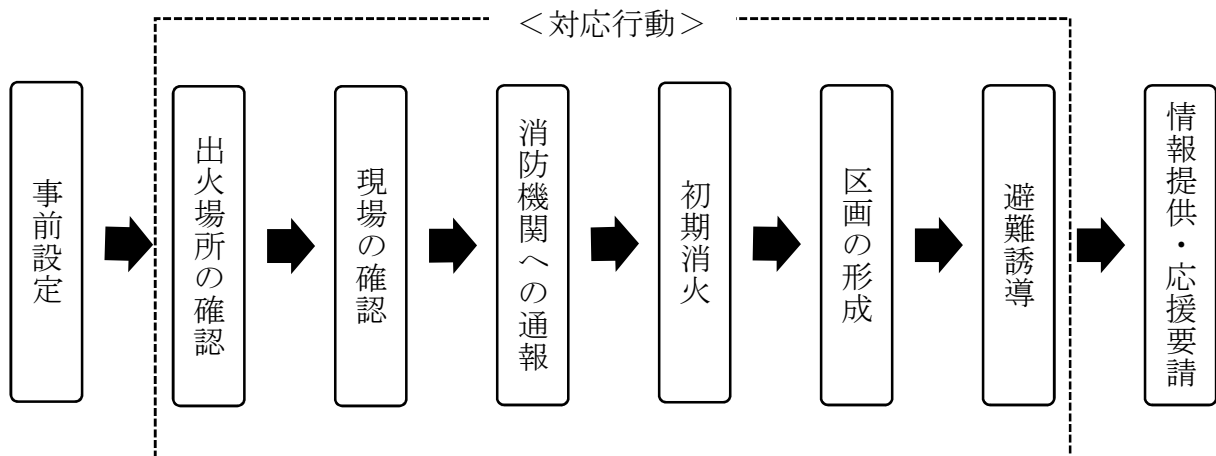
「物品販売店舗における防火管理体制指導基準」に基づく訓練

3 検証訓練の方法

対応行動が「限界時間※2」内に完了できたかどうか、また、その行動が適切かどうかを検証します。なお、検証訓練のフローチャートは以下のとおりです。

※2 限界時間とは

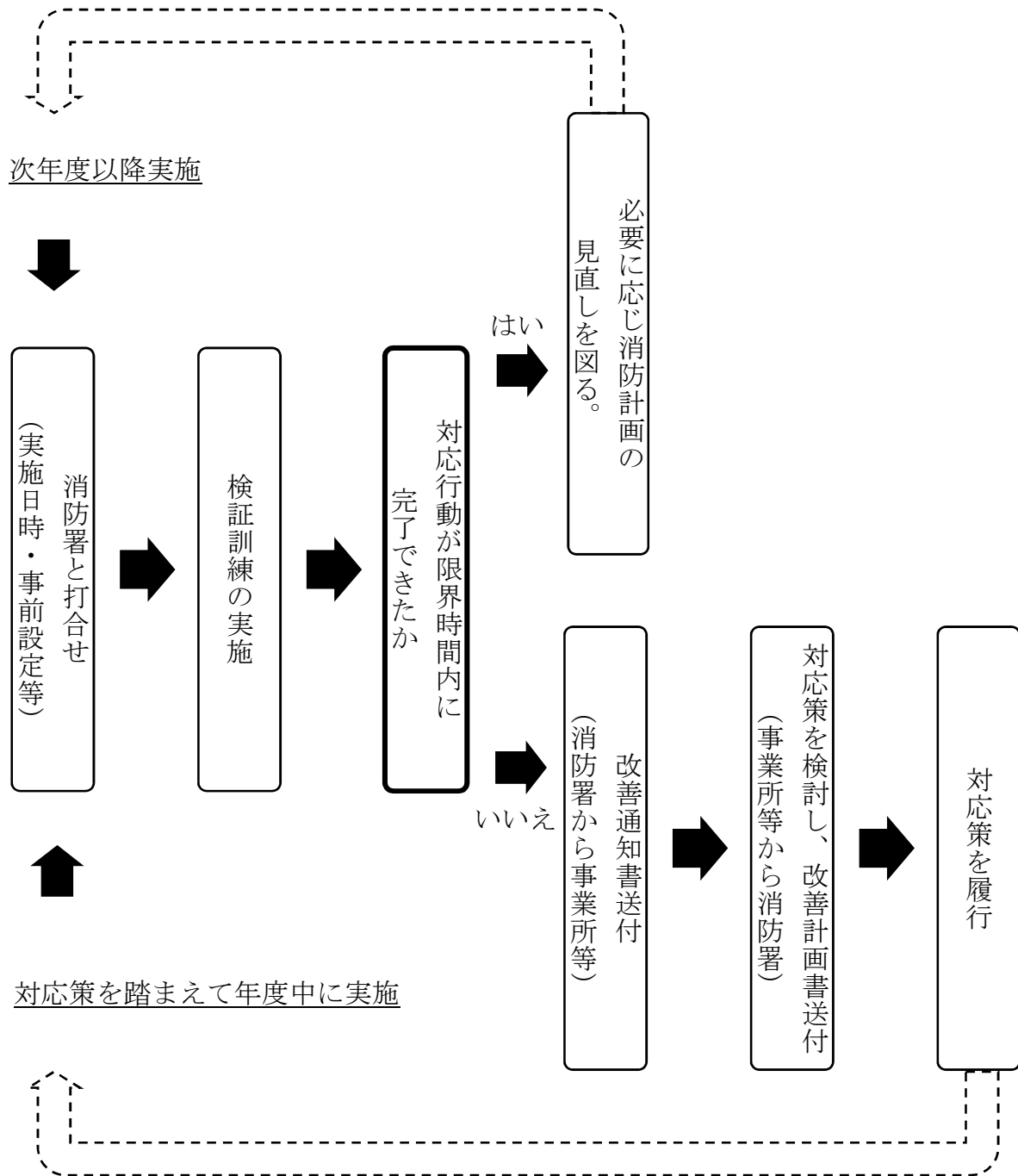
個々の検証対象物の建物構造、内装、消防用設備等及び防災器具の設置状況に応じて定める一定時間。訓練の種類に応じて定め方が異なります。



4 検証の実施に係るフローチャート

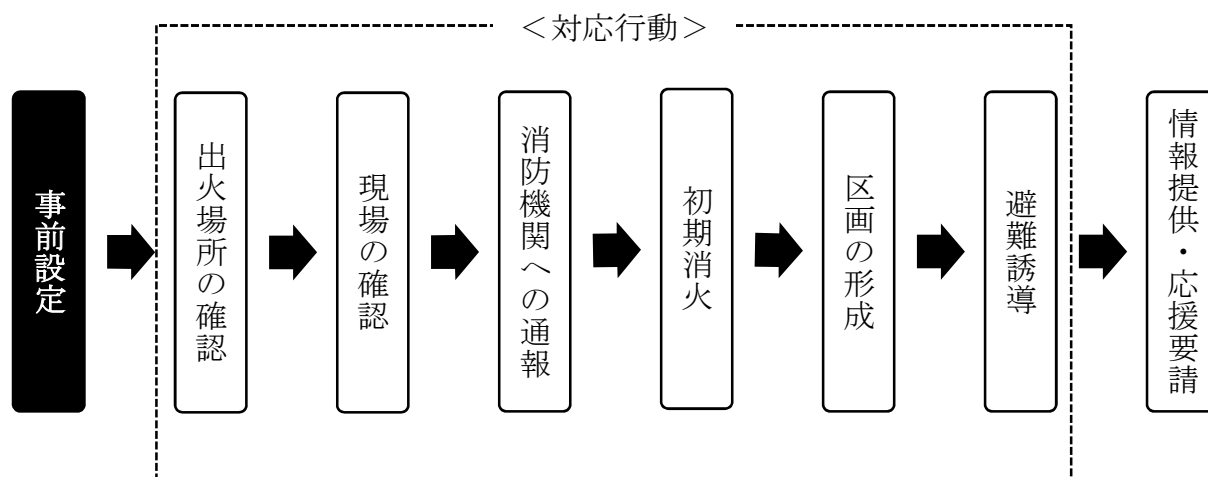
実施の際は、最寄りの消防署に連絡し、実施内容や日程等を事前調整して下さい。

※ 各消防署の連絡先はP37に掲載しております。



第2 自衛消防訓練の検証要領 ～旅館・ホテル～

1 事前設定



(1) 防火対象物の実態把握

建物の構造や内装、区画、消防用設備等の状況等について確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）に記入します。なお、1(2)から(5)に関する事項については、それぞれ確認及び設定後に記入します。

(2) 訓練実施者の確認

宿泊者の最大収容人員及び夜間の勤務体制において最少の人員となる勤務体制を確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「夜間の防火管理体制」欄及び夜間の防火管理体制勤務状況表（資料1-2）に記入します。

なお、訓練はその人員で実施して下さい。

(3) 限界時間の設定

火災が発生してから宿泊客を無事に避難させるまで、何分以内に行えばよいか、火災が発生した階（火災階）及び火災階以外の階（非火災階）の限界時間を設定します。

なお、火災階は、火災階の限界時間設定基準（資料1-3）、非火災階は非火災階の限界時間設定基準（資料1-4）により設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「設定」欄に記入します。

(4) 出火場所の設定

出火場所の設定基準（資料1-5）により出火階及び出火室を設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「設定」欄に記入します。

(5) 情報伝達範囲の設定

情報伝達範囲設定基準（資料1-6）により情報伝達範囲を設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料1-1）表中「設定」欄に記入します。

(6) 対応行動基準の確認

検証実施前に対応行動基準を確認します。

ア 夜間の勤務体制 1名（1番員：執務中）

対応行動基準（資料1-7）

イ 夜間の勤務体制 2名（1番員：執務中。2番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-8）

ウ 夜間の勤務体制 3名（1番員：執務中。2・3番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-9）

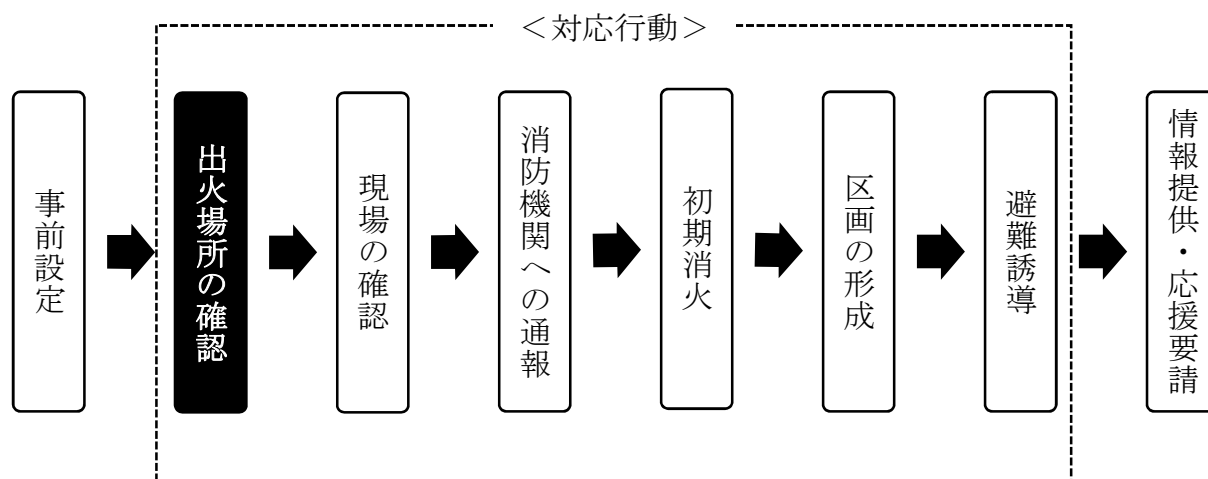
エ 夜間の勤務体制 4名（1番員：執務中。2・3・4番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-10）

オ 夜間の勤務体制 5名（1番員：執務中。2・3・4・5番員：仮眠中）

対応行動基準（資料1-11）

2 出火場所の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア 1番員は、フロントで待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

(「1(4)出火場所」の設定で設定した「出火室」の感知器を作動させます。)

ウ 1番員は火災地区灯(受信機で火災表示が点灯した場所)を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。(例:○階○側発報、○階○号室発報)

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

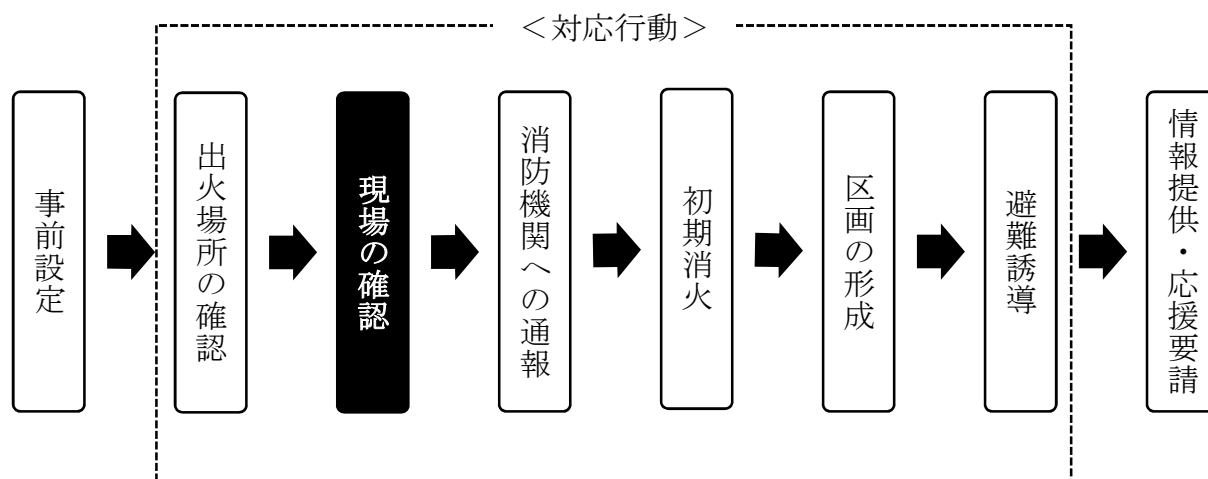
ア 1番員はフロント、1番員以外の者は仮眠室で待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

(「1(4)出火場所」の設定で設定した「出火室」の感知器を作動させます。)

ウ 1番員は火災地区灯(受信機で火災表示が点灯した場所)を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。(例:○階○側発報、○階○号室発報)

3 現場の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア 1番員は、非常放送の基準（資料1-12）のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。その後、発報場所に向かいます。

イ 1番員は、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア 1番員は、待機している隊員を起こして、発報場所に向かうように指示します。

イ 指示された隊員は、発報場所を復唱し、向かいます。

ウ 1番員は、非常放送の基準（資料1-12）のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。

エ 指示された隊員は、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(3) その他

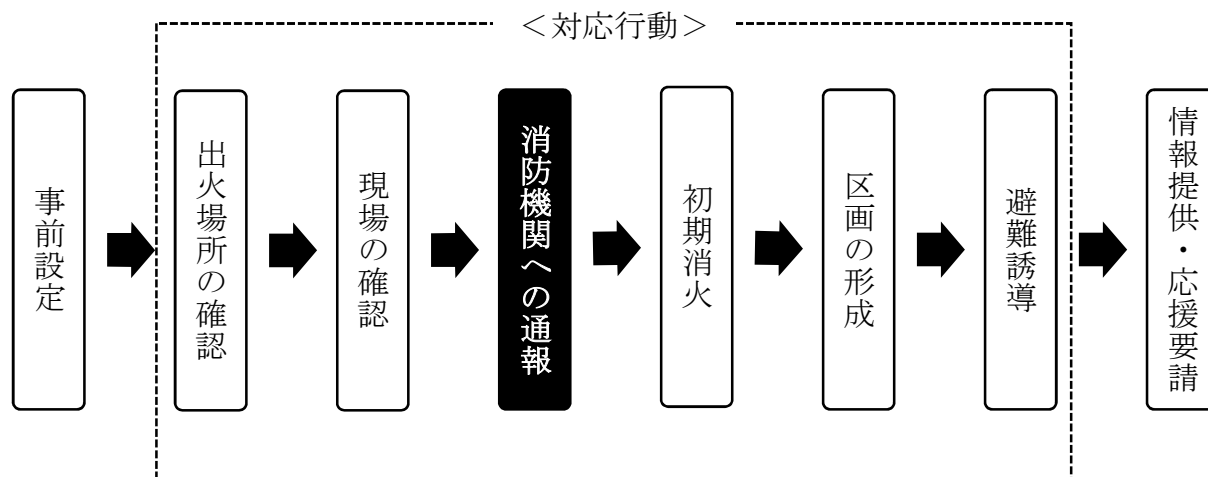
ア 仮眠待機場所で待機している場合は15秒経過後に行動します。

イ 現場確認時、エレベーターを使用する場合は以下のとおりです。

- ・非常用エレベーター・・・出火室のある階まで使用可能
- ・非常用エレベーター以外・・・出火階のすぐ下の階まで使用可能

（停電時最寄階停止装置付きに限ります。）

4 消防機関への通報



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア 1番員は、5(1)のとおり初期消火を実施後、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準(資料1-13)のとおりです。

イ 1番員は、非常放送の基準(資料1-12)のとおり非常放送(火災確認後)を行います。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア 出火室を確認した者は、近くの内線電話、携帯電話等によりフロントに連絡します。

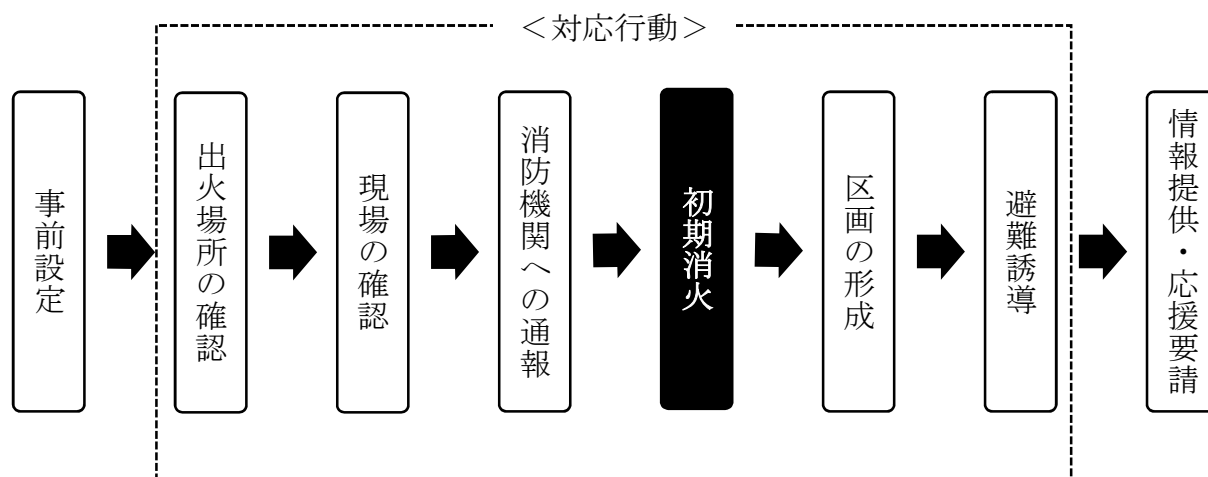
イ 連絡を受けた隊員は、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準(資料1-13)のとおりです。

ウ 1番員は、非常放送の基準(資料1-12)のとおり非常放送(火災確認後)を行います。

(3) その他

火災通報装置(所在地、名称等を自動的に通報する装置)が設置されている場合は、押しボタン(起動スイッチ)を押して下さい。

5 初期消火



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

1番員は、消火器又は屋内消火栓（1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

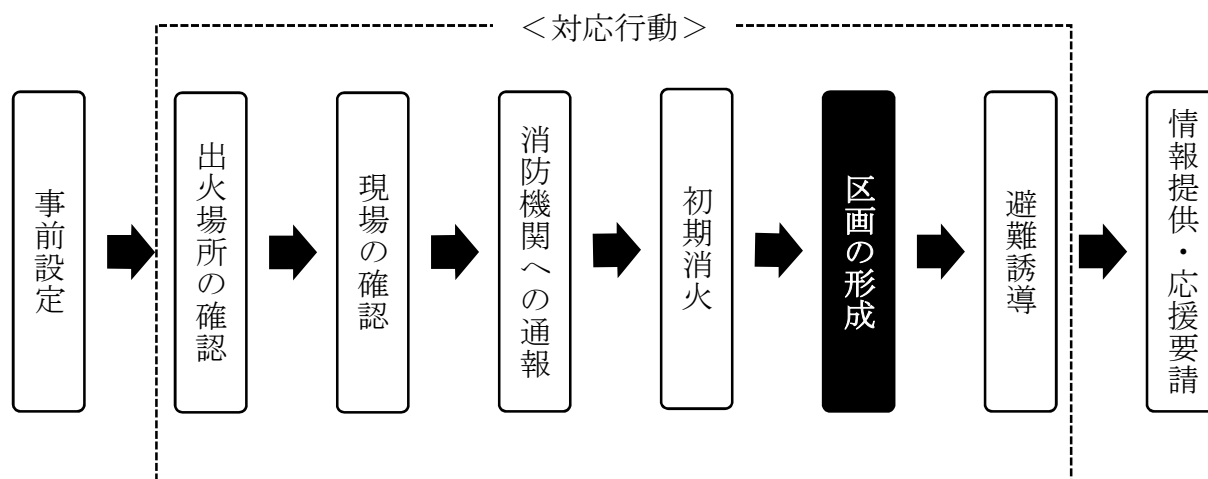
出火室を確認した者は、消火器又は屋内消火栓（消火担当が1人の場合は1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(3) その他

ア 消火器は、放出体勢をとってから15秒間保持します。

イ 屋内消火栓設備の操作は、原則として2名以上で行うこととし、放水体勢をとってから30秒間保持します。

6 区画の形成

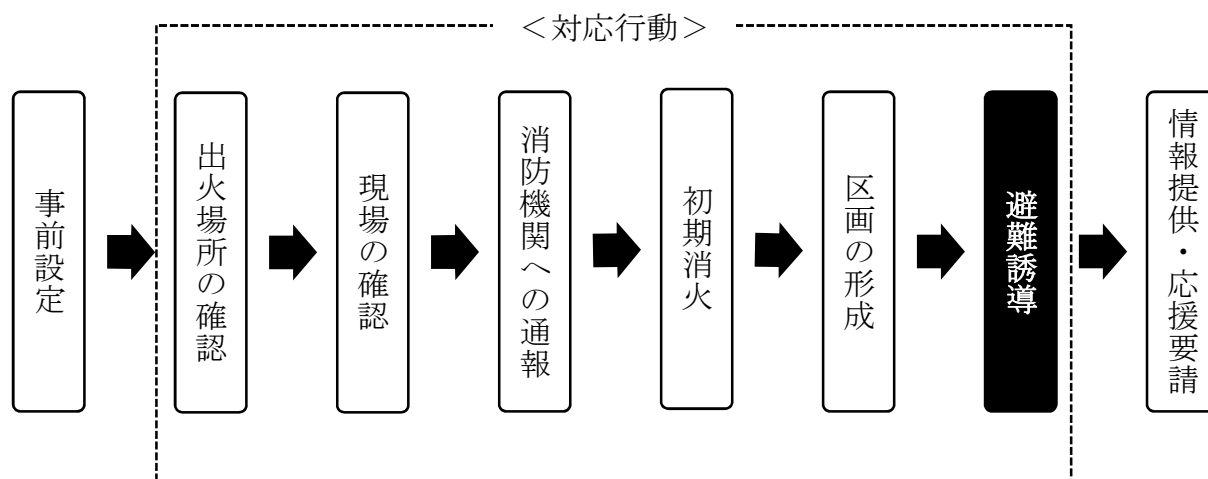


区画の形成

情報伝達及び避難誘導基準(資料1-14)のとおりドア等を閉鎖し、区画を形成します。

- (1) 出火室 : 火災確認後及び初期消火後、必ず閉める。
- (2) 出火室以外の客室 : 情報伝達後、必ず閉める。
- (3) 常時閉鎖式防火戸 : 閉鎖されていること。(訓練前に事前確認する。)
- (4) 煙感知器連動式防火戸 : 閉鎖障害がないこと。(訓練前に事前確認する。)
- (5) 熱感知器連動式防火戸 : 火災階の防火戸は、すべて手動で閉鎖する。また、火災階以外は、閉鎖障害がないこと。
- (6) 手動式防火戸 : 火災階以上の階のすべての防火戸を手動で閉鎖します。
(出火室を含む防火区画の上部階(堅穴区画内)に限ります。)

7 避難誘導



(1) 情報伝達

ア 情報伝達及び避難誘導基準（資料1-14）のとおり、情報伝達範囲設定基準（資料1-6）により設定した範囲内の全ての客室のドアを叩いて開け、内部に向かって「火事だー！」と叫びます。

イ 原則として出火場所に近い区画から順次行います。

(2) 避難誘導要領

情報伝達及び避難誘導基準（資料1-14）のとおり避難誘導を行います。

ア 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がある場合

火災階以上の各階において、附室又は階段室の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫びます。

※ スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階

イ 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がない場合

(ア) 火災階及び直上階において、階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、避難階（直接、地上へ出入りできる階）まで誘導する動作をそれぞれ行います。

(イ) 火災階の直上階より上の階において、階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、避難階（直接、地上へ出入りできる階）まで誘導する動作を1回行います。

(3) 避難誘導場所

ア 耐火建築物の場合

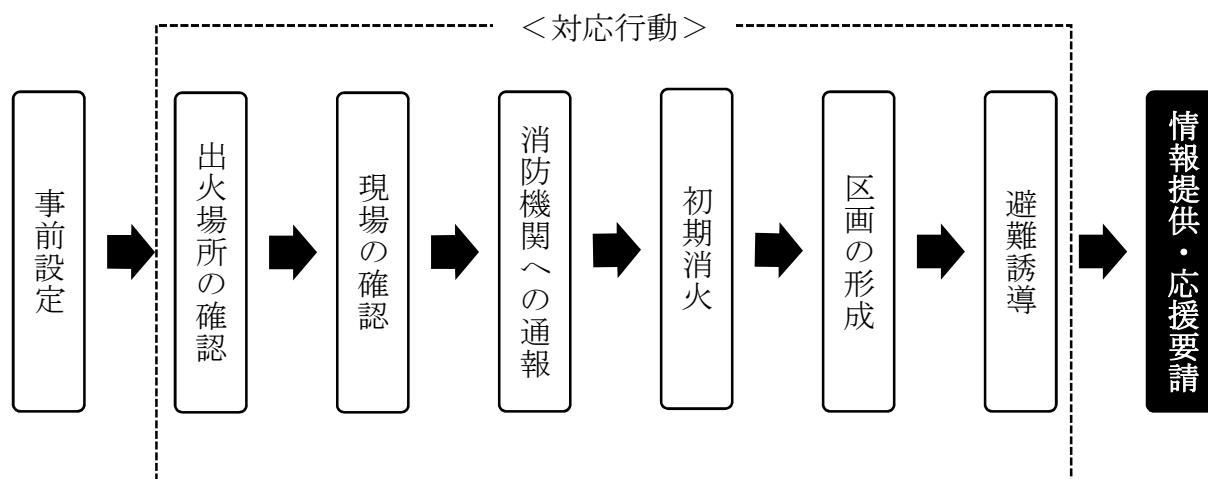
(ア) 特別避難階段の附室

(イ) 堅穴区画がなされている階段室

(ウ) 屋上広場、安全な地上までの避難路を有するベランダ

イ 耐火建築物以外の場合は、安全な地上まで

8 情報提供・応援要請



(1) 消防隊への情報提供

消防隊に対し、概ね次の内容について情報提供します。なお、宿泊者名簿等があれば提供します。

- ア 出火場所 : 「〇〇階の〇〇室から出火しました。」
- イ 宿泊客の状況 : 「〇〇名、避難完了しました。」
- ウ 避難の状況 : 「〇〇名、〇〇に一時避難しています。」

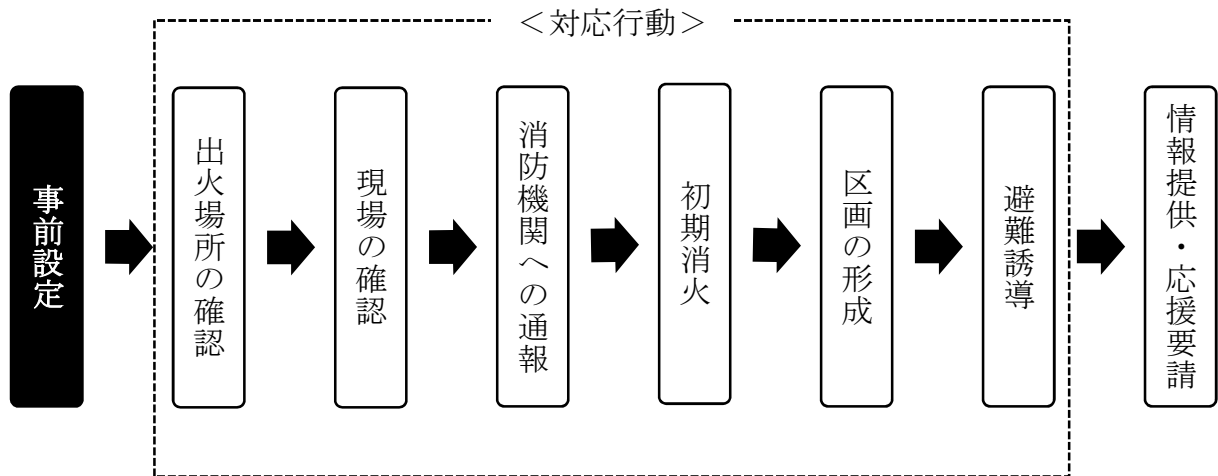
(2) 応援要請

近隣事業所等からの協力体制が確立されている場合は、電話等により連絡します。

また、応援者は、避難者に対し救護所への搬送・誘導などを行い、応急救護処置などを行います。

第3 自衛消防訓練の検証要領 ～社会福祉施設及び病院～

1 事前設定



(1) 防火対象物の実態把握

建物の構造や内装、区画、消防用設備等の状況等について確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-1）に記入します。なお、1(2)から(5)に関する事項については、それぞれ確認及び設定後に記入します。

(2) 訓練実施者の確認

入所者数及び夜間の勤務体制において最少の人員となる勤務体制を確認し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-1）表中「入所者数等」欄、「各区画内の入所者数」欄及び「建築物の概要」欄、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-2）及び夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-3）に記入します。

なお、訓練はその人員で実施して下さい。

(3) 限界時間の設定

火災が発生してから入所者を無事に避難させるまで、何分以内に行えばよいか、出火区画、隣接区画及び上階隣接区画の限界時間を限界時間の設定基準（資料2-4）により設定します。

なお、出火区画は、出火区画の限界時間設定基準（資料2-5）、隣接区画は、隣接区画の限界時間設定基準（資料2-6）、上階隣接区画は、上階隣接区画の限界時間設定基準（資料2-7）により設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料2-1）表中「出火場所及び限界時間」欄に記入します。

(4) 出火場所及び区画の設定

出火区画及び出火場所の設定基準（資料 2－8）により防火区画及び出火室を設定し、夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料 2－1）表中「出火場所及び限界時間」欄及び夜間の防火管理体制実態調査記録表（資料 2－2）に記入します。

(5) 対応行動基準の確認

検証実施前に対応行動基準を確認します。

ア 夜間の勤務体制 1名（A：執務中）

対応行動基準（資料 2－9）

イ 夜間の勤務体制 2名（A：執務中。B：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－10）

ウ 夜間の勤務体制 3名（A：執務中。B・C：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－11）

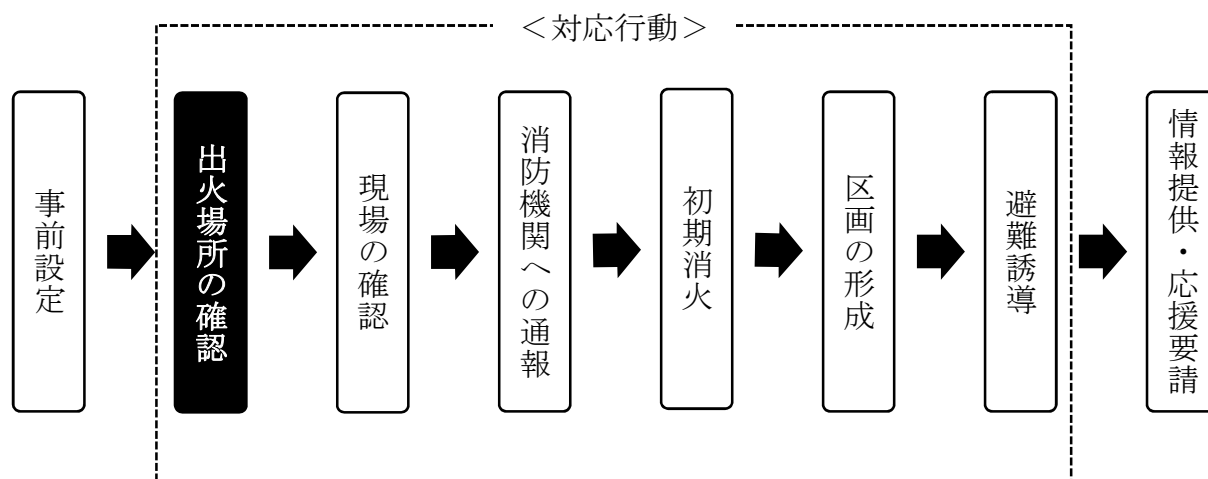
エ 夜間の勤務体制 4名（A：執務中。B・C・D：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－12）

オ 夜間の勤務体制 5名（A：執務中。B・C・D・E：仮眠中）

対応行動基準（資料 2－13）

2 出火場所の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア Aは、夜間正規に勤務する場所（ナースステーション、事務所等）で待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

（「1(4)出火場所の設定」で設定した「出火室」の感知器を作動させます。）

ウ Aは火災地区灯（受信機で火災表示が点灯した場所）を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。（例：○階○側発報、○階○号室発報）

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

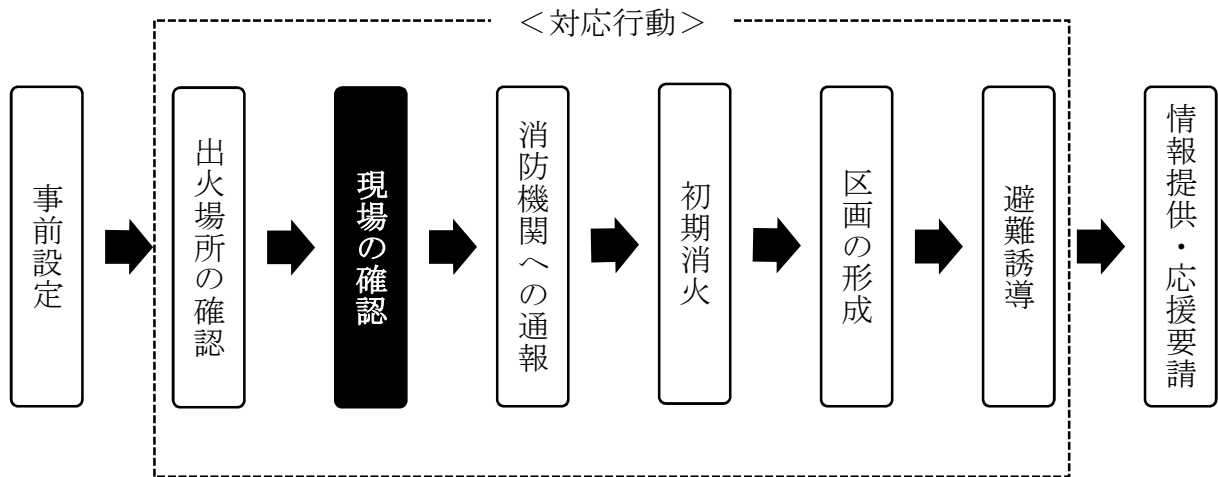
ア Aは、夜間正規に勤務する場所（ナースステーション、事務所等）、A以外の者は仮眠室で待機します。

イ 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。

（「1(4)出火場所及び区画の設定」で設定した「出火室」の感知器を作動させます。）

ウ Aは、火災地区灯（受信機で火災表示が点灯した場所）を確認し、発報場所を指差し2回、呼称します。（例：○階○側発報、○階○号室発報）

3 現場の確認



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア Aは、非常放送の基準（資料2-14）のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。その後、発報場所に向かいます。

イ Aは、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア Aは、待機している隊員を起こして、発報場所に向かうように指示します。

イ 指示された隊員は、発報場所を復唱し、向かいます。

ウ Aは、非常放送の基準（資料2-14）のとおり非常放送（自動火災報知設備の発報後）を行います。

エ 指示された隊員は、出火室に到着後、マスターキーでドアを開け、内部を確認し、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。

(3) その他

ア 仮眠室で待機している場合は15秒経過後に行動します。

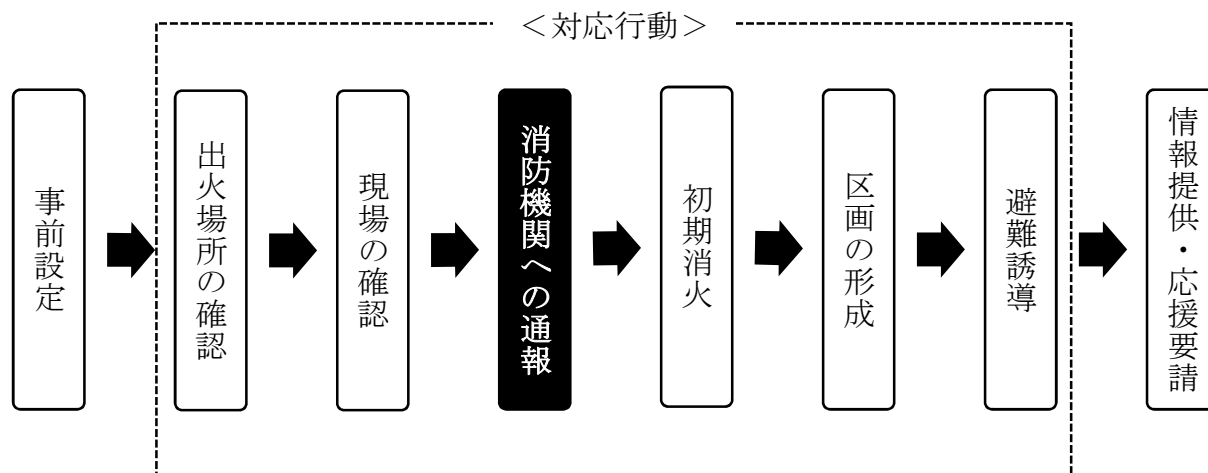
イ 現場確認時、エレベーターを使用する場合は以下のとおりです。

（ア）非常用エレベーター・・・出火区画の階まで使用可能

（イ）非常用エレベーター以外・・・出火階のすぐ下の階まで使用可能

（停電時最寄階停止装置付きに限ります。）

4 消防機関への通報



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

ア Aは、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準（資料2-15）のとおりです。

イ Aは、非常放送の基準（資料2-14）のとおり非常放送（火災確認後）を行います。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

ア 出火室を確認した者は、近くの内線電話、携帯電話等によりフロントに連絡します。

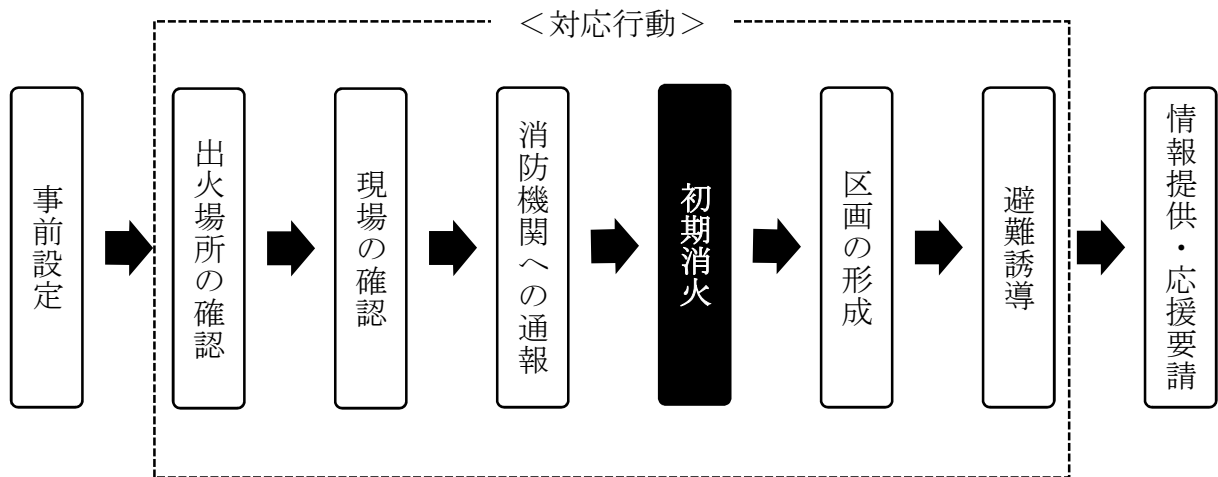
イ 連絡を受けた隊員は、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は119番への通報基準（資料2-15）のとおりです。

ウ Aは、非常放送の基準（資料2-14）のとおり非常放送（火災確認後）を行います。

(3) その他

火災通報装置（所在地、名称等を自動的に通報する装置）が設置されている場合は、押しボタン（起動スイッチ）を押して下さい。

5 初期消火



(1) 夜間の勤務体制が1名の場合

Aは、消火器又は屋内消火栓（1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(2) 夜間の勤務体制が複数名の場合

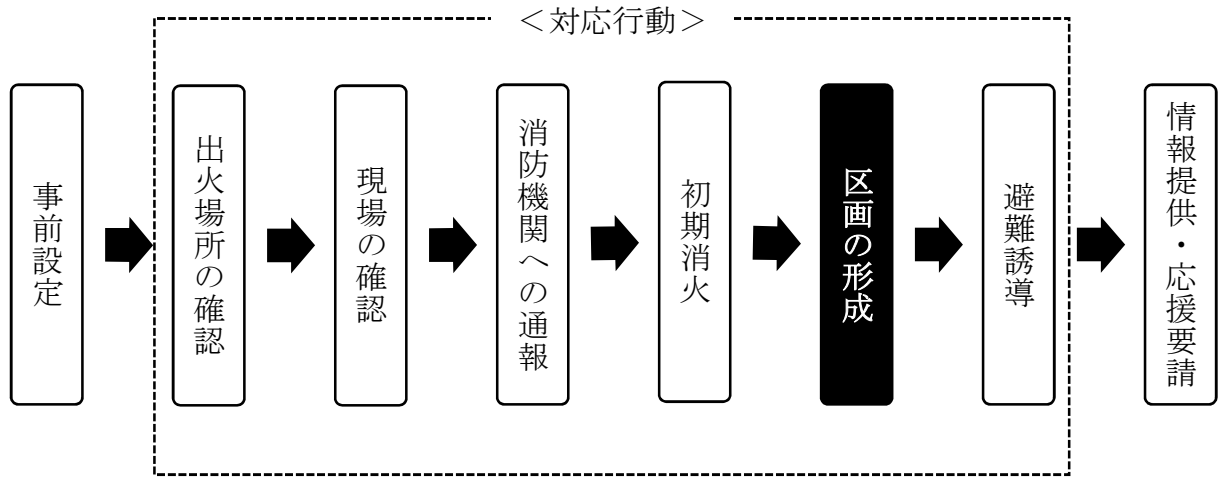
出火室を確認した者は、消火器又は屋内消火栓（消火担当が1人の場合は1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。

(3) その他

ア 消火器は、放出体勢をとってから15秒間保持します。

イ 屋内消火栓設備の操作は、原則として2名以上で行うこととし、放水体勢をとってから30秒間保持します。

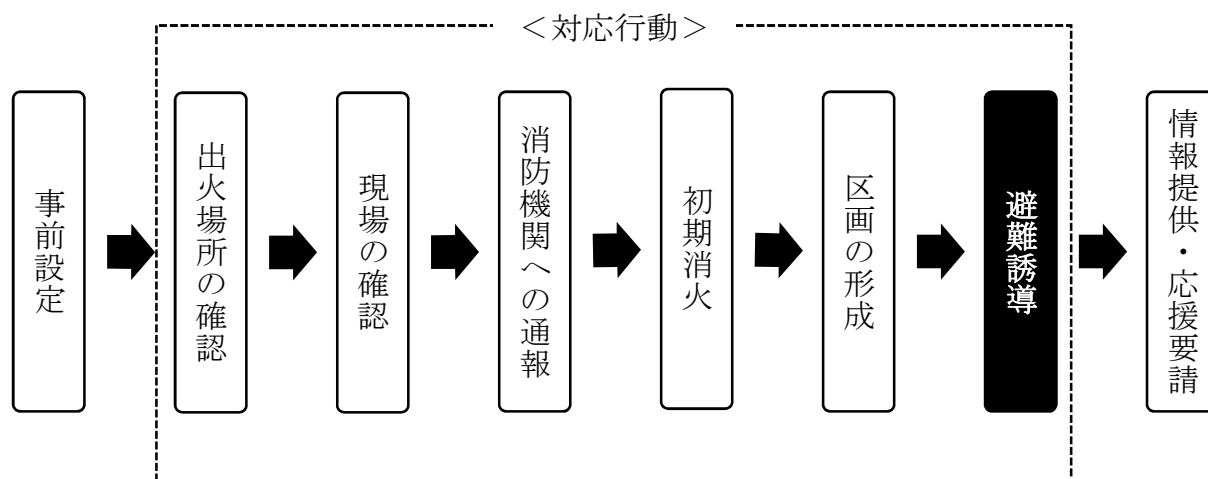
6 区画の形成



区画の形成

区画の形成基準（資料 2-16） のとおり、訓練の進行状況に応じて区画を形成します。

7 避難誘導



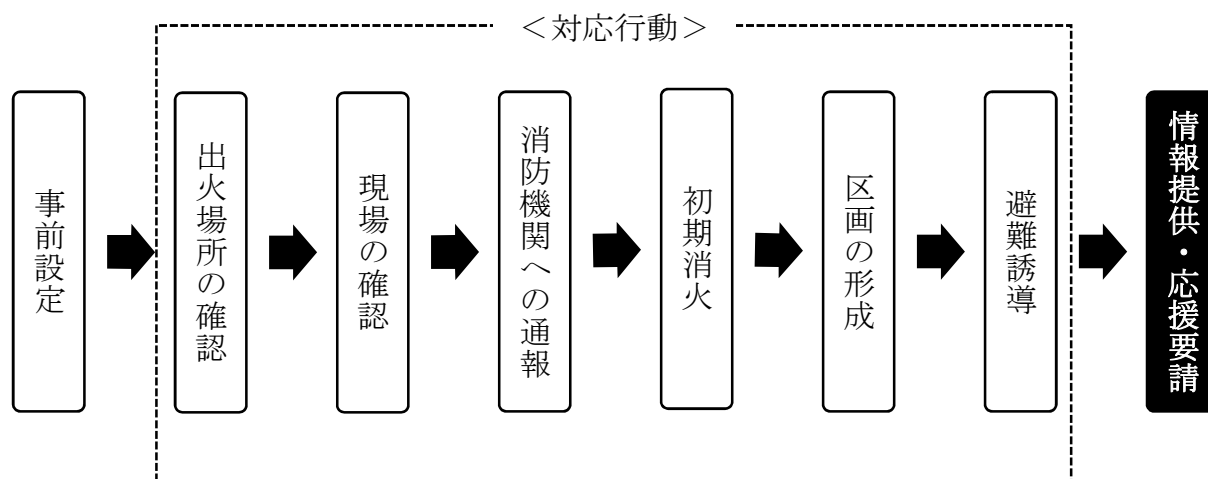
(1) 情報伝達

情報伝達及び避難誘導の基準（資料2-17）のとおり、情報伝達を行います。

(2) 避難誘導要領

情報伝達及び避難誘導の基準（資料2-17）のとおり避難誘導を行います。

8 情報提供・応援要請



(1) 消防隊への情報提供

消防隊に対し、概ね次の内容について情報提供します。なお、入所者等の名簿があれば提供します。

ア 出火場所：「〇〇階の〇〇室から出火しました。」

イ 入所者等の状況：「〇〇階に自力避難困難者〇名、自力避難可能者〇名います。」

ウ 避難の状況：「〇〇名、〇〇に一時避難しています。」

(2) 応援要請

近隣事業所等からの協力体制が確立されている場合は、電話等により連絡します。

また、応援者は、避難者に対し救護所への搬送・誘導などを行い、応急救護処置などを行います。

9 その他

(1) 検証時間について

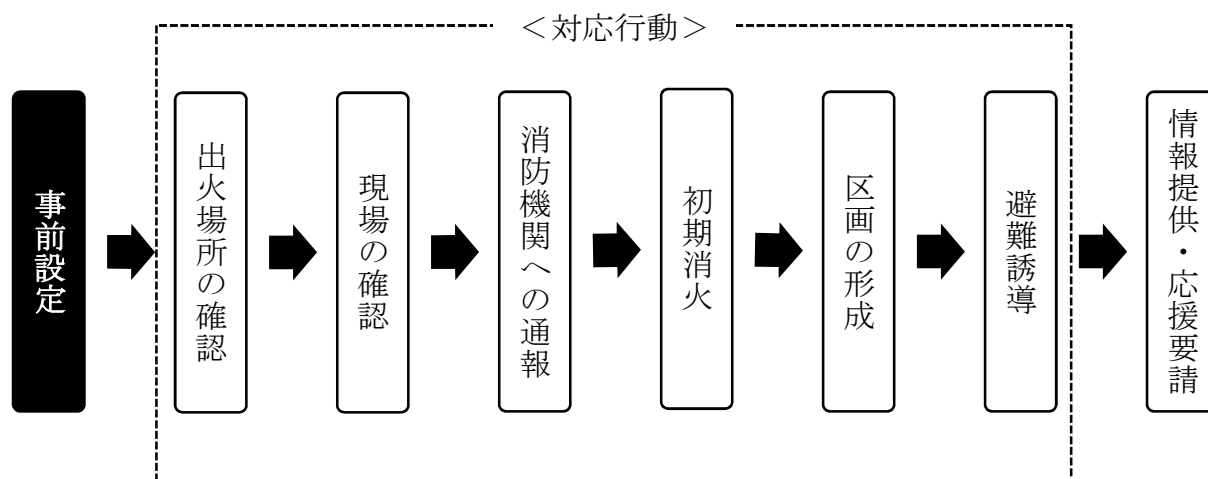
入所者全員が訓練に参加できず職員等ですべてが補完できない場合には、全員が参加した場合の対応行動完了時間を推定所要時間計算用紙(資料2-18)により算出することとし、当該推定所要時間を検証時間とします。

(2) 入所者の訓練参加について

社会福祉施設や病院は、身体の不自由な方などが入所していることから、訓練の参加については、状況に応じて、職員等が入所者の代わりに務めたり、ダミーを活用するなど、できるだけ実態に近い形で訓練を実施するようにして下さい。

第4 自衛消防訓練の検証要領 ～物品販売店舗～

1 事前設定



(1) 防火対象物の実態把握

建物の構造や内装、区画、消防用設備等の状況等について確認し、防火管理体制実態調査記録表（資料3-1）に記入します。なお、1(2)から(4)に関する事項については、それぞれ確認及び設定後に記入します。

(2) 訓練実施者の確認

在館者及び従業員数を確認し、防火管理体制実態調査記録表（資料3-1）表中「在館者等」欄及び防火管理体制実態調査記録表（資料3-2）に記入します。

なお、在館者数及び従業員数は消防法施行規則第1条の3により算定します。

また、訓練はその人員で実施して下さい。

(3) 限界時間の設定

火災が発生してから在館者を無事に避難させるまで、何分以内に行えばよいか、出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画の限界時間を限界時間の設定基準（資料3-3）により設定し、防火管理体制実態調査記録表（資料3-4）に記入します。

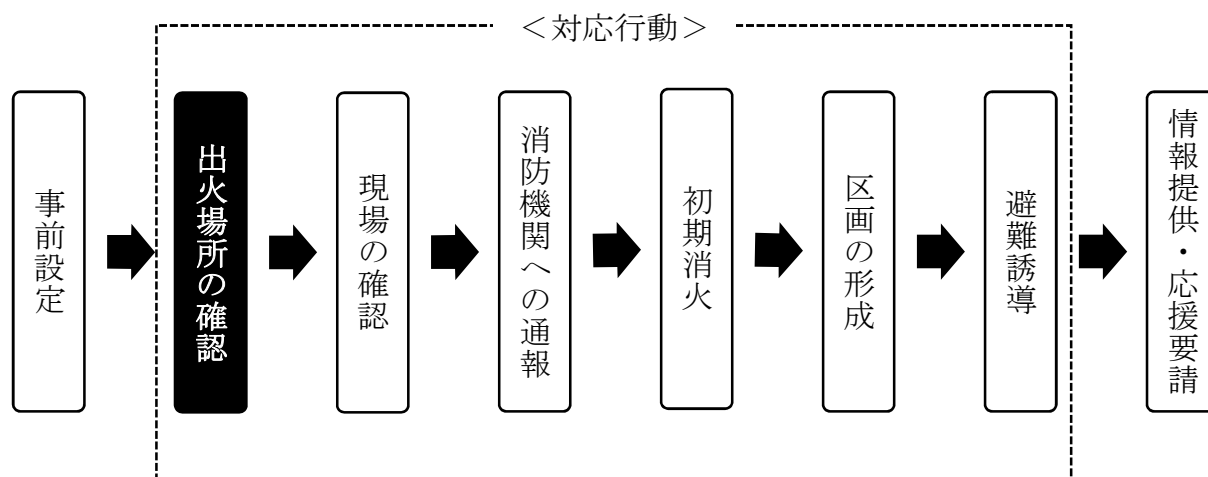
(4) 出火場所及び区画の設定

出火場所の設定及び区画の形成基準（資料 3 - 5）により出火場所及び防火区画を設定し、防火管理体制実態調査記録表（資料 3 - 4）に記入します。

(5) 対応行動基準の確認

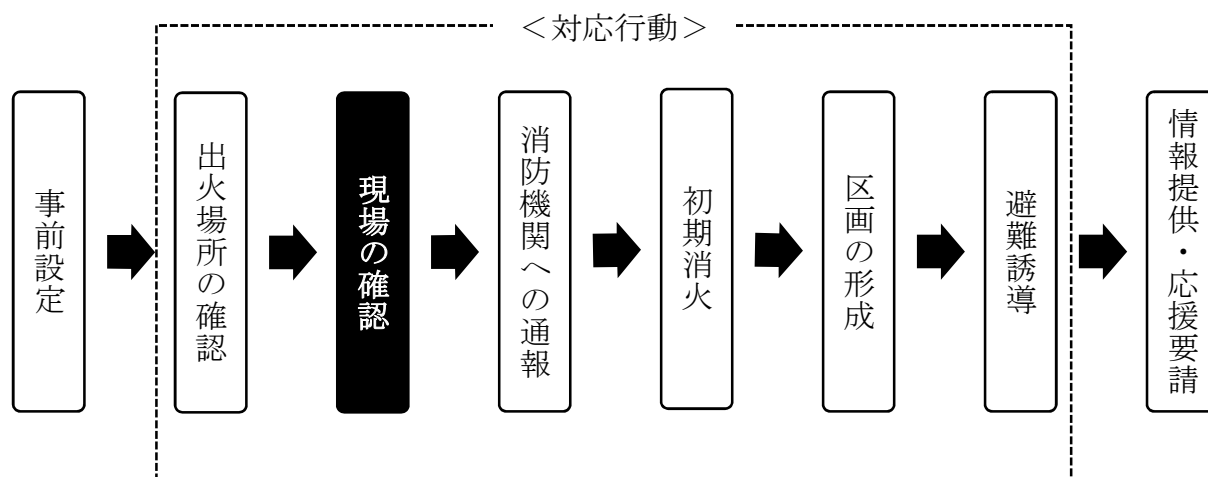
検証実施前に対応行動基準（資料 3 - 6）及び対応行動基準（資料 3 - 7）を確認します。

2 出火場所の確認



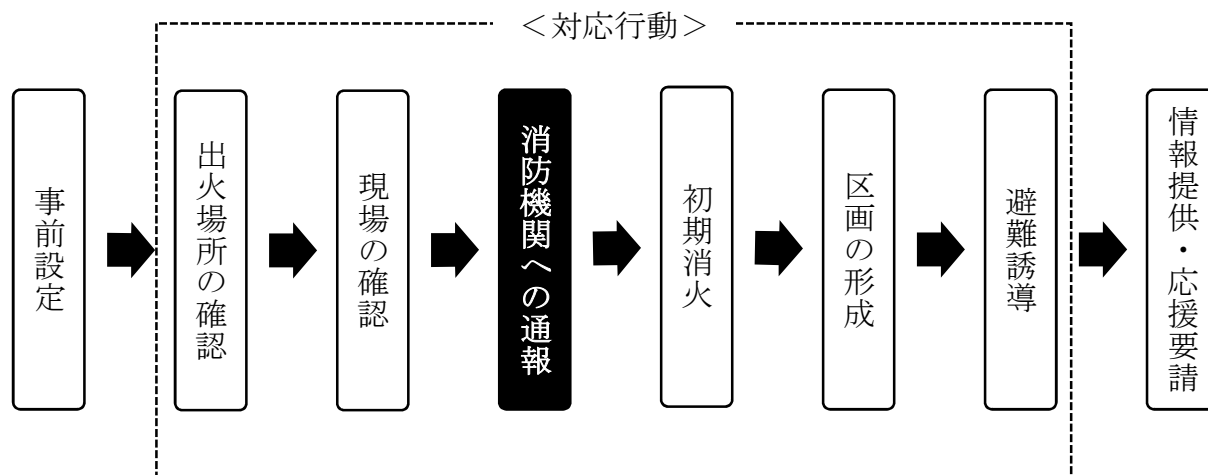
- (1) 防災センター勤務員及び各班員は、日常勤務の体制で待機します。
- (2) 自動火災報知設備のベルの鳴動をもって訓練を始めます。
(「1(4) 出火場所及び区画の設定」で設定した「出火場所」に最も近い場所に設置されている感知器を作動させます。)
- (3) 防災センター勤務員は火災地区灯（受信機で火災表示が点灯した場所）を確認し、発報場所を指差し、2回呼称します。（例：○階○側売場発報）

3 現場の確認



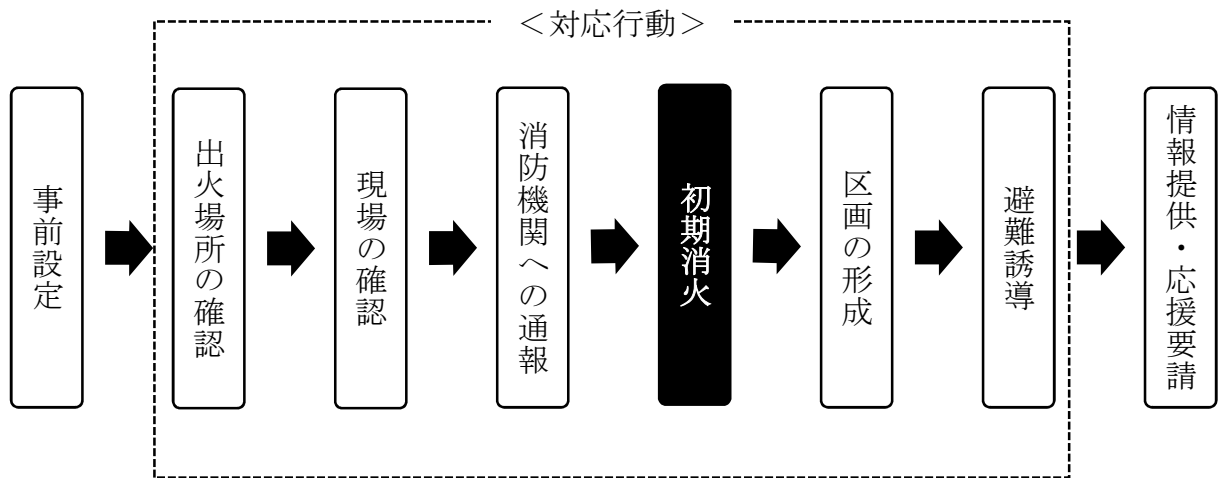
- (1) 防災センター勤務員は情報伝達及び避難誘導等の基準（資料3-8）のとおり各班員への火災発生の情報伝達を行い、発報場所に向かうように指示します。
- (2) 指示された班員は、発報場所を復唱し、向かいます。
- (3) 防災センター勤務員は、情報伝達及び避難誘導等の基準（資料3-8）のとおり在館者への情報伝達を行います。
- (4) 指示された隊員は、出火場所に到着後、「火事だー！」と2回大きな声で叫びます。
- (5) 現場確認時、エレベーターを使用する場合は以下のとおりです。
 - (ア) 非常用エレベーター・・・すべて使用可能
 - (イ) 非常用エレベーター以外・・・出火区画の直下階まで使用可能
(停電時最寄階停止装置付きに限ります。)
それより上階へは階段を使用すること。

4 消防機関への通報



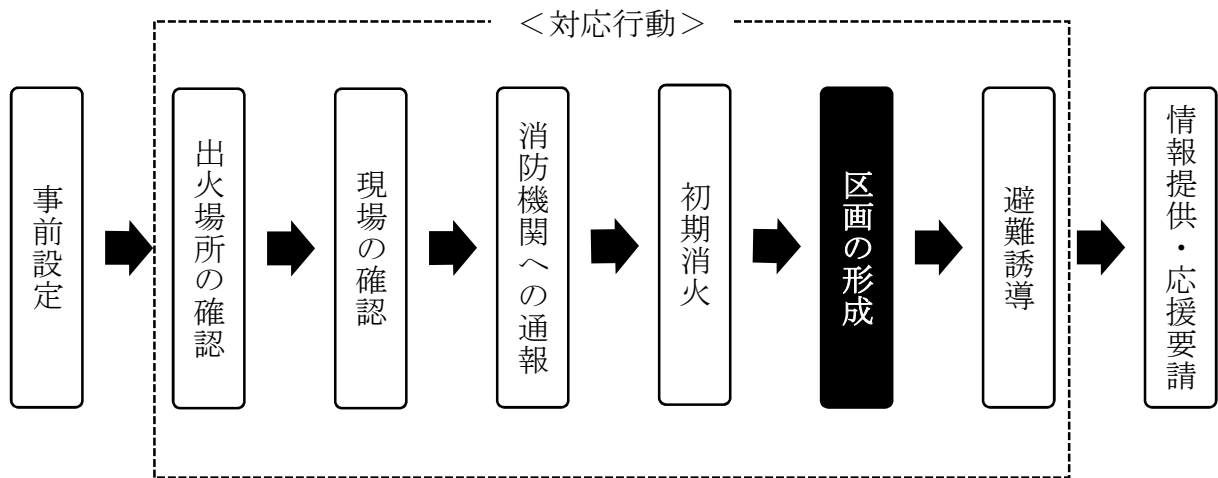
- (1) 通報班班員は、近くの内線電話、携帯電話等により防災センターへ連絡します。
(○階○側売場で火災発生)
- (2) 連絡を受けた防災センター勤務員は、近くの内線電話、携帯電話等により通報します。なお、通報内容は消防機関への通報基準（資料3-9）のとおりです。
- (3) 消防機関へ通報後、情報伝達及び避難誘導等の基準（資料3-8）のとおり在館者へ非常放送を行います。
- (4) その他
火災通報装置（所在地、名称等を自動的に通報する装置）が設置されている場合は、押しボタン（起動スイッチ）を押して下さい。

5 初期消火



- (1) 消火班班員は、消火器又は屋内消火栓（消火班班員が1人の場合は1人で操作できるものに限る。）を使用し初期消火を実施します。
- (2) 消火器による場合は、放出体勢をとってから15秒間保持します。
- (3) 屋内消火栓設備による場合は、原則として2名以上で行うこととし、放水体勢をとってから30秒間保持します。

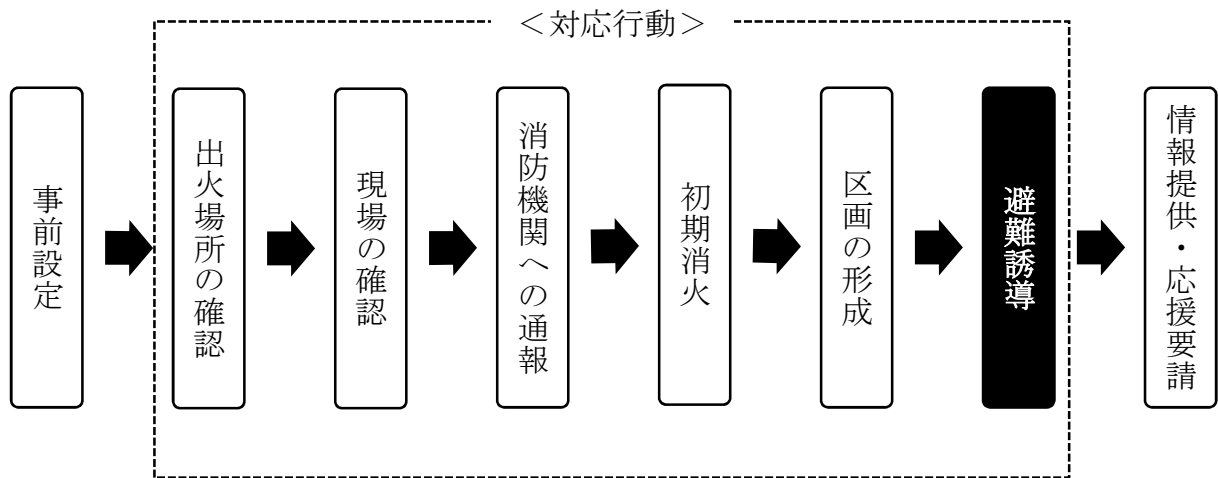
6 区画の形成



区画の形成

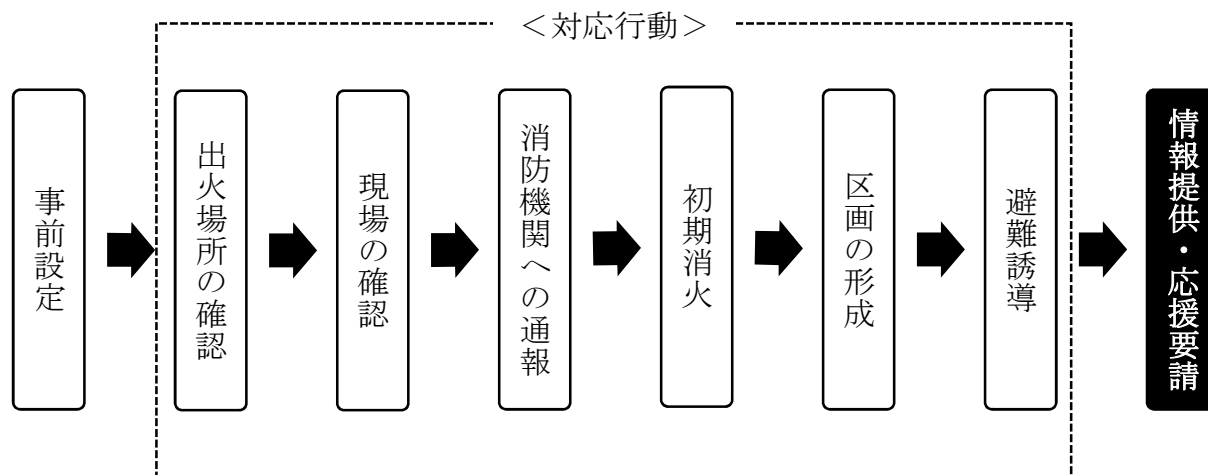
避難誘導班班員は、出火場所の設定及び区画の形成基準（資料3-5）のとおり、訓練の進行状況に応じて区画を形成します。

7 避難誘導



避難誘導班班員は、情報伝達及び避難誘導の基準（資料3－8）のとおり、避難誘導を行います。

8 情報提供・応援要請



(1) 消防隊への情報提供

消防隊に対し、概ね次の内容について情報提供します。

ア 出火場所：「〇階の〇〇から出火しました。」

イ 入所者等の状況：「〇～〇階（出火階等）の避難状況は〇〇です。」

ウ 自衛消防活動状況：「現在、自衛消防隊は、〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っております。」

(2) 応援要請

近隣事業所等からの協力体制が確立されている場合は、電話等により連絡します。

また、応援者は、避難者に対し救護所への搬送・誘導などを行い、応急救護処置などを行います。

なお、消防機関へ通報する火災通報設備については、消防機関への通報だけでなく、予め任意に登録した関係の電話番号に対して自動的に連絡する機能があります。

9 検証時間について

検証対象物の実態に応じて、避難所要時間の計算要領（資料3-10）及び避難時間計算用紙（資料3-11）をもって算出し、当該避難所要時間を検証時間とします。

第5 夜間の防火管理体制を充実・強化するために

1 検証に適合した場合

検証訓練を実施した結果、対応行動が限界時間内に完了した場合は、検証に適合したこととなります。この結果については、検証実施者から検証実施当日に検証結果書※3が交付されます。また、後日、防火管理体制適合通知書※4により通知（送付）されます。

さらに、必要に応じて次のような指導がなされます。

(1) 消防計画の見直し

すでに届出されている消防計画と、検証訓練の際の対応行動が一致しているかどうかを確認する。

消防計画の中に定められている自衛消防の組織の編成及び任務どおりに訓練が行われていれば消防計画を見直す必要はありませんが、違っている場合には、必要に応じて見直す必要があります。

また、見直しをした結果、消防計画の内容に変更を生じた場合には、消防計画作成(変更)届出書(省令別記様式第1号の2、様式は札幌市公式HPに掲載)を所轄の消防署に提出してください。

(2) 編成を変えて実施する

検証は、建物の状況に合わせて避難等が最も困難となることが予想される場所を出火場所に想定して行う訓練ですので、訓練を行う範囲が限定されてしまいます。

しかし、実際の火災は、いつ、どこから発生するか分かりませんので、検証以外の訓練では、出火場所を変えて検証の場合とは違った自衛消防隊員による訓練を行う必要があります。

なお、検証以外のときにも、検証と同じ要領で訓練を行い、どんな編成においても適合できるよう自主訓練を行ってください。

2 検証に不適合の場合 自衛消防訓練を実施した結果、対応行動が限界時間内に完了しなかった場合は、検証不

適合となります。この結果については、検証実施者から検証実施当日に検証結果書※3が交付されます。また、後日、防火管理体制改善通知書※5が通知（送付）されます。

この場合には、以下の改善策を講じる必要があります。

(1) 改善の基本

防火管理体制改善通知書※5 及び 対応行動の改善に係る対策表※6 によりいくつかの改善策を提示しますが、最終的な改善策は、事業所が自ら人員、建物構造、経済性など諸般の事情により実現可能な改善策を選択することが基本となります。

(2) 改善の考え方

限界時間内に確実な火災対応行動を完了させるためには、次の方法があります。

ア 火災対応行動に要する時間の短縮化を図る検証では、自衛消防隊員が訓練に不慣れであったり、連携がうまくとれないなど無駄な行動が多いために限界時間を超えるというケースが多いです。

つまり、「対応行動に問題がある」ということですので、問題のある対応行動の部分訓練を行うなどして是正することができます。

ただし、この方法は、比較的対応が安易であるかわりに大幅な時間短縮は望めません。

イ 限界時間を延長する

火災対応行動に問題がない場合は、限界時間そのものを延長する必要があります。

この方法では、建物の構造、内装、設備等について変更を加える必要がありますので、経済的な負担や改善のための時間もかなり必要となることがありますが、自衛消防の組織に大きな変更を加えることなく対応行動を完了することができます。

さらに、単に時間の延長にとどまらず、火災対応行動の一部簡略化を副次的に期待できるなどの二重の効果が得られる場合もあり、効果的であるといえます。

(3) 改善の実施方法ア改善策の抽出

防火管理体制改善通知書※5 に添付されている 対応行動の改善に係る対策表※6 を参考として、改善可能な対策を抽出します。

この場合、限界時間を超えた時間に応じて対策を抽出してください。

また、改善策は、必ずしも対策表の中から選択しなければならないということではありません。イ改善計画書の提出

改善策が決定したならば、その内容について 防火管理体制改善通知書※5 に添付されている 防火管理体制改善計画書※7 により所轄の消防署に提出し、再検証についての打合せをしてください。

なお、防火管理体制改善計画書※7は、通知を受けた日から2週間以内を目処に提出してください。

ウ 再検証の実施

改善策が決定し、その対策が履行されたならば、再び検証を行います。

なお、改善策によっては、対策の履行に日数を要することもありますので、再検証の実施にあたっては、所轄消防署とよく相談のうえ実施してください。

※3	検証結果書	
	旅館・ホテル等	資料1-15
	社会福祉施設及び病院	資料2-19
	物品販売店舗等	資料3-12
※4	防火管理体制適合通知書	
	旅館・ホテル等	資料1-16
	社会福祉施設及び病院	資料2-20
	物品販売店舗等	資料3-13
※5	防火管理体制改善通知書	
	旅館・ホテル等	資料1-17
	社会福祉施設及び病院	資料2-21
	物品販売店舗等	資料3-14
※6	対応行動の改善に係る対策表	
	旅館・ホテル等	資料1-18
	社会福祉施設及び病院	資料2-22
	物品販売店舗等	資料3-15
※7	防火管理体制改善計画書	
	旅館・ホテル等	資料1-19
	社会福祉施設及び病院	資料2-23
	物品販売店舗等	資料3-16

第6 検証制度に関連する取扱い

1 検証訓練の取扱い

検証訓練は、初期消火、通報連絡及び避難誘導など火災発生時における一連の対応行動が、「限界時間」内に適切に行われていたかどうかを検証し、確認する制度です。従って、消防法により義務付けられている訓練の実施があったものとして取扱います。

※ 法令抜粋 消防法施行規則第3条（防火管理に係る消防計画）

第10項 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

第11項 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

2 検証訓練を実施する場合の届出

検証訓練を実施する場合、あらかじめその旨を「自衛消防訓練通報書」（様式は札幌市公式HPに掲載）により管轄の消防署へ届け出てください。

3 自動火災報知設備の非火災報対策

自動火災報知設備は、検証訓練において重要な役割を占めており、また、火災の早期発見に欠かせない設備です。

ところが、この自動火災報知設備は、火災以外の熱や煙によって作動する、いわゆる「非火災報」を発することがあります。これは、感知器が火災発生初期の段階で感知するように敏感にできているためですが、この他にも感知器の設置場所に適さない感知器を設置しているために作動する場合があります。

このため、受信機の電源を切ったり、ベルを「停止状態」にしていることが原因で、火災の発見が遅れ、多数の死傷者を出すという火災事例もありますので、「非火災報」が発生した場合には、その原因をきちんとつきとめ、適切に対処することが必要となります。

「非火災報」を防止するためには、次の方法があります。

- (1) 設置場所に適した感知器を設置する。
- (2) 一過性の熱や煙による作動を防止する蓄積式の作動方式にする。
(蓄積式受信機、蓄積式中継器又は蓄積付加装置の設置など)

詳細につきましては、施設の自動火災報知設備の整備・点検を行っている会社又は最寄りの消防署（予防課）へご相談ください。

4 その他

検証制度に関するご質問等は、最寄りの消防署へご相談下さい。

※ 札幌市内各消防署の連絡先

	所在地	連絡先
○ 中央消防署	中央区南4条西10丁目	215-2120
○ 北消防署	北区北24条西8丁目	737-2100
○ 東消防署	東区北24条東17丁目	781-2100
○ 白石消防署	白石区南郷通6丁目北	861-2100
○ 厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目	892-2100
○ 豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目	852-2100
○ 清田消防署	清田区平岡1条1丁目	883-2100
○ 南消防署	南区真駒内上町5丁目	581-2100
○ 西消防署	西区発寒10条4丁目	667-2100
○ 手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目	681-2100

夜間の防火管理体制実態調査記録表

(作成年月日: 年 月 日)

名 称					
所 在 地		区 (Tel -)			
構造・内装・区画・消防用設備等の状況	建物構造		耐火構造 ・ 耐火構造以外		
	階層及び規模		① 地上	階建(延	m ²)
			② 地上	階建(延	m ²)
	スプリンクラー設備		有り	・	無し
	屋内消火栓設備		有り	・	無し
	消火器		有り	・	無し
	非常通報装置		有り	・	無し
	非常放送設備		有り	・	無し
	非常放送設備のスピーカーの客室内設備		有り	・	無し
	非常用構内通報機		有り	・	無し
	内装制限	客室	有り	・	無し
避難路		有り	・	無し	

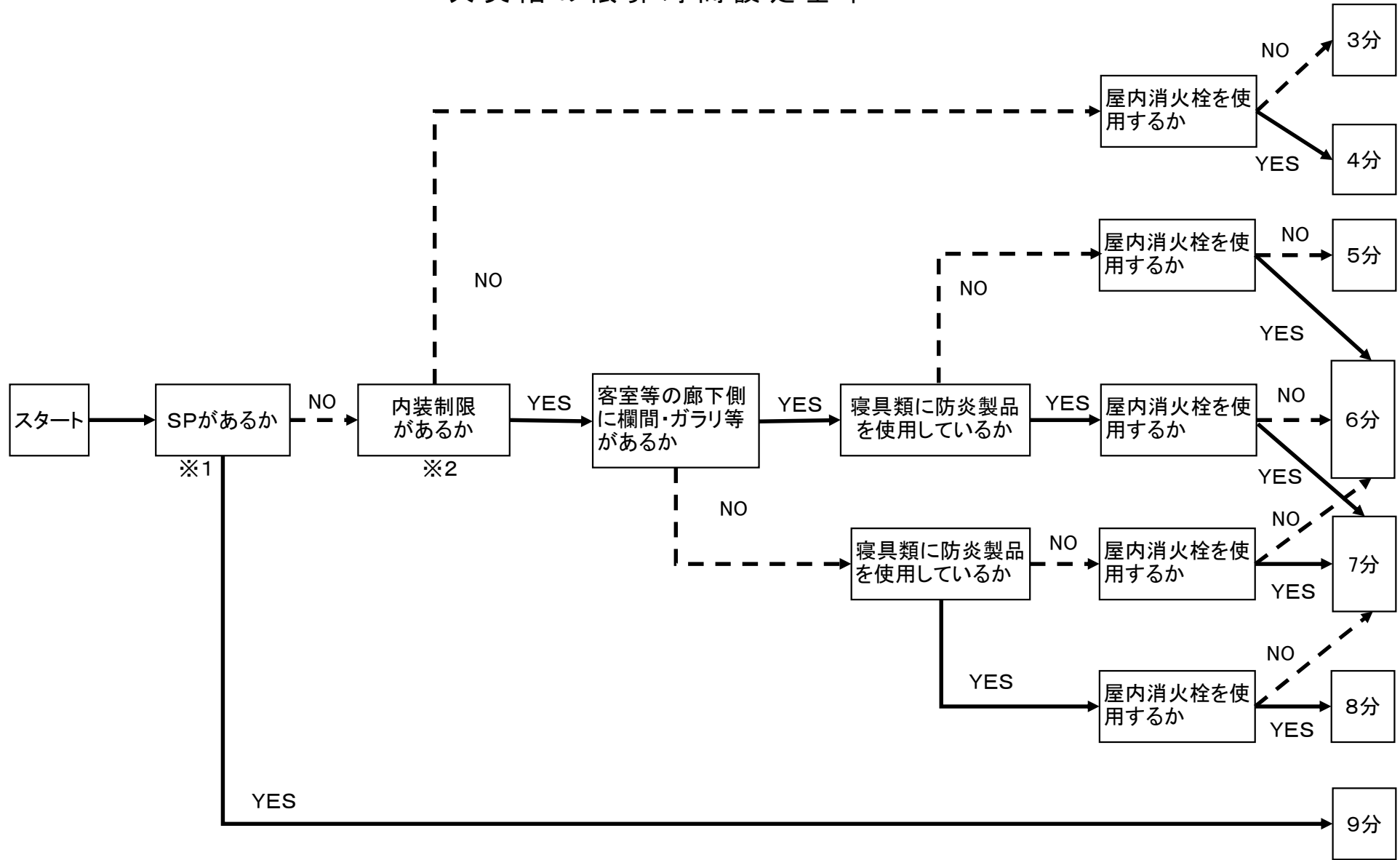
	寝具類の防災製品	有り ・ 無し	
	火災避難用保護具	有り ・ 無し	
	客室と廊下の区画 (内装制限が前提)	有り ・ 無し	
	竪穴区画	有り ・ 無し	
	非常用エレベーター	有り ・ 無し	
	停電時最寄り階停止装置付エレベーター	有り ・ 無し	
	隣接する従業員寮等	有り(分以内) ・ 無し	
夜間の 防火管理 体制	夜間の勤務体制	最多時	最少時
		人	人
		従業員 人	従業員 人
		委託警備員 人	委託警備員 人
	宿泊者(最大収容人員)	人	
設定	火災階の限界時間	分	
	非火災階の限界時間	分	
	情報伝達範囲		
	出火階及び出火室	階	号室

No.

班(組)	氏 名	年 齡	性 別	勤 務 年 数
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 ヶ月
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	

※ 旅館・ホテルの関係者から提出してもらうことでも良い。

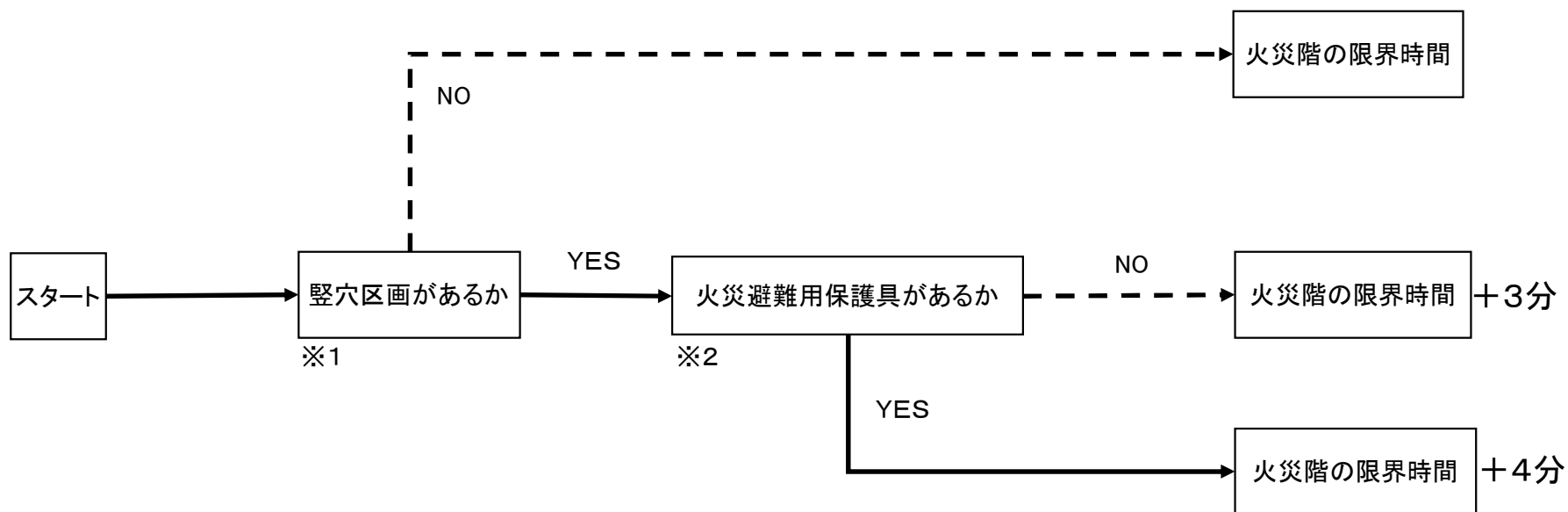
火災階の限界時間設定基準



※1 「SPがある」には、規則第13条に基づきSPが設置されていない部分があることを含む。(規則13条区画)

※2 「内装制限がある」とは、客室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、客室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされていること。

非火災階の限界時間設定基準



※1 「縦穴区画があるか」は、縦穴区画が設けれら、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないことをいう。

※2 「火災避難用保護具があるか」は、各客室ごとに定員相当分の保護具(防煙マスク等)が設置されているかどうかをいう。

(当該保護具は、(一財)日本消防設備安全センターの認定品であること。)

出火場所の設定基準

1 出火階

出火階は、次の階とする。

- | | | | | |
|---|----------|---|-----------|----------------|
| ① | 3 階建 | : | 3 階 | |
| ② | 4 階建 | : | 3 階 | |
| ③ | 5～10 階建 | : | $n - 2$ 階 | |
| ④ | 11～20 階建 | : | $n - 3$ 階 | |
| | 21 階建以上 | : | $n - 4$ 階 | ※ n は最上階を示す。 |

※ 避難階が 1 階でない場合は、避難階の上階の階数により出火階を決定する。

※ 当該検証対象物が複数棟からなる場合は、最大客室数を有する「棟」とする。

2 出火室

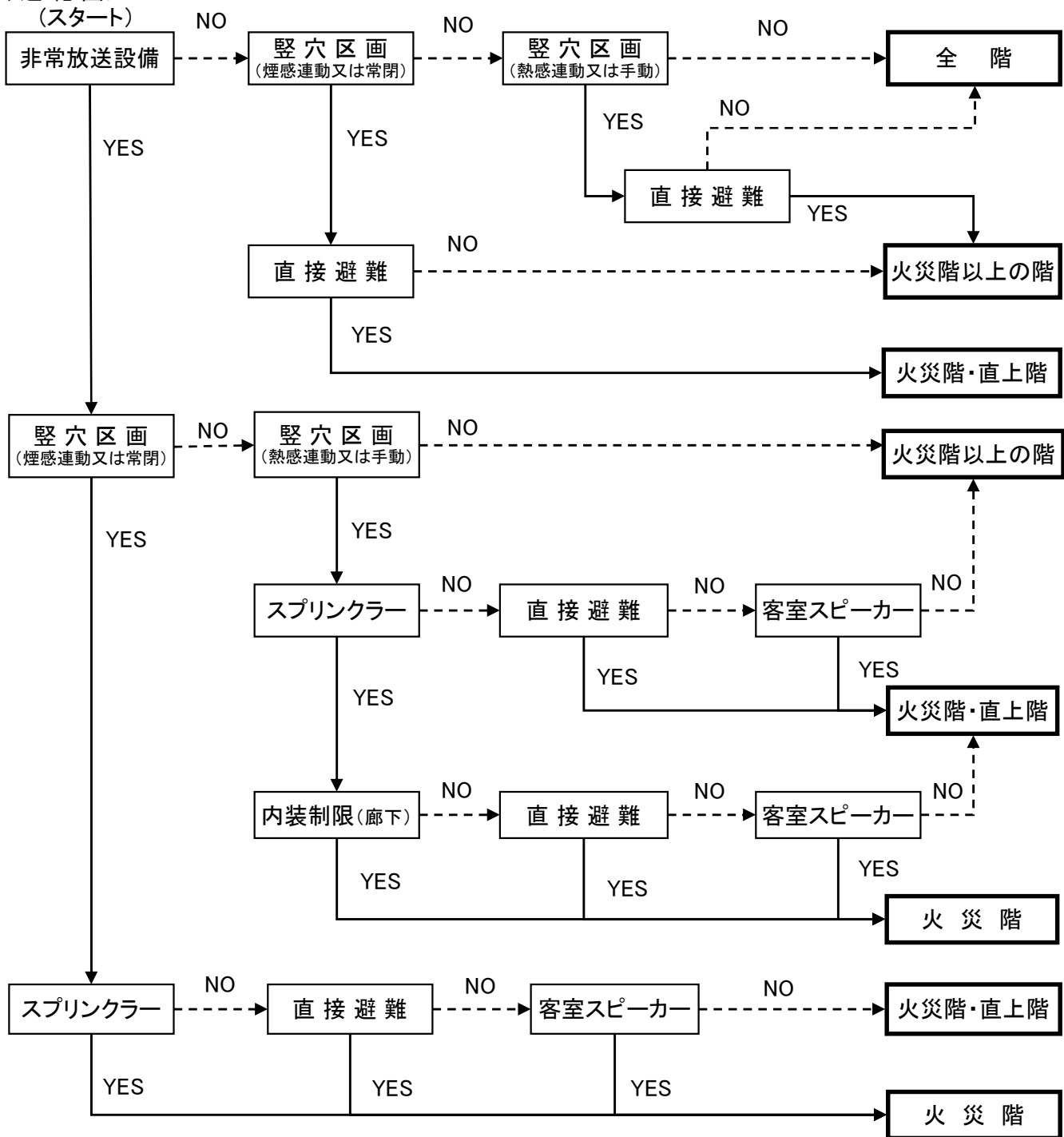
- (1) 前 1 の出火階のうち、火災確認を行うこととしている者が待機している場所から最も遠いと考えられる客室。
- (2) 出火室は、内側から施錠しておく。

3 その他

自動火災報知設備を発報させた客室等の廊下側の入口付近に火点標識（旗等の目印）を設置しておく。

情報伝達範囲設定基準

<伝達範囲>



※「客室スピーカー」: 全客室に、非常放送設備(一斉式非常放送設備含む)のスピーカー又は非常用構内通報機等が設置されていること。

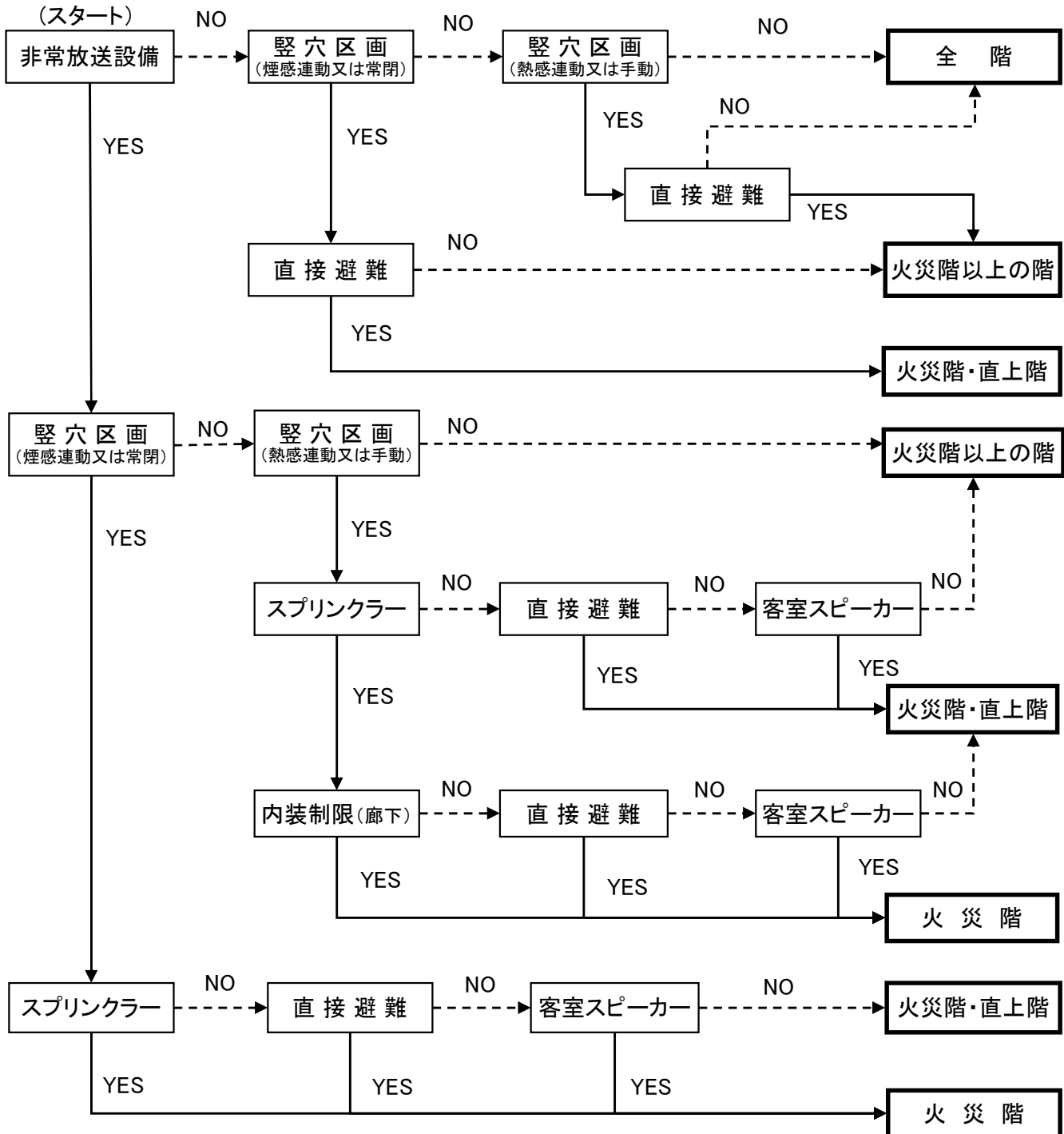
※「直接避難」: 3階以上の全客室に避難器具が設置されているか又は3階以上の全客室が安全な避難路を有するベランダに面していること。

※「煙穴区画(煙感連動又は常閉)」: 煙感知器と連動して自動的に閉鎖する防火戸又は常時閉鎖式防火戸により煙穴区画が形成されていること。

※「煙穴区画(熱感連動又は手動)」: 熱感知器又は温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する防火戸又は

情報伝達範囲設定基準

<伝達範囲>
(スタート)



※「客室スピーカー」: 全客室に、非常放送設備(一斉式非常放送設備含む)のスピーカー又は非常用構内通報機等が設置されていること。

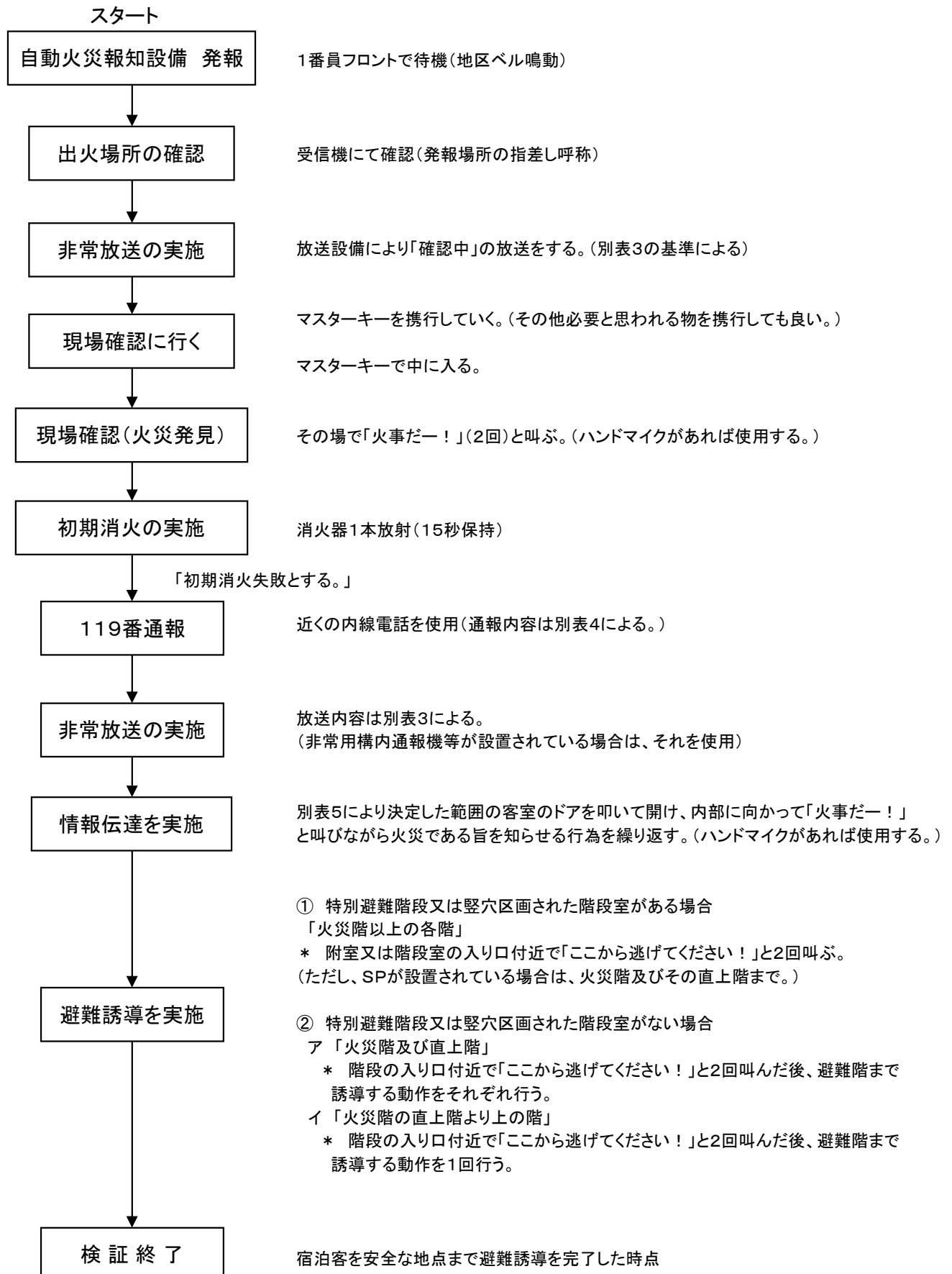
※「直接避難」: 3階以上の全客室に避難器具が設置されているか又は3階以上の全客室が安全な避難路を有するベランダに面していること。

※「煙穴区画(煙感連動又は常閉)」: 煙感知器と連動して自動的に閉鎖する防火戸又は常時閉鎖式防火戸により煙穴区画が形成されていること。

※「煙穴区画(熱感連動又は手動)」: 熱感知器又は温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する防火戸又は手動で閉鎖する防火戸により煙穴区画が形成されていること。

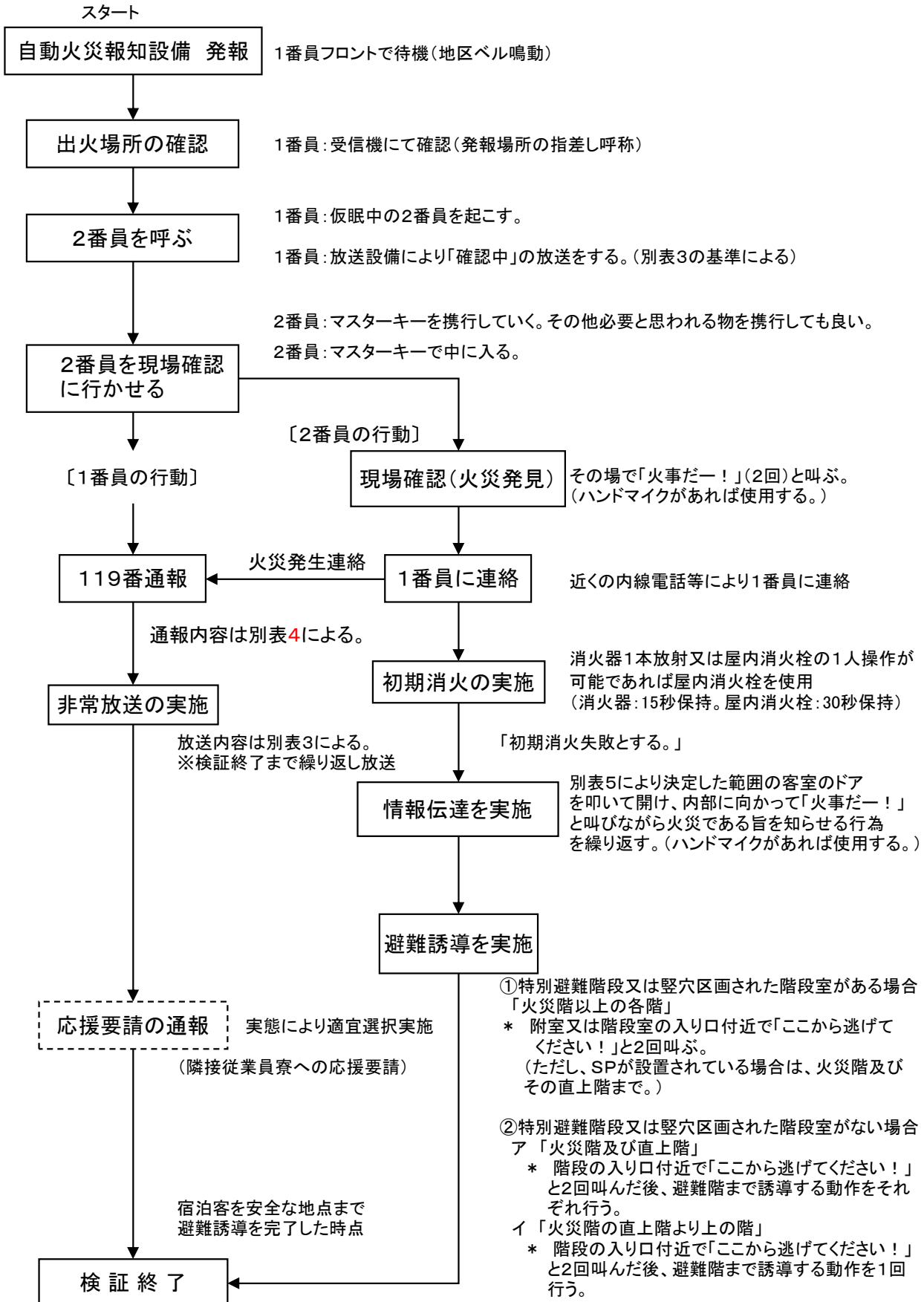
対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制1名 (1番員:フロントにて執務中)



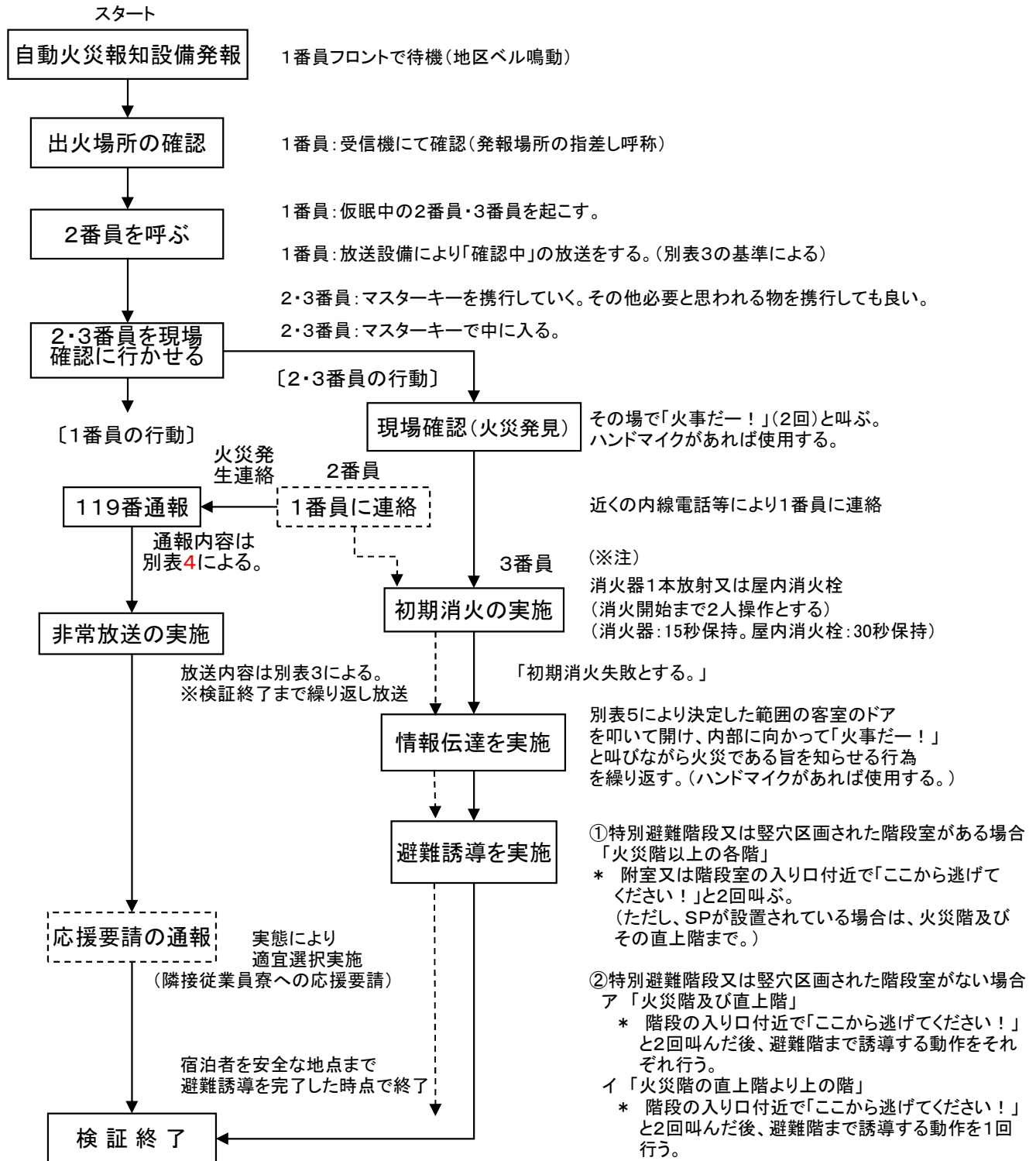
対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制2名 (1番員:フロントにて執務中。2番員:仮眠中)……勤務体制により決定



対応行動基準

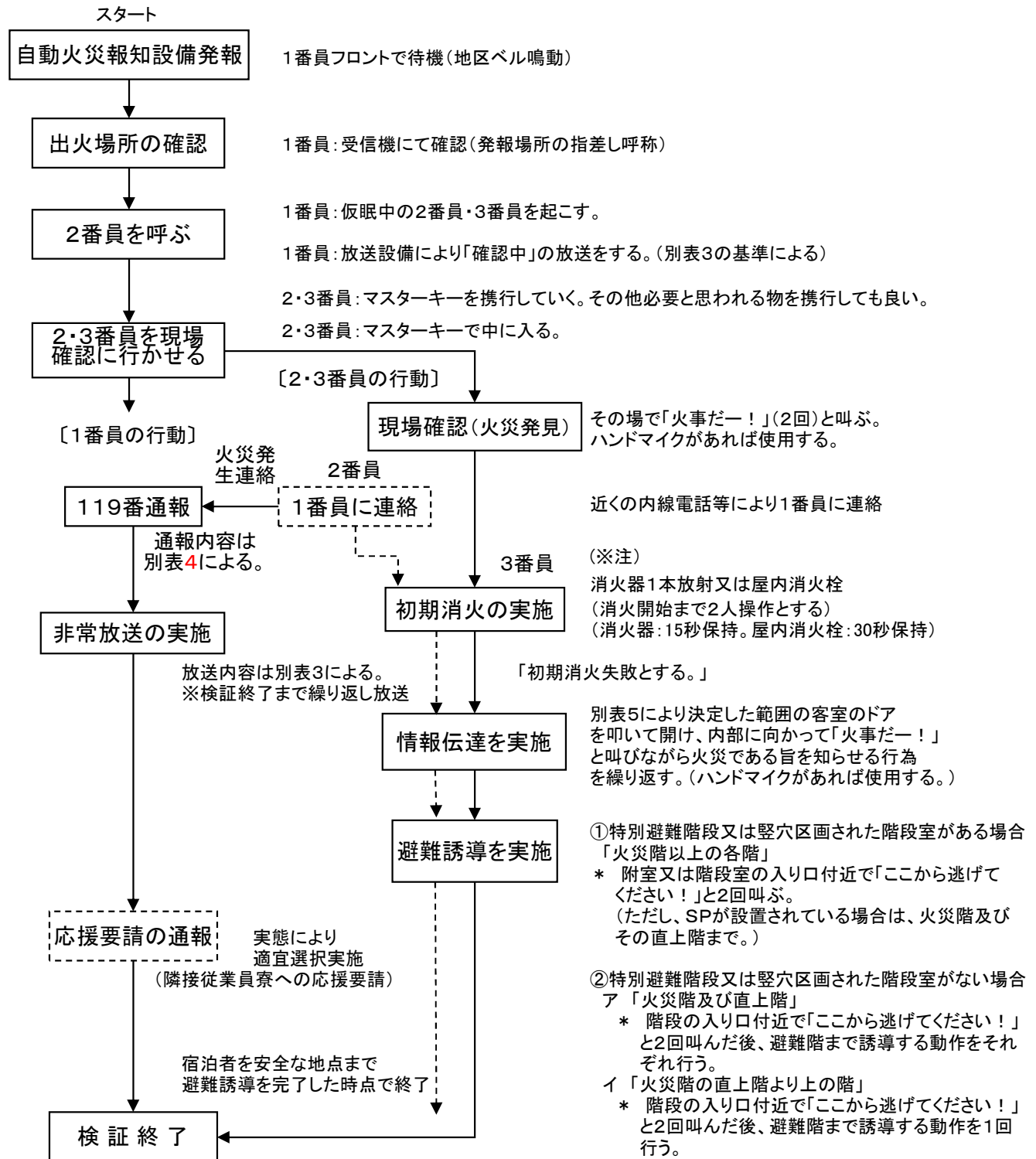
◆ 設定 夜間の勤務体制3名（1番員：フロントにて執務中。2番員・3番員：仮眠中）・・・勤務体制により決定



- ※注
- ① 消火器による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。(その後3番員に協力する。)
3番員:初期消火後、直上階の情報伝達及び避難誘導を行い、順次直上階より上の階の避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
 - ② 屋内消火栓による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、3番員に協力して屋内消火栓の延長操作を補助する。その後、出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後3番員に協力する。)
3番員:屋内消火栓を延長操作し、放水活動を行う。消火後(非放水、バルブを閉じた後)直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
 - ③ 共通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、2人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

対応行動基準

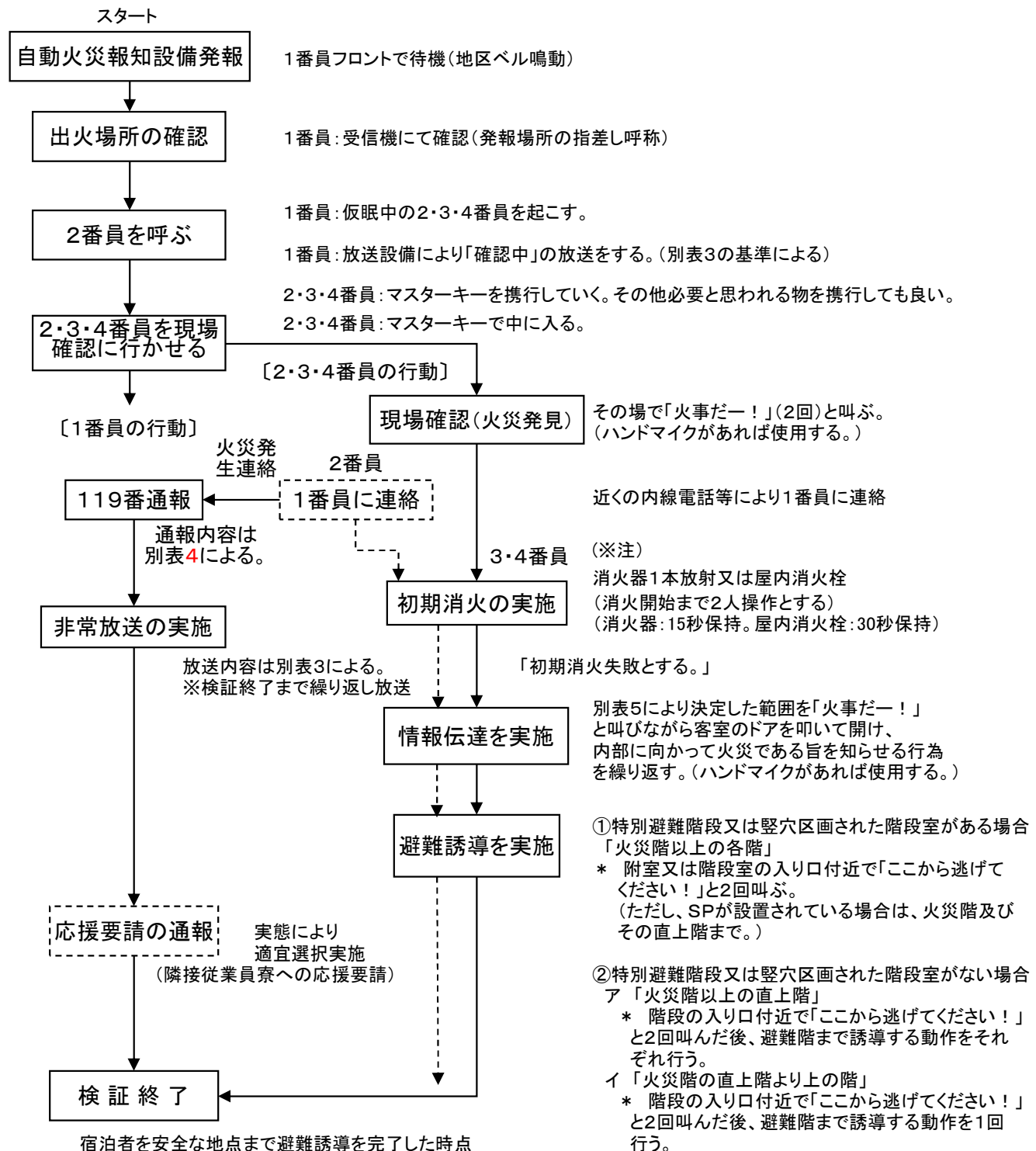
◆ 設定 夜間の勤務体制3名（1番員：フロントにて執務中。2番員・3番員：仮眠中）・・・勤務体制により決定



- ※注
- ① 消火器による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。(その後3番員に協力する。)
3番員:初期消火後、直上階の情報伝達及び避難誘導を行い、順次直上階より上の階の避難誘導を行う。
(伝達範囲に注意)
 - ② 屋内消火栓による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、3番員に協力して屋内消火栓の延長操作を補助する。その後、出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後3番員に協力する。)
3番員:屋内消火栓を延長操作し、放水活動を行う。消火後(非放水、バルブを閉じた後)直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
 - ③ 共通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、2人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

対応行動基準

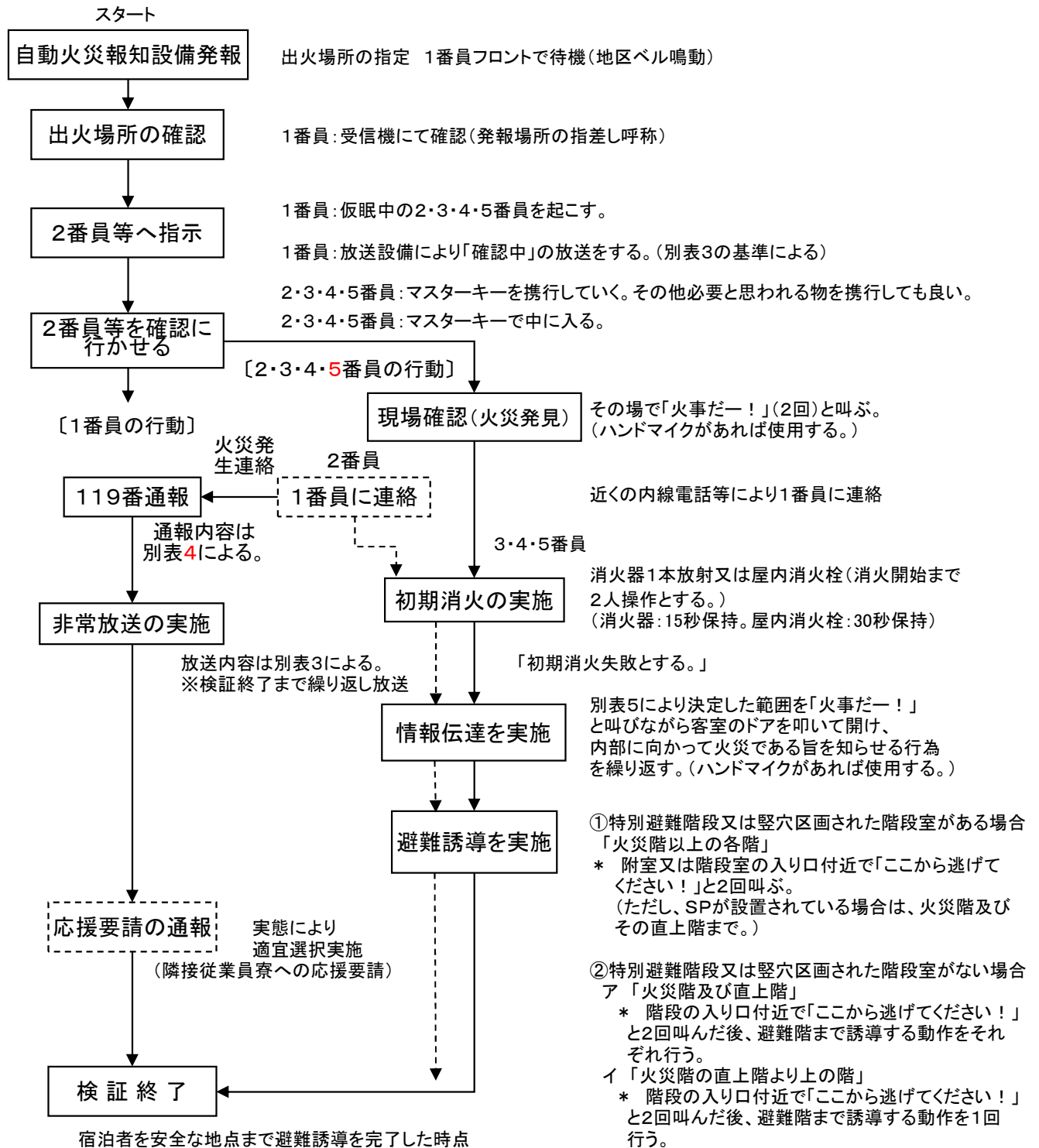
◆ 設定 夜間の勤務体制4名 (1番員:フロントにて執務中。2・3・4番員:仮眠中)



- ※注
- ① 消火器による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
3番員:出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後2番員に協力する。)
4番員:初期消火後、3番員に協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後2・3番員に協力する。)
 - ② 屋内消火栓による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後3・4番員に協力する。)
3・4番員:屋内消火栓を延長操作し、放水動作をとる。消火後(非放水、バルブを閉じた後)直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
 - ③ 共通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、3人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制5名（1番員:フロントにて執務中。2・3・4・5番員:仮眠中）



※ 自衛消防隊員の初期消火等の行動概要

2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。

3番員:4番員と協力して屋内消火栓を操作し、消火後、出火階の直上階へ行き情報伝達及び避難誘導を実施する。

4番員:3番員

〃

5番員:消火器により消火後、2番員に協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。

全 員:担当階の避難誘導終了後、順次直上階より上の階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)

※ 共 通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、4人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

非常放送の基準

1 自動火災報知設備の発報後における放送内容

「只今、〇〇階の火災感知器が作動しましたが、確認しておりますので、しばらくお待ちください。」（2回繰り返す）

※ ベル鳴動が、出火階及びその直上階方式の場合は、非常放送も該当する階について選択して行うことで良い。

2 火災確認後における放送内容

「只今、〇階〇〇号室（付近）から火災が発生しました。従業員の指示に従って至急避難してください。なお、エレベーターは使用できません。（繰り返します）」

※ 当該放送は、検証終了まで繰り返し放送する。ただし、自衛消防隊員が1名の場合は、3回繰り返すことで良い。

※ 英語の併用等、独自の放送文を作成している場合は、それによる。
（国観連の指定、（一社）日本ホテル協会に加盟しているものについては、極力英語放送を組み入れるよう指導する。）

※ 非常用構内通報機（火災である旨が一斉に伝達される電話機等）等が設置されている場合には、当該電話機等を用い、2の文例に準じて在館者に火災である旨を知らせる。

1 1 9 番 へ の 通 報 基 準

通報者 : 1 1 9 番する。

指令員 : 「1 1 9 番消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 : 「(検証訓練、検証訓練) 火事です。」

指令員 : 「場所はどこですか。」

通報者 : 「〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号、〇〇ホテルです。」

指令員「何階建ですか、燃えているところは何階ですか。」

通報者 : 「〇階建で、〇階が燃えています。」

指令員「宿泊者数は何名ですか。」

「逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 : 「宿泊者〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

指令員「あなたの名前と電話番号を教えてください。」

通報者 : 「〇〇です。電話は〇〇〇の〇〇〇〇です。」

指令員「わかりました。」

別表 6

情報伝達及び避難誘導基準

1 各室伝達要領

- (1) 客室：伝達範囲内のすべての客室のドアを叩いて開け、内部に向かって「火事だー！」と叫ぶ。

この場合、原則として廊下に面した片側を連続して伝達し、その後反対側の客室を連続して行う。

(2) ドア等の閉鎖

- ア 出火室：火災確認後及び初期消火終了後、必ず閉めさせる。
- イ 出火室以外の客室等：火災伝達後、閉めさせること。
- ウ 常時閉鎖式防火戸：閉鎖されていること。
- エ 煙感連動式防火戸：閉鎖障害がないこと。
- オ 熱感連動式防火戸：火災階の防火戸はすべて手動で閉鎖する。また、火災階以外は閉鎖障害がないこと。
- カ 手動式の防火戸：堅穴区画を形成する火災階以上の階のすべての防火戸を手動で閉鎖すること。

2 避難誘導要領

- (1) 廊下に出てきた客・患者等を安全な地点まで避難誘導する。

ア 耐火建築物の場合

- ① 特別避難階段の附室
- ② 堅穴区画がなされている階段室
- ③ 屋上広場、安全な地上までの避難路を有するベランダ等

イ 耐火建築物以外の場合：安全な地上

(2) 検証の場合

ア 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がある場合

火災階以上の各階において、これらのうち1の附室又は階段室の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫ぶこと。

ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階およびその直上階において上記行為を行えば足りるものとする。

イ 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がない場合

- ① 火災階及びその直上階：階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、避難階まで誘導する動作をそれぞれ行う。
- ② 火災階の直上階より上の階：階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫びながら避難階まで誘導する動作を1回行う。

ウ 各客室等から避難誘導場所が死角になる場合

適当な位置から誘導した後、上記ア又はイの行為を行う。

夜間の防火管理体制検証結果書

年 月 日

様

(検証実施者)

署予防課 係

消防 印

年 月 日夜間の防火管理体制による自衛消防隊訓練を検証した結果は、下記のとおりです。

記

検 証 の 設 定

被検証者	名	初期消火	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備
火災想定階	階 号室	情報伝達範囲	階から 階まで

検 証 結 果

区 分	限界時間(A)	検証時間(B)	評 価	程 度
火災階	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)	<input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 重度
非火災階	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)	

備考 1 検証に適合するためには、 $(A) \leq (B)$ でなければなりません。
 2 程度欄は、対応行動が限界時間を超過した時間の割合に応じて次のように区分されています。
 軽度:超過した時間が、数秒から1分以内
 中度: " 1分を超え2分以内
 重度: " 2分を超えた場合

立会者 職・氏名 _____ 印

夜間の防火管理体制適合通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長

消防

印

あなたの 所有 管理 する下記の防火対象物において、 年 月 日夜間の防火管理体制による自衛消防訓練を検証した結果、訓練が限界時間以内に終了し札幌市の防火対象物における防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しているので通知します。

記

自衛消防訓練の検証対象防火対象物

防火対象物所在地	
防火対象物名称	
検証対象物用途	

特
記
事
項

--	--

夜間の防火管理体制改善通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防 印

あなたの 所有 する { 所在;札幌市 区 } において
管理 する { 名称; } において

て 年 月 日 夜間の防火管理体制(人)による自衛消防訓練を検証した結果、札幌市の防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しないので、下記事項を参考に改善されるよう通知します。
なお、改善計画を 年 月 日までに 消防署長あて提出して下さい。

記

検 証 結 果	施設別	区分	限界時間	検 証 時 間	評 価
	旅 館 ・ ホ テ ル	火 災 階	分	分 秒	適合・不適合
非 火 災 階		分	分 秒	適合・不適合	
病 院 ・ 社 会 福 祉 施 設	出 荷 区 画	分	分 秒	適合・不適合	
	隣 接 区 画	分	分 秒	適合・不適合	
	上階隣接区画	分	分 秒	適合・不適合	

改善を要する事項	改 善 策
.....
.....
.....

注 適合するためには、自衛消防訓練が限界時間以内に完了しなければなりません。
備考 改善目標期日以降の適当な日に再度検証を実施します。

夜間の防火管理体制改善計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市 消防署長

(届出者)

住所

氏名

このことについて、 年 月 日 (札幌 第 号) の通知にもとづいて、
下記のとおり改善計画をたてましたので、届け出します。

記

改善対策の内容			
改善目標期日	年	月	日
再検証希望日時	年	月	日 午前・午後 時から
※ 受付 欄	※ 経 過 欄		

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

別表1(その1)

夜間の防火管理体制実態調査記録表

(作成年月日: 年 月 日)

名称	
所在地	区 (Tel -)
施設の種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設() ・ <input type="checkbox"/> 病院
直近の署・所	(施設より約 km)

建物概要	建築面積	m ²	入所者等	入所者数	人	
	延べ面積	m ²		職員数	人	
	階数	地上階・地下階		夜間勤務体制	職員 委託警備員 計	人 人
	構造	<input type="checkbox"/> 耐火・ <input type="checkbox"/> 準耐・ <input type="checkbox"/> その他				

消防用設備等・内装・区画等の状況	消火器	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 1号消火栓(<input type="checkbox"/> 易操作性) ・ <input type="checkbox"/> 2号消火栓(<input type="checkbox"/> 広範囲型)
	スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	規則第13条区画 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	受信機設置階:主階/副階
	放送設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 非常用 ・ <input type="checkbox"/> 業務用
	火災通報装置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自火補報連動 ・ <input type="checkbox"/> 押しボタン
	バルコニー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	各室内装制限	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	寝具類の防炎化	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 布団カバー・ <input type="checkbox"/> シーツ・ <input type="checkbox"/> その他()
	各室不燃区画	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	各室戸区画	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 非常用・ <input type="checkbox"/> 停電時最寄り階停止
	隣接従業員寮	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	施設より km(応援人員 名)

<出火場所及び限界時間>

特定出火室	階	室	出火区画の限界時間	分
隣接区画の限界時間	分	上階隣接区画の限界時間	分	分

<各区画内の入所者数>

出火区画	人(困難者)	人	隣接区画(1)	人(困難者)	人
隣接区画(2)	人(困難者)	人	上階隣接区画	人(困難者)	人

<★建築物の概要>

階数	主な用途	床面積 [㎡]	入所者数 ()内は 自力避難 困難者数 [人]	夜間の 当直者 数 [人]	※スプリンクラー	※バルコニー	※各室不燃化区画	※各室戸区画
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
合計			()					

★ 建物概要は、複数棟ある場合、自力避難困難者が最も多い棟について記入する。

※ 各階毎に記入することとし、ある場合→○、ない場合→×、一部ある場合→△とする。

別表1(その2)

夜間の防火管理体制実態調査記録表

名称		所在地	区	
施設の種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設() ・ <input type="checkbox"/> 病院			
出火区画及び出火区画と同一の隣接区画平面図				(注)1 各室毎に入所者数を記入すること。(自力避難困難者は()に再掲すること。) (注)2 屋内消火栓設備が有る場合は、その位置を明示すること。
出火区画及び出火区画と同一の隣接区画平面図				出火区画の上階隣接区画平面図

限界時間の設定基準

限界時間は、火災の比較的早期に火炎が危険なレベルに達することが予想される出火区画及び隣接区画について、次により設定するものとする。

1 限界時間の設定要件

(1) 「スプリンクラー設備設置の場合」として扱う場合は、以下によることとする。

- ① 消防法令に基づきスプリンクラー設備が設置されている場合
- ② 消防法施行規則第 13 条第 1 項に定める区画（以下「13 条区画」という。）をすることにより、ヘッドの設置を除外している場合
- ③ 消防法施行規則第 13 条第 3 項に定める場所でヘッドの設置を除外している場合
- ④ 消防法施行令第 13 条の基準により、水噴霧消火設備等の自動火災報知設備が設置されている場合
- ⑤ 「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和 50 年消防安第 77 号）の第 2、2～4 の基準（木造のものを除く。）により、スプリンクラー設備等の自動消火設備が設置されている場合
- ⑥ 「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和 62 年消防予第 188 号）の 2(3) の基準によりスプリンクラー設備が設置されている場合
- ⑦ 「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和 62 年消防予第 189 号）の 1(2)（木造のものを除く。）の基準によりスプリンクラー設備が設置されている場合
- ⑧ 「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和 63 年消防予第 136 号）によりパッケージ型自動消火設備が設置されている場合
- ⑨ 「精神病院の消防用設備等の設備について」（昭和 50 年消防安第 84 号）の 3 の基準によりスプリンクラー設備が設置されている場合

(2) 各室不燃区画

各室不燃区画とは、出火区画及び隣接区画の各室（トイレ、浴室等で出火危険の著しく少ない室を除く。）ごとに、仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし

た壁及び天井（天井がない場合は屋根）並びに防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）又は不燃材料（ガラス網入のものに限る。）若しくは準不燃材料で造った戸により区画するものをいう。

(3) 各室戸区画

各室戸区画とは、出火区画及び隣接区画内の壁及び隣接区画の各室（トイレ、浴室等で出火危険の著しく少ない室を除く。）ごとに、仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした壁及び天井（天井がない場合は屋根）並びに戸（襖、障子又はこれらに類するものを除く。）により区画するものをいう。

(4) 内装制限

内装制限がなされている場合とは、出火区画及び隣接区画内の壁及び天井が準不燃材料以上でなされている場合をいう。

(5) 有効なバルコニー等

有効なバルコニー等とは、避難方法、バルコニー等に面する就寝室の開口部、バルコニーの構造等の状況からみて、バルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

(6) 寝具類等の防火

寝具類等に防火製品が使用されている場合とは、使用している布団カバー、シーツに防火製品として認定されているものを使用している場合をいう。

2 出火区画の限界時間

(1) 限界時間の設定

出火場所の感知器の発報から、出火区画内が危険なレベルに達すると規定されるまでの時間で、別添2（その2）により設定すること。

なお、避難の際に出火区画の排煙設備を有効に作動させる場合、当該区画内にスプリンクラー設備が設置されている場合には2分、スプリンクラー設備が設置されない場合には1分限界時間を延長することができることとする。

(2) 出火区画の範囲

出火区画に面して設けられたバルコニー、ベランダ等の直接外気の流通する場所（以下「バルコニー等」という。）は、次により出火区画の範囲に含むこととする。

① 出火区画に面した部分のすべてが含まれる場合

ア 耐火建築物以外の建築物のバルコニー等の場合

イ 出火区画に、スプリンクラー設備が設置されておらず、かつ、各室不燃

化区画及び各室戸区画が形成されていない場合

② 出火室に隣接する部屋の開口部から 5m以内の部分が含まれる場合

出火区画に、スプリンクラー設備は設置されていないが、各室戸区画が形成されている場合

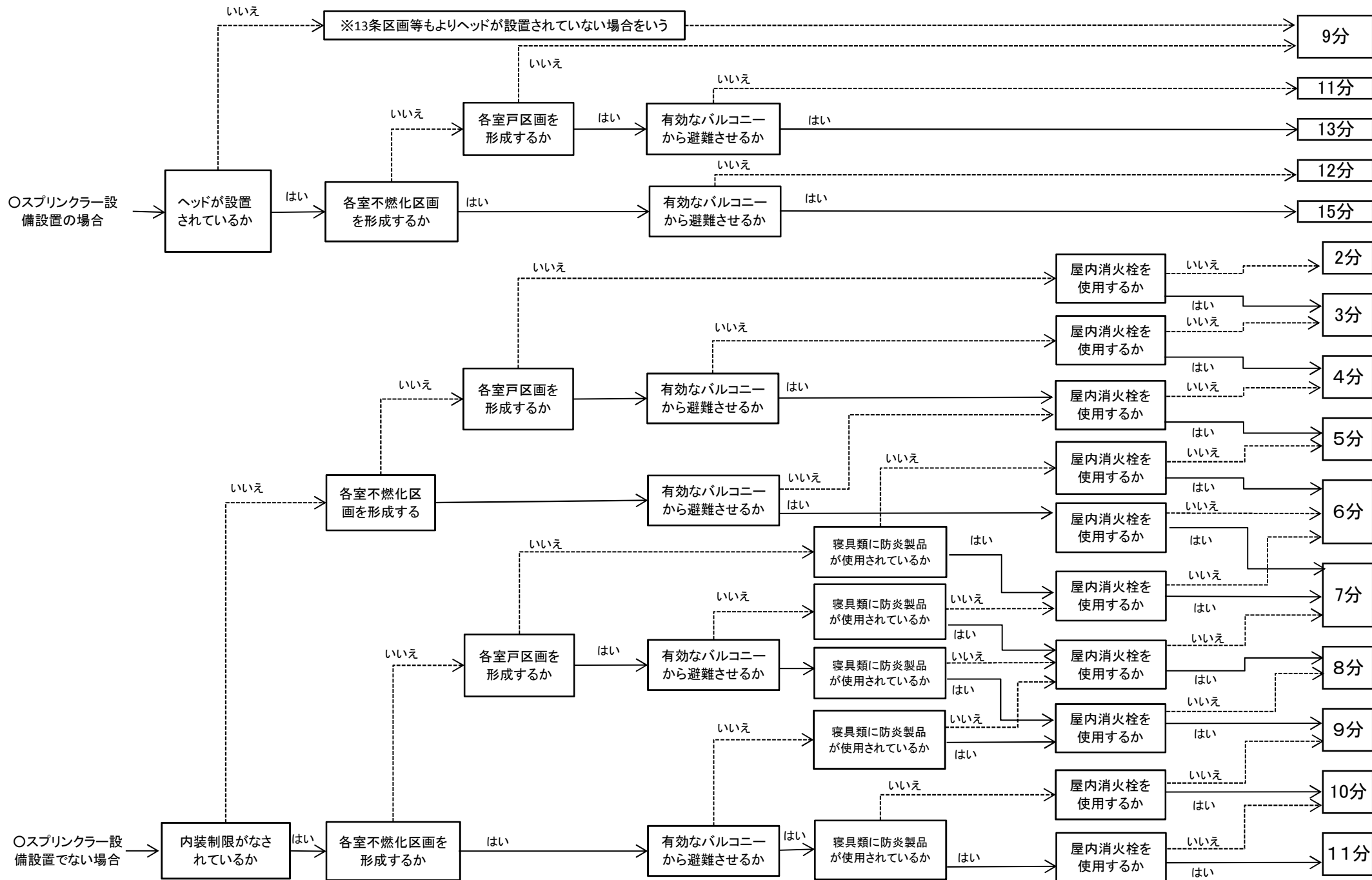
3 隣接区画の限界時間

出火場所の感知器の発報から、隣接区画が危険なレベルに達すると想定されるまで時間で、別添 2（その 3）及び（その 4）により設定すること。

なお、出火区画を構成する区画が、建築基準法施行令第 112 条による区画の場合は、隣接区画の限界時間を 1 分延長することができることとする。

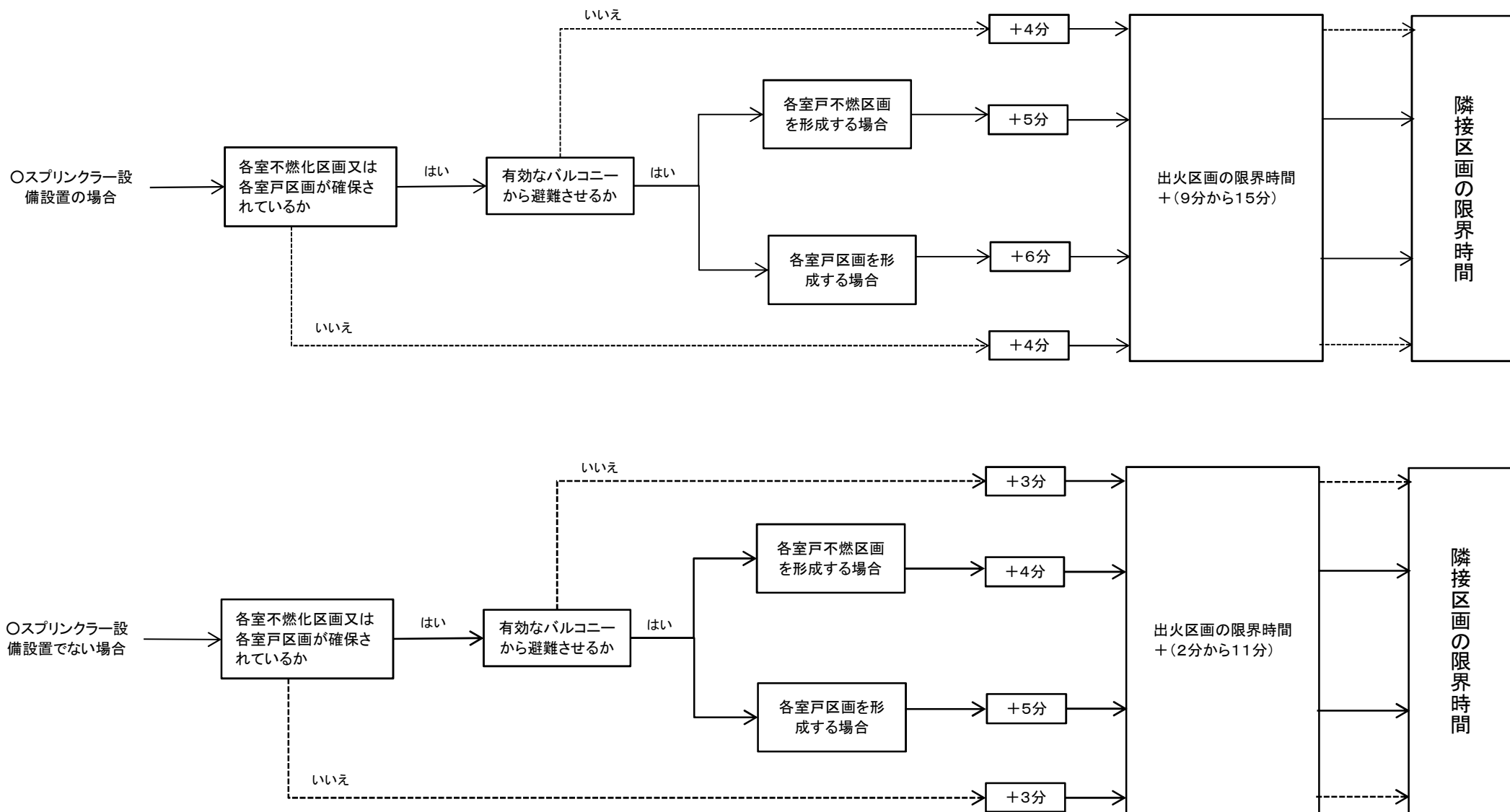
別添2(その2)

出火区画の限界時間設定基準

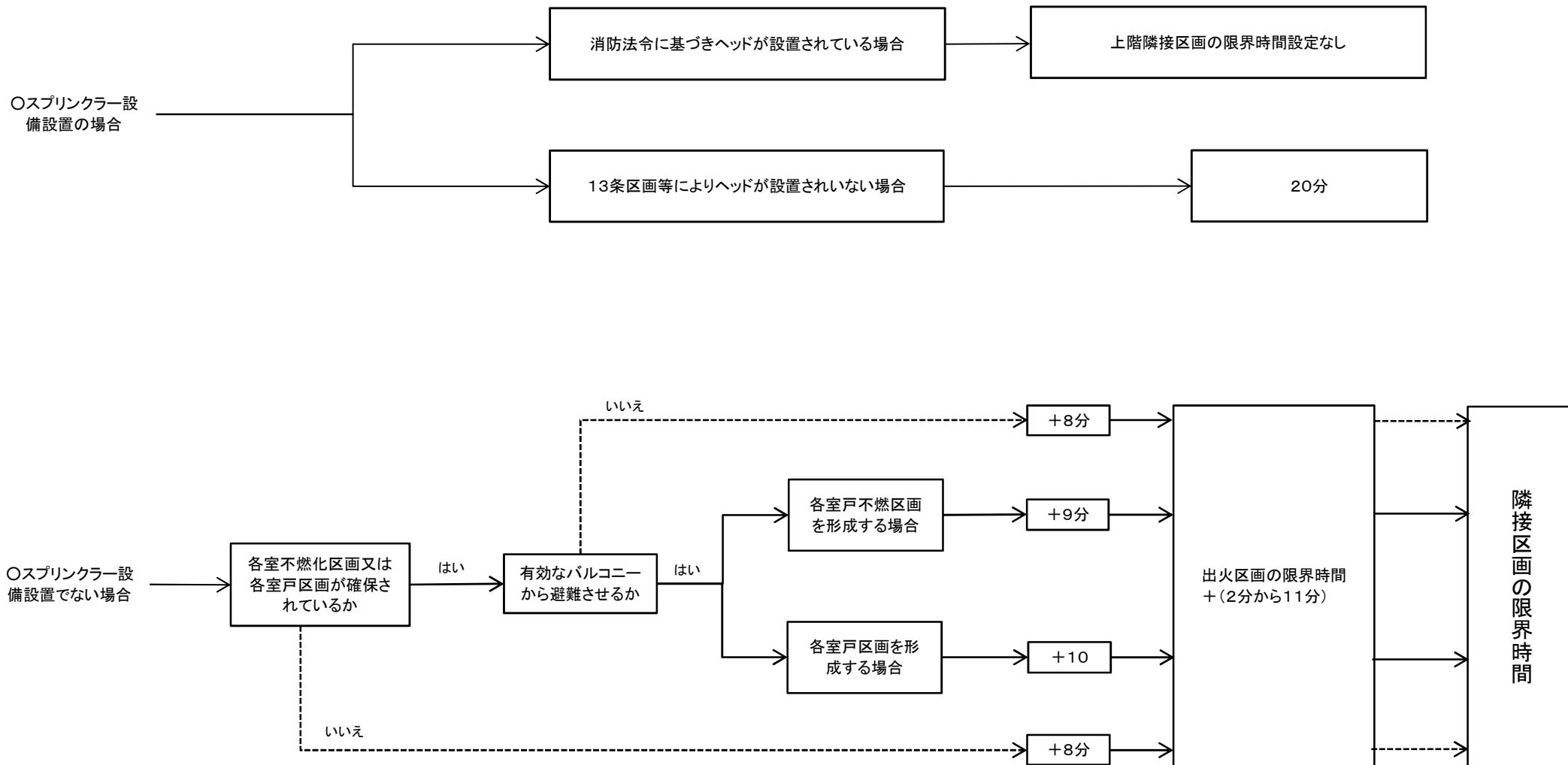


別添2(その3)

隣接区画の限界時間設定基準



上階隣接区画の限界時間設定基準



防火区画及び出火場所の設定基準

1 防火区画

(1) 出火区画

出火区画は、就寢室又は病室の所在している階の自力避難困難者の収容人数が最大で、かつ、上部に位置する防火区画（注）とする。

ただし、当該防火区画が最上階で、かつ、当該階にスプリンクラー設備が設置されていない場合は、当該防火区画に接する下階の防火区画を出火区画とする。

なお、各室ごとに防火区画（消防法施行規則第 13 条第 1 項に定める区画を含む。）しているものは、出火区画としないこと。

※ 防火区画とは・・・・・・・・

建築基準法施行令第 112 条に定める基準により設けられた区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。）により区画を形成するものをいい、当該部分に面したバルコニー等もこれに含むものとする。

なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第 113 条に定める基準により設けられた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(2) 隣接区画

① 出火区画と同一階の隣接区画

出火区画と防火戸を介して接続している防火区画とする。

② 出火区画の上部にある隣接区画

出火区画の上部に接している就寢室又は病室が所在する防火区画とする。

2 出火場所（出火室）

前記 1 (1) により設定した出火区画内に所在する就寢室、病室、リネン室等のうち、火災確認を行う者が待機している場所から最も遠い部屋とする。

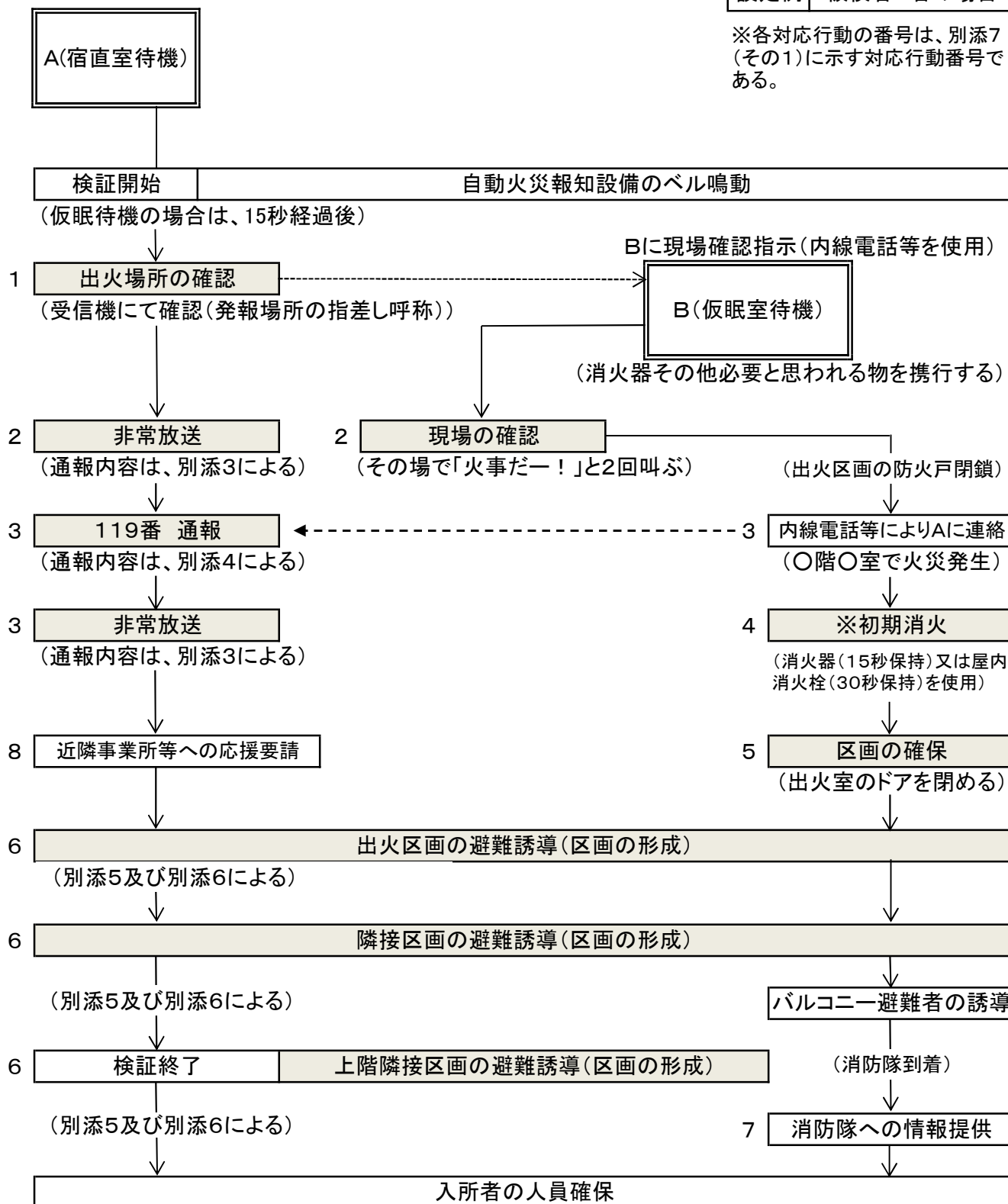
なお、実施時には、出火室内に火点標識（旗等の目印）を設置すること。

対応行動	対応行動の内容
1 出火場所の確認	(1) 受信機又は副受信機で火災表示等が点灯した場所を確認して、発報場所を確認する。 (発報場所の指差し確認をする。) (2) 警戒区域一覧図がある場合には、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域図一覧を照合する。 (3) 隊員が仮眠状態で待機している場合は、発報後 15 秒を経過した後に行動を起こすこと。 (4) 隊員は、夜間正規に勤務する場所 (ナースステーション、寮母室等) で待機していること。
2 現場の確認	(1) 出火場所の確認した者は、自ら又は他の隊員に指示 (口頭、内線電話等) して、発報した感知器の設置されている出火室の中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。 (2) 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と大声で2回以上叫ぶ。 (3) 放送設備により「確認中」の放送を行う。(別添3による) (4) 火災の確認を指示された隊員が仮眠状態で待機することとしている場合は、受命後 15 秒を経過した後に行動を起こすこと。 (5) 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次によること。 ① 非常用エレベーターは、出火区画の階まで使用できること。 ② 常用エレベーターは、停電時最寄階停止装置付きものに限り使用できること。 この場合、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上の階については火災の影響を受けていない階を使用しなければならない。
3 消防機関への通報 (消防機関へ通報する火災報知設備と連動している場合を除く)	(1) 現場を確認した者は、自ら又は防災センター等で待機している隊員に指示 (口頭、内線電話等) し、119番通報する。(別添4による) (2) 放送設備により火災が発生した旨の放送を行う。(別添3による) (3) 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている場合には、起動ボタンを押す動作を行うこと。 この場合、起動ボタンを押す時点については、火災の確認後とすること。
4 初期消火	(1) 現場を確認した者は、自ら又は他の隊員と協力して出火室の初期消火 (模擬) を実施する。 (検証においては初期消火失敗とする。) (2) 初期消火には、消火器又は屋内消火栓のどちらかを使用しても良いものとする。 なお、消火器を使用する場合は、正規の操作動作をとり 15 秒間保持し、屋内消火栓を使用する場合は、2名の協力により正規の操作動作をとり 30 秒間保持すること。(2号消火栓の場合は、1人操作で良い。)
5 区画の形成	別添5による
6 情報伝達及び避難誘導	別添6による
7 消防隊への情報伝達 (検証実施後の指導事項)	現場に到着した消防隊員に対し、概ね次の内容を情報提供する。 (1) 出火場所 : 「〇階の〇〇室です。」 (2) 入所者等の状況 : 「〇〇階に自力避難困難者〇名、自力避難可能者が〇名います。」 (3) 避難の状況 : 「〇〇階の入所者は、〇〇に一時避難しています。」 ※ 入所者等の名簿があれば持参すること。
8 近隣事業所等の応援 (検証実施後の指導事項)	(1) 近隣の事業所等による協力体制が確立している場合は、電話等により連絡する。 (2) 近隣の事業所等の応援者は、避難してきた入所者等に対し、救護所への搬送・誘導を行うとともに応急救護処置等を行う。

対応行動基準

設定例 被検者2名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



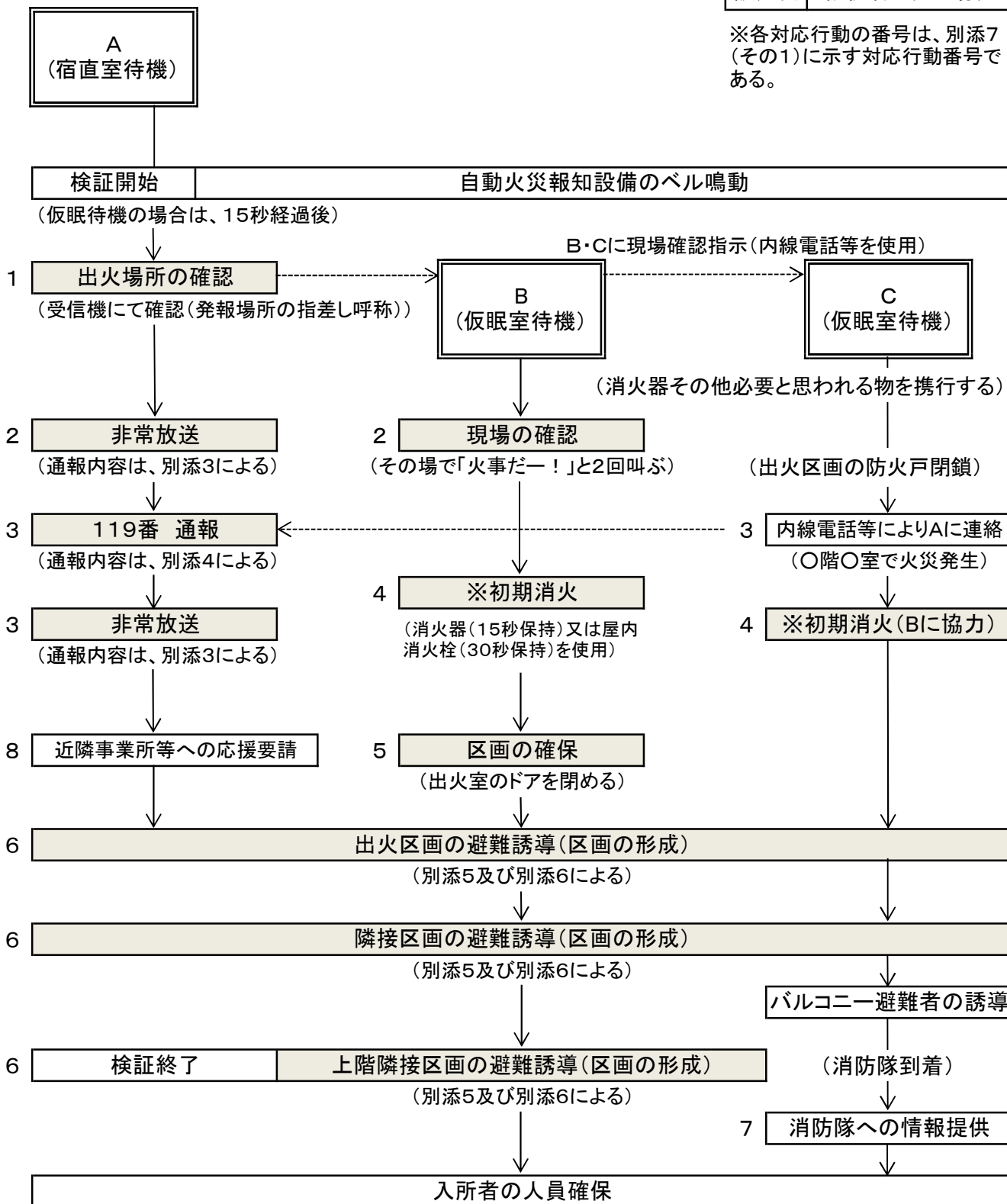
※ 初期消火に消火栓を使用する場合は、2号消火栓とする。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

対応行動基準

設定例 被検者3名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



※ 初期消火に消火器又は2号消火栓を使用する場合は、直ちに火災区画の避難誘導にあたる。

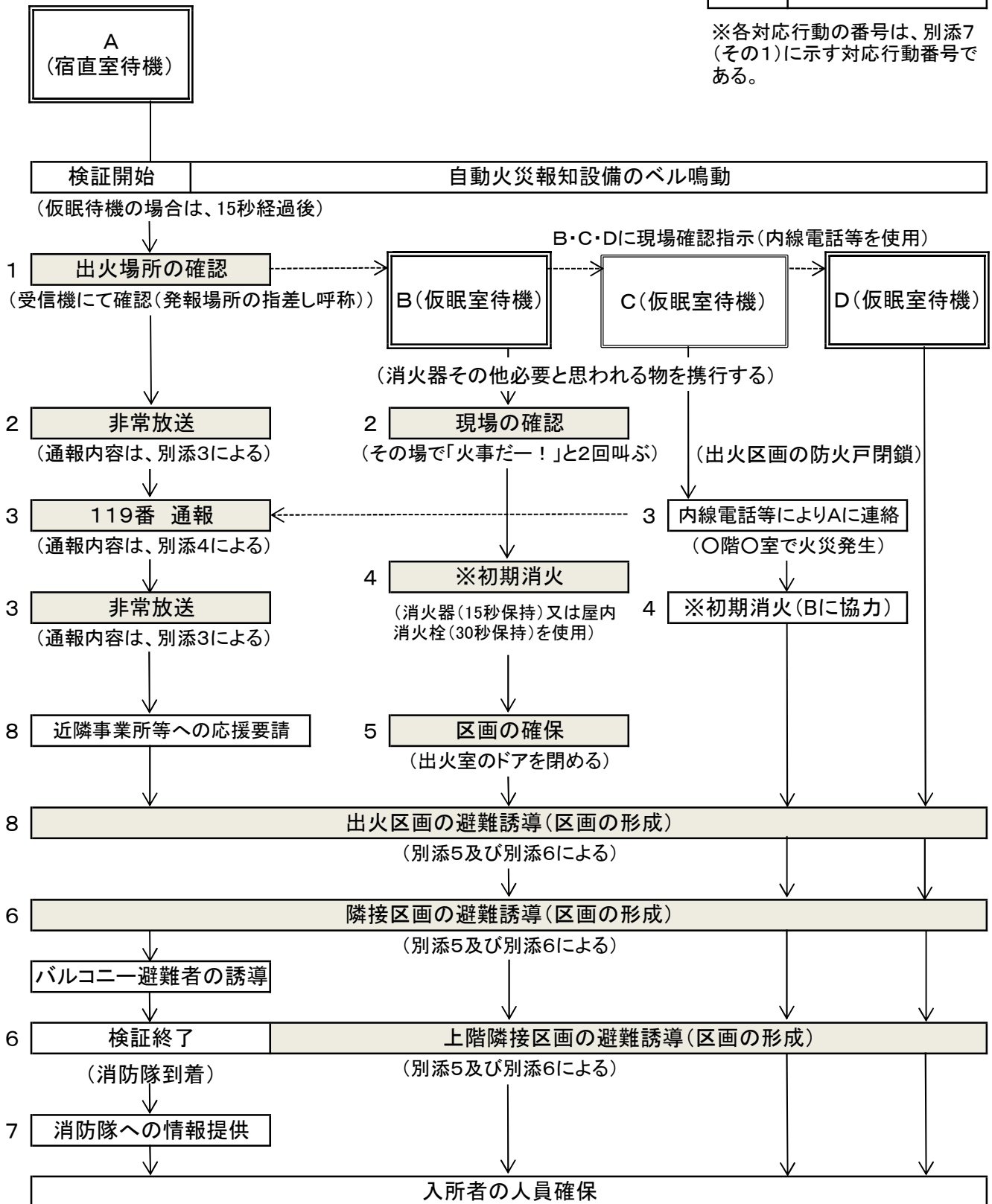
☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画階、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

別添7(その4)

対応行動基準

設定例 被検者4名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



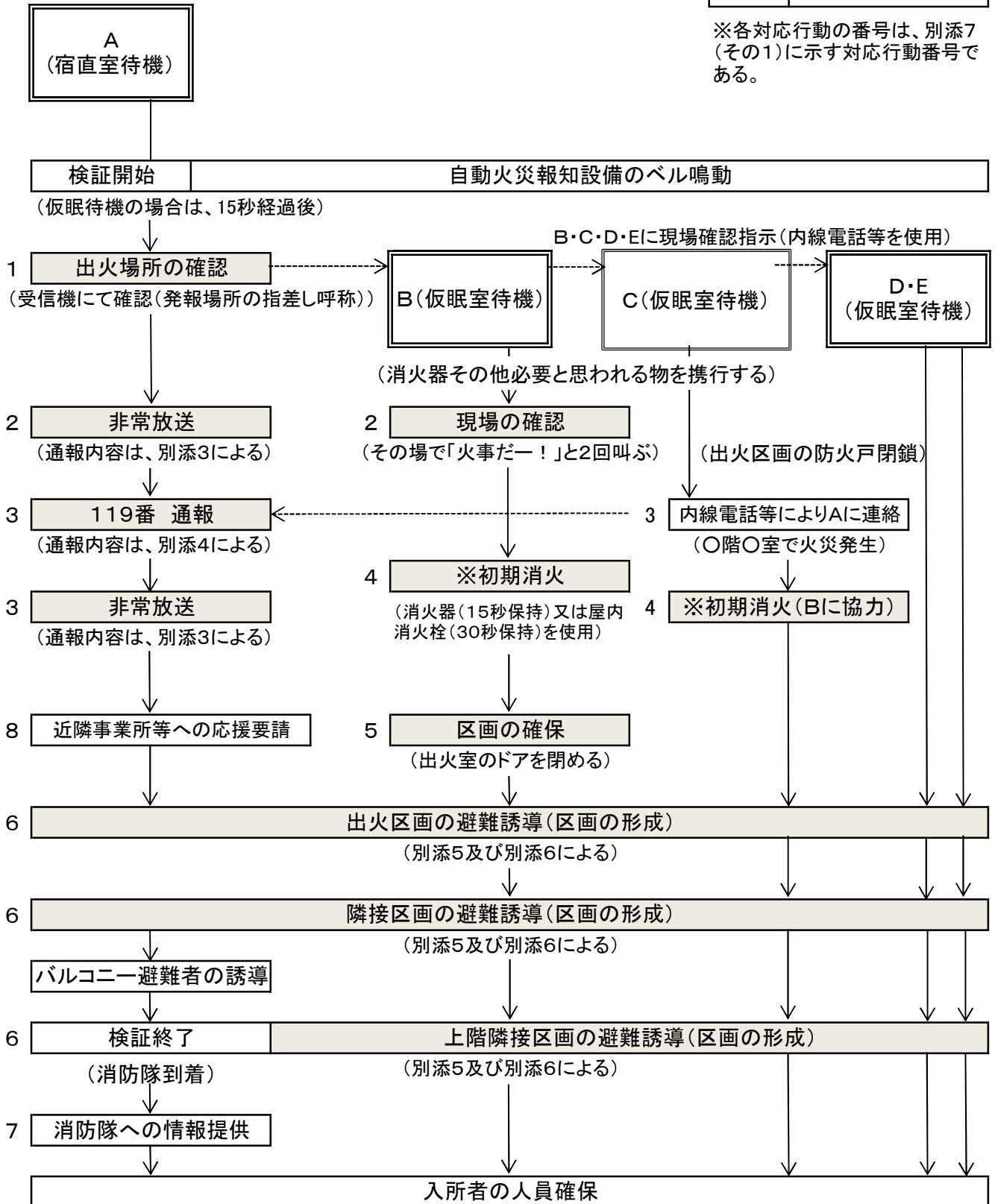
※ 初期消火に消火器又は2号消火栓を使用する場合は、直ちに火災発生区画の避難誘導に当たる。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

対応行動基準

設定例 被検者5名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



※ 初期消火に消火器又は2号消火栓を使用する場合は、直ちに火災発生区画の避難誘導に当たる。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画階、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

非常放送の基準

非常放送の基準は、次のとおりとする。

1 自動火災報知設備の発報後における「確認中」の放送

「只今、〇〇階で火災報知器が作動しましたが、確認中ですので職員の指示があるまでお待ちください。(繰り返します。)」

(注)

- (1) 当該放送は、2回繰り返し放送する。
- (2) 非常放送設備が設けられていない場合は、業務用放送設備を使用することで良い。(火災の確認後における放送についても同様)
- (3) 自動火災報知設備のベル鳴動が出火階及び直上階方式の場合は、非常放送についても該当する階について選択して行うことで良い。

2 火災の確認後における放送

「只今、〇〇階〇〇室で火災が発生しました。入所者(患者)の方は、職員の指示に従い、至急〇〇階へ避難して下さい。なお避難の際は、各室の出入口の戸を閉めてください。(繰り返します。)」

(注)

- (1) 当該放送は、3回繰り返し放送する。
- (2) 独自の放送文例を作成している場合で、上記の放送内容が含まれているものは、それを活用することで良い。

別添4

119番への通報基準

119番への通報は、通報内容の細部にはこだわらず、概ね次の内容が通報されていけば良いこととする。

- 通報者：-----119番する----
- ☆ 指令室：「119番です。火事ですか、救急ですか。」
- 通報者「(訓練、訓練)火事です。」
- ☆ 指令室「場所はどこですか。」
- 通報者：「〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号、〇〇老人ホーム(病院)です。」
- ☆ 指令室：「何階建てで、燃えているところは何階ですか。」
- 通報者：「〇〇階建てで、〇〇階が燃えています。」
- ☆ 指令室：「入所者(入院患者)は何名ですが、逃げ遅れた人はいませんか。」
- 通報者：「入所者(入院患者)は〇〇名です、逃げ遅れた人は今のところわかりません。」
- ☆ 指令室：「あなたの名前と通報電話番号を教えてください。」
- 通報者：「〇〇〇〇です。電話は〇〇〇の〇〇〇〇です。」
- ☆ 指令室：「わかりました。」

区画の形成基準

室及び区画の防火戸は、訓練の進行状況に応じて、次により順次閉鎖するものとする。

- 1 出火室の戸は、出火室の避難及び初期消火行動終了後直ちに閉鎖すること。
- 2 出火区画内では、出火区画内の各室の戸をできるだけ早い時期に閉鎖すること。
- 3 出火区画及び隣接区画を形成する防火戸は、自動閉鎖式の防火戸であっても、早い時期に確実に閉鎖させるため、避難完了時に手動で閉鎖すること。
- 4 隣接区画において、就寢室からバルコニー等に避難させる場合にあっては、各就寢室の戸を閉鎖すること。
- 5 出火区画及び隣接区画において、出火区画及び隣接区画を形成する防火戸以外の防火戸で自動閉鎖式の防火戸については、閉鎖障害がないことを予め確認すれば足りることとし、その他の防火戸については手動で閉鎖すること。

情報伝達及び避難誘導の基準

情報伝達及び避難誘導は、次により実施するものとする。

- 1 情報伝達及び避難誘導は、原則として出火区画に近い区画から順に行う。
(①出火区画、②隣接区画、③その他の区画の順に行う。)
- 2 情報伝達要領
 - (1) 自力避難可能者の場合
自力避難可能者の収容されている病室又は就寢室の戸を開け、内部に向かって「火事です！職員が誘導しますから、こちらから避難してください。」と叫ぶ。
 - (2) 自力避難困難者の場合
自力避難困難者の収容されている病室又は就寢室の戸を開け、内部に向かって「火事です！職員が避難させますから、落ち着いてください。」と叫ぶ。
- 3 避難誘導要領
 - (1) 自力避難可能者の場合
出火区画及び隣接区画以外の区画へ避難誘導する。
避難誘導する場合は、各区画の出口付近で「ここから逃げてください。」と叫ぶこととし、その他避難路の形状により死角等となる場合には、適当な位置で当該行為を行う。
 - (2) 自力避難困難者の場合
職員が、①抱きかかえ、②車椅子、③車付ベッド、④担架等の入所者等の実態に応じた方法で、出火区画及び隣接区画以外の場所へ避難誘導する。
出火区画から避難させた入所者等を一旦隣接区画に避難させ、その後、隣接区画の入所者等と同時に他の区画に避難させる水平避難の方法も良い。
- 4 その他
上記1から3までの対応行動が終了した後、施設の状況に応じ、入所等を地上又は屋上（耐火建築物に限る。）等の安全な場所へ避難させることが望ましい。

推定所要時間計算用紙

施設名 ()

自力避難困難者がいる場合の火災発生から避難が完了するまでの時間は、自力避難可能者の避難完了時間 (b) と自力避難困難者の避難完了時間 (推定) (R) のいずれか大きい方とする。

1 訓練実施結果 (単位: 秒)

		出火区画	同一階の隣接区画(1)	同一階の隣接区画(2)	上階の隣接区画
自力避難可能者	避難開始時間(a)				
	避難開始時間(b)				
自力避難困難者	避難開始時間(c)				
	避難開始時間(d)				

2 自力避難困難者の推定所要時間 (R) の算出

(1) 自力避難困難者が避難完了までに要する時間 (推定所要時間: R) を算出する。

$E = (d) - (c)$	$E_1 =$	$E_2 =$	$E_2 =$	$E_3 =$
C: 自力避難困難者の割合 (実在数/参加者数)	$C_1 =$	$C_2 =$	$C_2 =$	$C_3 =$
D: (下記(2)による)	$D_1 =$	D	$D_2 =$	$D_3 =$
$R = E \times C + D$	$R_1 =$	$R_2 =$	$R_2 =$	$R_3 =$

(2) 訓練の開始から自力避難困難者の避難開始まで推定時間 (D) の算出

ア 1 の測定値 (c) を D_0 とする。

$D_0 = (c)$	$D_{01} =$	$D_{02} =$	$D_{02} =$	$D_{03} =$
-------------	------------	------------	------------	------------

イ ①から③のうち、検証時の避難順序のものについて次により計算し、得たDの値を2(1)に代入する。

① 自力避難困難者を各区画一斉に避難させる場合

$D = D_0$	$D_1 = D_{01} =$	$D_2 = D_{02} =$	$D_2 = D_{02} =$	$D_3 = D_{03} =$
-----------	------------------	------------------	------------------	------------------

② 自力避難困難者を階ごとに順次避難させる場合

D =	$D_1 = D_{01} =$	$D_2 = D_{01} + E_1 \times C_1 =$		$D_3 = D_{03} =$
-----	------------------	-----------------------------------	--	------------------

③ 自力避難困難者を出火区画から順次避難させる場合

D =	$D_1 = D_{01} =$	$D_2 = D_{01} + E_1 \times C_1 =$		$D_3 = D_2 + E_2 \times C_2$
-----	------------------	-----------------------------------	--	------------------------------

(注) 1 1、2、3は、それぞれ出火区画、同一階の隣接区画、上階の隣接区画を示す。

2 同一階の隣接区画が2以上存在する場合は、それぞれ R_2 を算出し、最も大きい値を最終的な R_2 とする。

<p>夜間の防火管理体制検証結果書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(検証実施者)</p> <p style="text-align: center;">署予防課</p> <p style="text-align: center;">消防 印</p> <p>平成 年 月 日夜間の防火管理体制による自衛消防訓練を検証した結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
検 証 の 設 定			
被検証者	名	検証参加人員	名
想定出火室	階 室	初期消火	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓
検 証 結 果			
区 分	限界時間(A)	検証時間(B)	評 価
出火区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
上階隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
備 考			

立会者 職・氏名 _____ 印

夜間の防火管理体制適合通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防 印

あなたの 所有 管理 する下記の防火対象物において、 年 月 日夜間の防火管理体制による自衛消防訓練を検証した結果、訓練が限界時間以内に終了し札幌市の防火対象物における防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しているので通知します。

記

自衛消防訓練の検証対象防火対象物

防火対象物所在地	
防火対象物名称	
検証対象物用途	

特
記
事
項

--	--

夜間の防火管理体制改善通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防 印

あなたの 所有 する { 所在;札幌市 区 } において
管理 する { 名称; } において

て 令和 年 月 日 夜間の防火管理体制(人)による自衛消防訓練を検証した結果、札幌市の防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しないので、下記事項を参考に改善されるよう通知します。

なお、改善計画を 年 月 日までにあて提出して下さい。

記

検証結果	施設別	区分	限界時間	検証時間	評価
	旅館・ホテル	火災階	分	分 秒	適合・不適合
非火災階		分	分 秒	適合・不適合	
病院・社会福祉施設	出火区画	分	分 秒	適合・不適合	
	隣接区画	分	分 秒	適合・不適合	
	上階隣接区画	分	分 秒	適合・不適合	

改善を要する事項	改善策
.....
.....
.....

注 適合するためには、自衛消防訓練が限界時間以内に完了しなければなりません。
備考 改善目標期日以降の適当な日に再度検証を実施します。

対応行動の改善に係る対策表

対応行動区分	問題のある対応行動の内容 (注) 該当する行動内容の口を チェックすること。	行動の迅速化			防火管理体制の変更								設備等の強化										建物等の強化																									
		訓練等により隊員の行動の迅速化を図る	隊員間の連携を図る	消火器・放送設備等の操作・取扱いの習熟を図る	自力避難困難者の搬送方法・技術の習熟を図る	初期消火作業で屋内消火栓を用いる	隊員の資質を考慮し役割分担の最適化を図る	自力避難困難者や受信機に近接した所に隊員待機場所を設定する	出火区画と隣接区画の隊員配分を適正にする	指揮系統等組織体制を整備する	自力避難困難者を同一区画内に集中させないようにする	自力避難困難者を避難の容易な場所に移す	職員宿舎・近隣との応援体制の整備、宿直人員の適正化を図る	消防機関へ通報する火災報知設備を設置する。	自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させる	無線機・館内非常電話等の設置	応援要請装置を設置する	非常放送及び119番通報をすべての階から出来るようにする	非常放送設備のスピーカー、一斉電話等を各室内に設置する	避難器具を設置する	副受信機を仮眠場所に設置する	階段部分に誘導音響装置付誘導灯を設置する	スプリンクラー設備を設置する	2号消火栓を設置する	自力避難困難者搬送器具の導入や改良を行う	排煙設備を適切に稼働させる	エレベーターを改良する	寝具類に防災製品を使用する	内装の不燃化を図る	階段室を縦穴区画する	各階を耐火構造の壁・防火戸の区画により細分化する	区画形成の防火戸を煙感知器連動とする	戸区画・不燃区画を形成するよう出入口、開口部を変更する	戸区画・不燃区画のドアを自動閉鎖式にする	一時避難場所や避難経路のスペースを広げる	安全な避難路を有するバルコニーを設置する	屋外階段を増設する	搬送・歩行の障害となる段差をなくす	既存ドア等のカギの開錠が容易に出来るようにする									
自火報確認	<input type="checkbox"/> 受信機の位置が遠く確認が遅い <input type="checkbox"/> 他要員への指示に時間がかかる	○	△			◎	◎	△			◎								◎	◎																												
火災確認	<input type="checkbox"/> 出火場所まで行くのに時間がかかる <input type="checkbox"/> 確認後の連絡に時間がかかる <input type="checkbox"/> 宿直員の体力不足	○	○			◎		△			◎			◎		◎										◎																						
消火	<input type="checkbox"/> 操作の不慣れ <input type="checkbox"/> 消火するまでに時間がかかる <input type="checkbox"/> 連携が悪い	○	◎	◎		◎	○	△			◎	◎	◎		◎		◎				◎	◎	◎																									
通報等	<input type="checkbox"/> 通報に時間がかかる <input type="checkbox"/> 放送・通報用語が不的確・不明瞭	○	◎	○		◎		△			◎	◎	◎		◎		◎																															
区画の形成	<input type="checkbox"/> 区画の形成までに時間がかかる <input type="checkbox"/> 連携が悪い	○				◎	○	△			◎																◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎													
伝達	<input type="checkbox"/> 戸区画・不燃区画の範囲が大きい <input type="checkbox"/> 連携が悪く対応行動に混乱がある <input type="checkbox"/> 隊員の体力不足で対応に向かない	○	◎			◎	◎	◎			◎			○			◎									△		◎																				
誘導	<input type="checkbox"/> 誘導範囲が大きく時間がかかる <input type="checkbox"/> 連携が悪く対応行動に混乱がある <input type="checkbox"/> 隊員の体力不足で対応に向かない	○	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎				○					△						△			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
全般	<input type="checkbox"/> 全体的に時間がかかる	◎	○	◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	△	△	◎	◎	◎	◎	☆	△	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

凡例 ◎→大きな効果が期待できる ○→かなり効果が期待できる △→多少の効果が期待できる ☆→限界時間が延長できる

夜間の防火管理体制改善計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市 消防署長

(届出者)

住所

氏名

このことについて、 年 月 日 (札幌 第 号) の通知にもとづいて、
下記のとおり改善計画をたてましたので、届け出します。

記

改善対策の内容	
改善目標期日	年 月 日
再検証希望日時	年 月 日 午前・午後 時から
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと

防火管理体制実態調査記録表

課 所・係

(年 月 日作成)

名 称	
所 在 地	区 (Tel -)

建物概要	建築面積	m ²	在館者等	在館者数	※(消防法施行規則第1条に基づき算出した人数とする。) 人
	延べ面積	m ²			
	階 数	地上 階・地下 階		従業員数	人
	構 造	<input type="checkbox"/> 耐火・ <input type="checkbox"/> 準耐・ <input type="checkbox"/> その他			

消防用設備等・内装・防災設備の状況	消 火 器	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	屋 内 消 火 栓 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 1号消火栓(□易操作性)・ <input type="checkbox"/> 2号消火栓(□広範囲型)
	スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部設置	(規則第13条区画: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 一部設置部分[部分] " [部分] " [部分] " [部分]
	補助散水栓	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(受信機設置階:主 階/副 階)
	放 送 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	非 常 通 報 装 置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(<input type="checkbox"/> 自火報連動・ <input type="checkbox"/> 押しボタン)
	内 装 制 限	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	エ レ ベ ー タ ー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(<input type="checkbox"/> 非常用・ <input type="checkbox"/> 最寄り階停止装置付)
	排 煙 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	空 調 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
防 災 セ ン タ ー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(設置階: 階)	

別表1(その3)

資料3-2

防火管理体制実態調査記録表

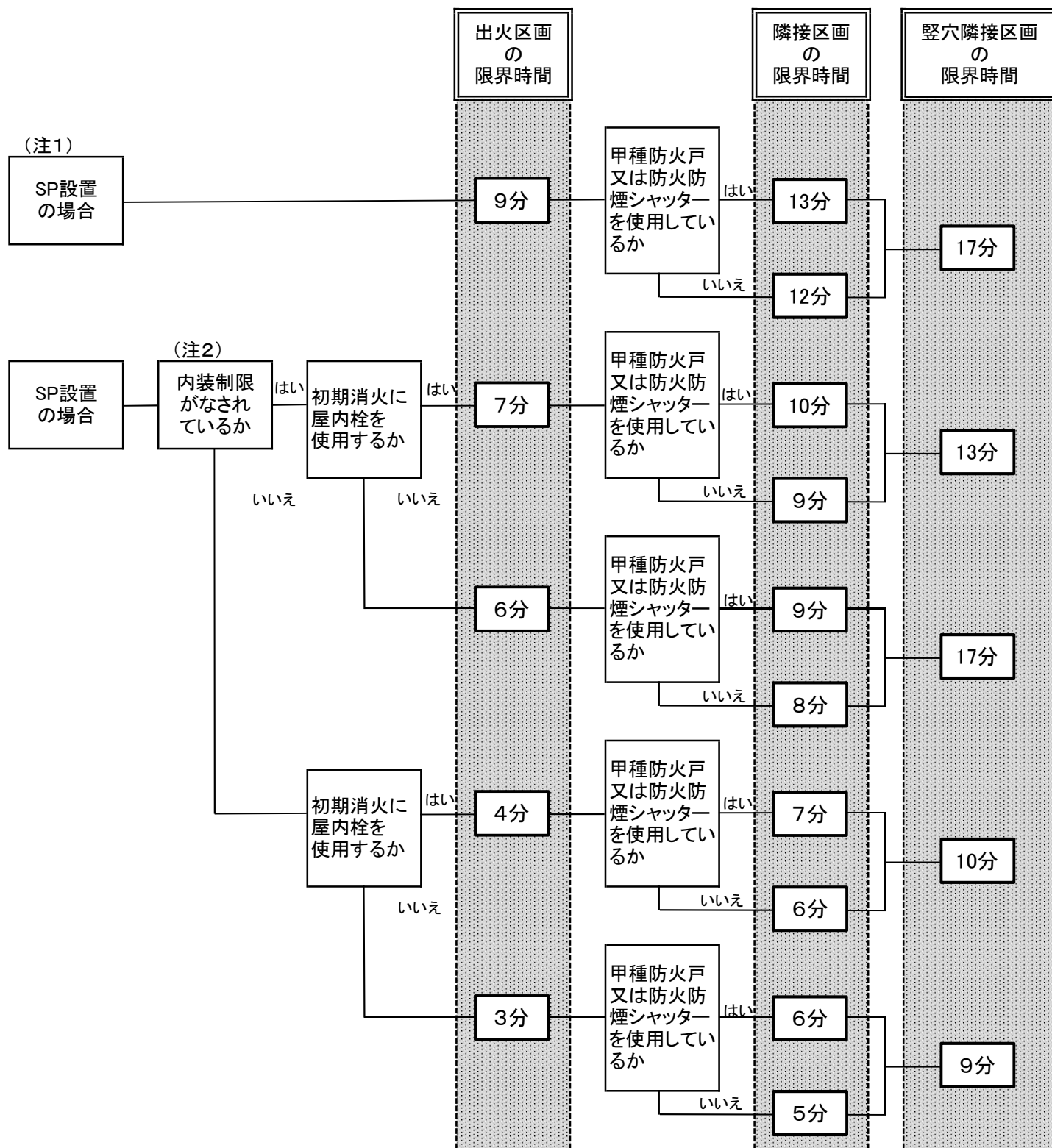
<建築物の概要>

階数	主な用途	床面積(m ²)	避難人員[人]		*スプリンクラー
			算定人員	従業員	
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
合 計					

※ 各階毎に記入することとし、スプリンクラーヘッドが設置されている場合は→○、設置されていない場合は→×、一部設置されている場合は△とする。

別表2

限界時間の設定基準



(注1) 「SP設置の場合」には、消防法施行規則第13条第3項に基づきスプリンクラー設備のヘッドが設置されていない部分があることを含むものとする。

(注2) 内装制限がなされている場合とは、建築基準法施行令第129条第1項、第5項及び第6項の基準により又は基準の例により、居室、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げがなされている場合をいう。

別表1(その2)

防火管理体制実態調査記録表

<出火場所>

想定出火場所	階(□売り場、□バックヤード、□その他[])
--------	-------------------------

<限界時間>

区画の別	限界時間	区画の設定場所
出火区画	分	階(側区画)
隣接区画	分	(側区画)
		(側区画)
		(側区画)
		(階 段)
		(階 段)
		(階 段)
縦穴隣接区画	分	階 (側区画)
		階 (側区画)
		階 (側区画)
		階 (側区画)
		階 (側区画)
		階 ~ 階(側区画)
		階 ~ 階(側区画)
		階 ~ 階(側区画)
		階 ~ 階(側区画)
		階 ~ 階(側区画)

出火場所の設定及び区画の形成基準

1 出火場所の設定

火災が発生した場合に避難が困難となると予想される階で、従業員等の出入りが少なく、火災発見が遅れると予想されるバックヤード、売り場等を出火場所とする。

2 区画の形成基準

(1) 防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画(注 1)、隣接区画(注 2)、堅穴隣接区画(注 3)等の防火区画(注 4)を形成すること。

(注 1) 出火区画とは、出火場所を含む防火区画(店舗構えごとに防火区画しているものを除く。以下同じ。)をいう。

(注 2) 隣接区画とは、出火区画と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接する防火区画をいう。

(注 3) 堅穴隣接区画とは、隣接区画となる階段室、エスカレーター区画等のいわゆる堅穴区画と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接している防火区画をいう。

(注 4) 防火区画とは、建築基準法施行令第 112 条に規定する防火区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸により形成する区画を含むものとする。

(2) 出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画を構成する防火戸は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても自動閉鎖を待つことなく在館者等の避難終了後直ちに閉鎖する。この場合、降下を途中で止められる構造の防火シャッターについては、初期の段階において避難の支障のないところまで下げておくものとする。

なお、煙により在館者等が避難を行う前に防火戸、防火シャッターが自動的に閉鎖される場合があるので、その際の避難誘導についても考慮すること。

(3) 上記以外の箇所の防火戸で堅穴区画又は水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸にあつては、閉鎖障害がないことを確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあつては、手動で閉鎖する。

(4) エスカレーターを囲む堅穴区画については、各階に隊員を配置し、エスカレーターに乗っている在館者等に対してエスカレーターを停止する旨を大声で知らせたうえでエスカレーターを停止させ、在館者等を区画外に避難させた後、直ちに区画を形成する。

(5) エレベーターは、火災発生後の早い時点で従業員が停止させる。また、この場合に出火階にエレベーターを停止させてはならない。

(6) エレベーター前に防煙のための区画がある場合には、エレベーターを使用停止にしたことを確認したうえで直ちに区画を形成する。

別添 5 (その 1)

対 応 行 動 基 準

訓練及び検証にあたっての対応事項の実施方法は、次のとおりであるが、個々の物品販売店舗等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

検証を行う際には、事前に別添 4 の「避難所要時間の計算要領」により、避難時間計算用紙（別表 3、その 1 からその 3）をもって在館者等の避難所要時間を算出すること。

また、検証を行う際には、避難誘導の指示のあった時点から避難所要時間の経過後に逃げ遅れの確認、防火戸等の最終的な閉鎖、隊員の避難等を行うものとする。

1 出火場所の確認

- (1) 出火場所に最も近い場所に設置されている自動火災報知設備の感知器を発報させ、訓練を開始する。この時、出火店の床に近い位置に旗等の目印を設置しておく。
- (2) 隊員は、正規に勤務する場所(各階の売り場、バックヤード等)に待機しているものとする。
- (3) 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て発報場所を確認する。なお、警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域一覧図を照合すること。

2 現場の確認

- (1) 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示（放送設備、肉声、電話、無線等を用いて）して、発報した感知器の設置されている出火場所に行き、火災の有無を確認する動作を行う。
- (2) 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と 2 回叫ぶ。
- (3) 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。
 - ア 非常用エレベーターは、使用できるものとする。
 - イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付のものに限り使用できるものとする。
この場合、火災の確認を行う隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を使用しなければならないものとする。

3 消防機関への通報

消防機関への通報は、別添 1 による。

4 初期消火

- (1) 模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓(補助散水栓)を用いて行うものとする(屋内消火栓(補助散水栓)が設置されていない場合は、消火器のみの操作とする。)
- (2) 消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15 秒間維持する。
- (3) 屋内消火栓(補助散水栓)は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30 秒間維持する。
消火開始までの操作は、二人以上(2号消火栓(補助散水栓)を使用する場合は一人操作でもよい。)で実施することとする。なお、この場合は、限界時間が 1 分間延長される。

5 区画の形成

区画の形成は、別添 2 による。

6 情報伝達及び避難誘導等

情報伝達及び避難誘導等は、別添 3 による。

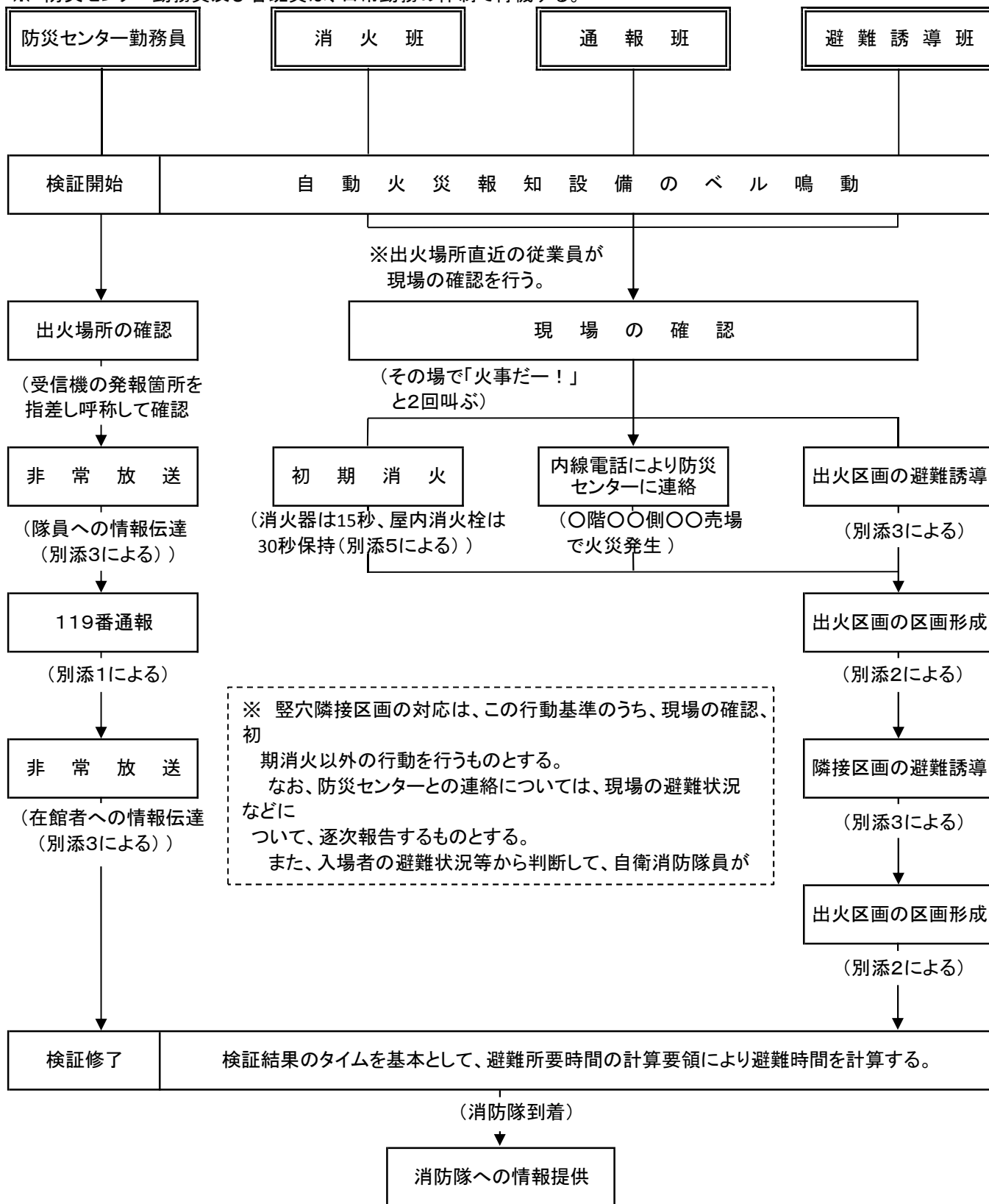
7 消防隊への情報提供

消防隊員に対し概ね次の内容を提供する。

- (1) 出火場所 「〇階の〇〇〇」
- (2) 避難の状況 「〇～〇階(出火階等)の避難状況は〇〇です。」
- (3) 自衛消防活動状況 「現在、自衛消防隊は、〇から〇階の避難誘導と消火活動を行っております。」

対応行動基準

※ 防災センター勤務員及び各班員は、日常勤務の体制で待機する。



※ この設定例については、各区画一斉避難を行う場合の行動基準である。

別添 3

情報伝達及び避難誘導等の基準

- 1 火災発生の情報伝達は、火災時の混乱を防止するため、原則として隊員に周知した後に隊員以外の在館者に行うこととし、その具体的な方法は次による。
 - (1) 隊員への情報伝達は、館内電話、放送設備等を用いて火災の発生によって在館者等の行動に混乱が起きる前に速やかに知らせる。
 - (2) 在館者等への情報伝達は、放送設備を用いて行い、全館の在館者等に知らせることとするが、その際の文例については、次のとおりとし 2 回以上繰り返すものとする(当該物品販売店舗等の独自の文例、方法がある場合にはそれによることとする。)。また、放送の間に適宜警報音を挿入することとする。
 - ア 火災確認後における文例
「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。係員の指示に従って落ち着いて行動して下さい。」
 - イ 屋内消火栓(無い場合については消火器)の放水体勢をとった時点における文例
「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。消火作業を行っております。係員の指示に従って落ち着いて避難して下さい。」
- 2 避難誘導は、次により行うものとする。
 - (1) 各階の避難開始は、非常放送又は各階の責任者の避難指示によって避難を開始するものとする。
 - (2) 事前に計画された階段及び避難通路への避難誘導を行うこととするが、火点に最も近い階段には避難誘導しないこととする(避難階段が 1 箇所しかない場合を除く。)
 - (3) 誘導係員は、ハンドマイクや誘導旗等を用いて所定の計画にしたがって在館者等を誘導するとともに、階段入口には混乱を防止するための係員を配置する。
 - (4) 誘導終了後、逃げ遅れた人がいないかを確認する。
 - (5) 避難終了後、売場や階段室の防火戸、防火シャッター、くぐり戸等の閉鎖を確実にを行う。

※ 避難誘導については、全館一斉避難を原則とするが、階段等が狭いために当該階段からの避難に時間を要する場合には順次避難とし、出火区画、隣接区画次いで出火区画の上階にある竪穴隣接区画、その後に出火区画の下階にある竪穴隣接区画の順で避難誘導を行うものとする。

ただし、地階での火災を想定した場合には、出火区画の上階にある竪穴隣接区画の前に、出火区画の下階にある竪穴隣接区画を優先すること。

- 3 排煙設備がある場合については、出火店の直近の排煙設備及び特別避難階段の附室の排煙設備を出火確認後速やかに起動させる。
- 4 空調設備は出火確認後直ちに停止する。

別添 1

消防機関への通報基準

- 1 訓練計画上报報を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。
- 2 消防機関への模擬通報の内容は、概ね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、概ね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

★通報者 119番をする。

消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

★通報者 「火事です。」

消防 「場所はどこですか。」

★通報者 「〇〇区△△〇〇条〇〇丁目〇番〇号△△〇〇店です。」

消防 「その△△〇〇店は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

★通報者 「〇〇階建の〇〇階が燃えています。」

消防 「何が燃えているかわかりますか。」

★通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消防 「近所に目標となる建物がありますか。」

★通報者 「〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇があります。」

消防 「わかりました。すぐいきます。」

★通報者 電話をきる（通報終了）

避難所要時間の計算要領

物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルに基づき検証を行う場合に用いる避難人数及び避難所要時間は次により算定するものとする。

1 避難計算を行うのは次の部分とする。

- (1) 出火区画（売り場等）
- (2) 隣接区画（売り場等、階段）
- (3) 竪穴隣接区画（売り場等）

2 出火区画、隣接区画（売り場等）及び竪穴隣接区画の避難計算

(1) 避難人数の計算

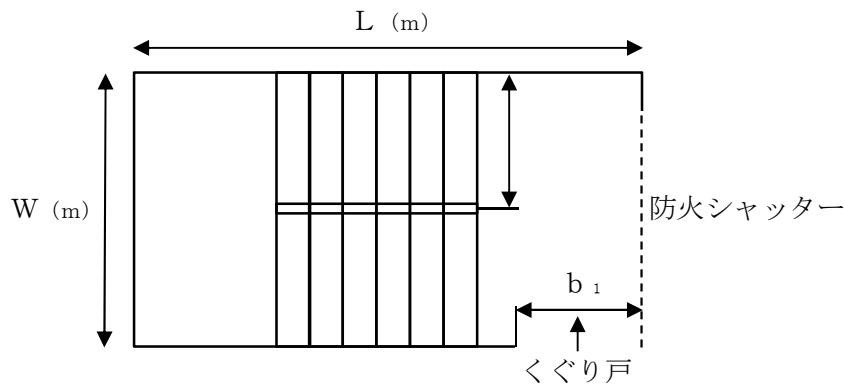
避難人数は、全館において設定するものとし、各区画の人数は、客及び従業員の合計人数とし消防法施行規則第 1 条に基づき算出する。

(2) 避難経路の設定

ア 出火点に最も近い階段は、避難階段が 1 箇所しかない場合を除き、全館とも避難に使えないものとする。なお、この階段が特別避難階段の場合には、出火区画の存する階以外の階では使用できることとする。

イ 階段の出入口については、戸の場合はその幅員が有効幅員 (b_1) とするが、シャッターが設けられている場合は、シャッターが避難終了前に降下する場合を想定し、1 階出口を除いてくぐり戸の有効幅員を出入口の有効幅員とする。

—階段平面図—

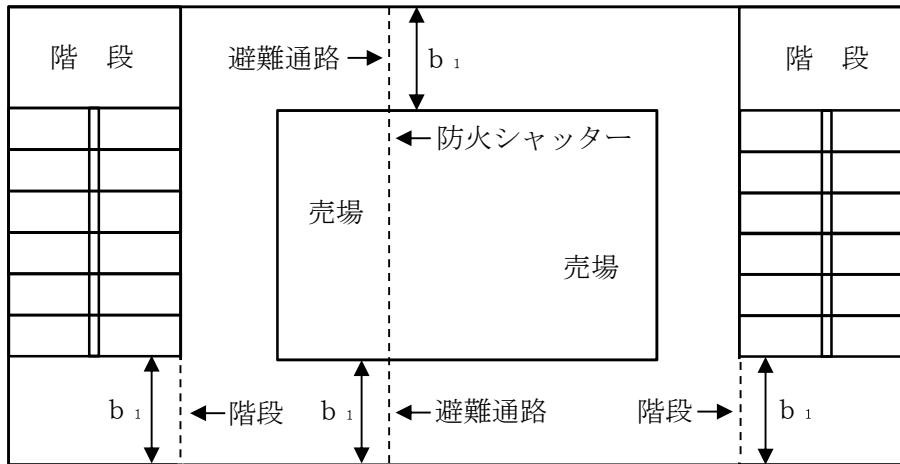


ウ 出火区画に接して売り場等である隣接区画がある場合は、出火区画からこの隣接区画へ避難することができるが、この場合は、隣接区画への避難通路（注 1）の幅員を有効幅員 (b_1) とする。

この場合は、隣接区画の避難時間算定の際に、出火区画からの避難人数を加算すること。

（注 1） 避難通路とは、売り場内の主要避難通路で、防火区画を構成するシャッター等を横切る通路をいう。

—建物平面図—



エ 各階段及び避難通路への避難人数の配分は、原則として有効幅員に応じて次により行うこと。なお、避難時間が各階段により大きく異なる場合には、各階段及び避難通路への避難人数の配分を変更して避難が早く終了するようにしてもよいが、この際には適切な誘導方策を検討すること。

$$N_1 = b_1 / \sum b_1 \times N$$

b_1 : 売り場から階段への出口及び避難通路の有効幅員 (m)

$\sum b_1$: 売り場から階段への出口及び避難通路の有効幅員の合計 (m)

N : 避難対象人数 (人)

N_1 : 売り場からの当該階段又は避難通路への避難人数 (人)

(3) 避難所要時間の算定

各階段及び避難通路ごとに避難所要時間をア、又はイにより算出する。

ア 階段において、階段室の収容能力より避難人数が少ないか ($N_1 \leq 5 \times S$) 若しくは売り場から階段への出口幅員が狭く、階段が満員にならない場合 ($R_1 \leq R_2 / n$) 又は避難通路による場合

$$T_1 = N_1 / R_1$$

T_1 : 避難所要時間 (秒)

N_1 : 売り場からの当該階段又は避難通路への避難人数 (人)

S : 階段室の水平投影面積 (m^2) ($S = W \times L$)

n : 当該階段を利用して避難する階の数

R_1 : 売り場から階段及び避難通路への避難流動人数 (人/秒)

$$R_1 = 1.5 \times b_1$$

R_2 : 階段から1階への避難流動人数 (人/秒)

$$R_2 = \min(1.3 \times w, 1.5 \times b_2)$$

b_1 : 売り場から階段への出口及び避難通路の有効幅員 (m)

b_2 : 階段から1階への出口の有効幅員 (m)

w : 階段の有効幅員 (m) (注2)

(注2) 階段の有効幅員 w が途中で変わる場合は、その最小値を w とする。

イ 階段において、階段室の収容能力より避難人数が多く ($N_1 > 5 \times S$)、かつ、売り場から階段への出口幅員が広く、階段が満員になる場合 ($R_1 > R_2 / n$)

$$T_1 = (5 \times S) / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n) \quad (\text{注3})$$

(注3) 階段が満員となるまでは、出口幅員に応じた流入能力があることとなるが、階段が満員となってからは、階段幅員 (1階の出口幅員が階段幅員より小さい場合は、1階の出口幅員) の $1/n$ だけの流入能力となる。したがって、各階段への避難人数がそれぞれ $5 \times S$ (人) 以下となるようにすれば階段が満員となることはない。

ただし、上記の計算によって求められた値が、3、(2)で計算した値より小さくなる場合は、3、(2)の値を避難所要時間とする。

3 隣接区画(階段)の避難計算

(1) 避難人数の算定

避難人数は、その階段を避難経路として使用する出火区画、堅穴隣接区画からの避難人数の合計とする。

(2) 避難所要時間の算定

避難所要時間は、次式による。

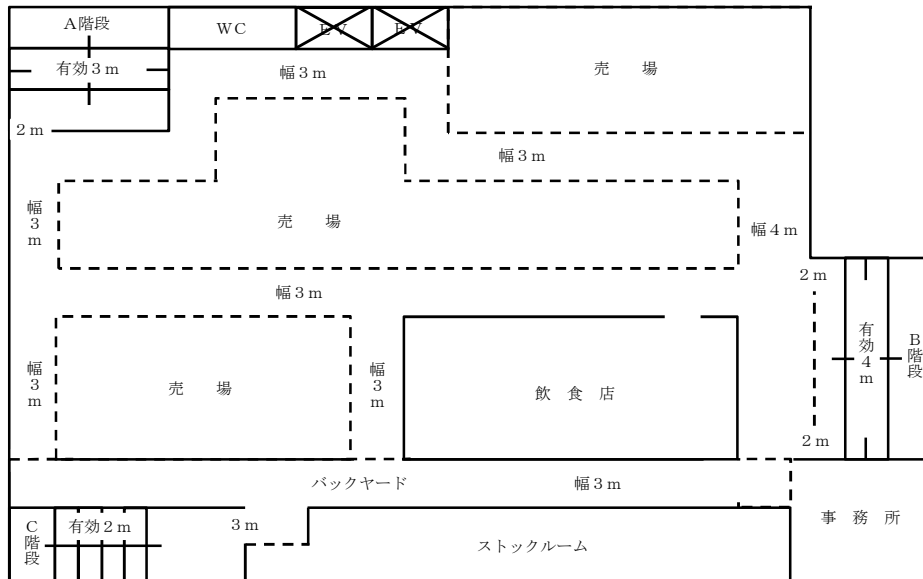
$$T_2 = N_2 / R_2 + 12 \times (f - 1)$$

T_2 : 避難所要時間 (秒)

N_2 : 当該階段の合計避難対象人員 (人)

f : 出火階の階数 (階)

計 算 例



< 条 件 >

算定人員：610人（店舗部分500人、飲食店部分60人、従業員50人）

階段を利用して避難する階の数：10階層

A階段：出口幅2m、1階出口の幅2m、階段面積30㎡、階段幅有効3m

B階段：出口幅4m、1階出口の幅2m、階段面積40㎡、階段幅有効4m

C階段：出口幅3m、1階出口の幅2m、階段面積35㎡、階段幅有効2m

A階段の合計避難対象人員：1,000人

B階段の合計避難対象人員：2,000人

C階段の合計避難対象人員：1,500人

出火階：3階

2(2)エの計算（売場からの避難人数〔 N_1 〕）= $b_1 / \sum b_1 \times N$

A階段： $N_1 = 2 / 9 \times 610 = 135.6 \dots = 136$ （人）

B階段： $N_1 = 4 / 9 \times 610 = 271.1 \dots = 271$ （人）

C階段： $N_1 = 3 / 9 \times 610 = 203.3 \dots = 203$ （人）

2(3)アの計算（売場からの避難所要時間〔 T_1 〕）= N_1 / R_1

・〔 $N_1 \leq 5 \times S$ 〕への該当の有無

A階段： N_1 が136であり、 $5 \times S$ が150となるので、該当する。

B階段： N_1 が271であり、 $5 \times S$ が200となるので、該当しない。

C階段： N_1 が203であり、 $5 \times S$ が175となるので、該当しない。

・〔 $R_1 \leq R_2 / n$ 〕への該当の有無

A階段： R_1 が3であり、 R_2 / n は0.3となるので、該当しない。

B階段： R_1 が6であり、 R_2/n は0.3となるので、該当しない。

C階段： R_1 が4.5であり、 R_2/n は0.26となるので、該当しない。

※ B階段とC階段は、上式から $[N_1 \leq 5 \times S]$ 及び $[R_1 \leq R_2/n]$ のいずれも該当しないので、A階段のみ2(3)アの計算を適用する。

A階段： $T_1 = 136/3 = 45.3$ (秒)

2(3)イの計算 (売場からの避難所要時間 $[T_1]$)

$$= (5 \times S) / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2/n)$$

・ $[N_1 > 5 \times S]$ への該当の有無

A階段： N_1 が136であり、 $5 \times S$ は150となるので、該当しない。

B階段： N_1 が271であり、 $5 \times S$ は200となるので、該当する。

C階段： N_1 が203であり、 $5 \times S$ は175となるので、該当する。

・ $[R_1 > R_2/n]$ への該当の有無

A階段： R_1 が3であり、 R_2/n は0.3となるので、該当する。

B階段： R_1 が6であり、 R_2/n は0.3となるので、該当する。

C階段： R_1 が4.5であり、 R_2/n は0.26となるので、該当する。

※ A階段は、上式から $[N_1 > 5 \times S]$ に該当しないので、B階段及びC階段に2(3)イの計算を適用する。

B階段： $T_1 = (5 \times 40) / 6 + (271 - 5 \times 40) / (3/10)$

$$= 200/6 + 71/0.3 = 270 \text{ (秒)}$$

C階段： $T_1 = (5 \times 35) / 4.5 + (203 - 5 \times 35) / (2.6/10)$

$$= 175/4.5 + 28/0.26 = 146.6 \text{ (秒)}$$

3(2)の計算 (階段の避難所要時間 $[T_2]$) $= N_2/R_2 + 12 \times (f - 1)$

A階段： $T_2 = 1,000/3 + 12 \times (3 - 1) = 357.3$ (秒)

B階段： $T_2 = 2,000/3 + 12 \times (3 - 1) = 690.7$ (秒)

C階段： $T_2 = 1,500/2.6 + 12 \times (3 - 1) = 600.9$ (秒)

別表3(その2)

避難時間計算用紙

2-1 隣接区画(階段)

(15) 階段毎の全階合計 避難人数 N_2					
(16) 階段避難時間 $T_2 = N_2 / R_2 + 12 \times (f - 1)$					

注: 出火区画の欄で求めた値を使用する。

2-2 隣接区画(階段を除く部分)

階

(1) 避難対象人数	別添4、2、(1)の計算式による	人
------------	------------------	---

階段及び避難通路	階段	階段	階段	階段	通路	通路
(2) 売り場からの出口幅 b_1 (m)						
(3) 1階への出口幅 b_2 (m)						
(4) 階段幅 w (m)						
(5) 階段水平投影面積 S (m^2)						
(6) $R_1 = 1.5 \times b_1$						
(7) $R_2 = \min(1.5 \times b_2, 1.3 \times w)$						
(8) R_2 / n (注1)						
(9) 避難人員 N_1						
(10) 階段収容人数 $5 \times S$						
(11) $R_1 > R_2 / n$ かつ $N_1 > 5 \times S$ なら (13)へ						
(12) 避難時間 $T_1 = N_1 / R_1$ (14)へ						
(13) 避難時間 $T_1 = 5 \times S / R_1 +$ $(N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n)$ (注2)						
(14) 避難時間の最大値	< 隣接区画の限界時間					

(注1) n : 当該階段を使用して避難する階の数

(注2) (16)で計算した値が、(13)の計算により求められた値より大きくなる場合は、(16)の値を避難所要時間とする。

<p style="font-size: 1.2em;">防火管理体制検証結果書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(検証実施者)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">署予防課</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">消防 印</p> <p style="margin-top: 30px;">年 月 日、自衛消防訓練を検証した結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p>			
検 証 の 設 定			
被検証者数	名	検証参加人員	名
想定出火階	階	初期消火	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓
検 証 結 果			
区 分	限界時間(A)	検証時間(B)	評 価
出火区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
竪穴隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
備 考			

※評価欄は、(A) ≥ (B) の場合に適合していることを表しています。

立会者 職・氏名 _____ 印

防火管理体制適合通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防 印

あなたの 所有 する下記の防火対象物において、 年 月 日
管理

自衛消防訓練を検証した結果、訓練が限界時間以内に終了し札幌市の防火対象物における防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しているの
で通知します。

記

自衛消防訓練の検証対象防火対象物

防火対象物所在地	
防火対象物名称	
検証対象物用途	

特
記
事
項

--	--

防火管理体制改善通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防

印

あなたの 所有 する { 所在;札幌市 区
管理 する { 名称; } }

において 年 月 日防火管理体制(人)による自衛消防訓練を
検証した結果、札幌市の物品販売店舗等における防火管理体制指導要
綱に定める基準に適合しないので、下記事項を参考に改善されるよう通知
します。

なお、改善計画を 年 月 日までに えて提出して下さ
い。

記

検 証 結 果	区 分	限界時間	検証時間	評価
	出 火 区 画	分	分 秒	適 合 ・ 不 適 合
	隣 接 区 画	分	分 秒	適 合 ・ 不 適 合
	竪穴隣接区画	分	分 秒	適 合 ・ 不 適 合
改 善 を 要 す る 事 項		改 善 策		
.....			
.....			
.....			

※ 改善目標期日以降の適当な日に再度検証を実施します。

対応行動の改善に係る対策表

消防署予防課 係 担当

対象物名			出火区画	隣接区画	堅穴隣接区画
所在地	区	限界時間			
検証年月日	年 月 日	検証に要した時間			

対応行動区分	問題のある対応行動の内容	行動の迅速化	防火管理体制の変更				設備等の強化				施設等の強化									
		訓練等により隊員の行動の迅速化を図る	隊員の連携を図る	消火器・非常放送設備等の操作・取扱いの習熟を図る	売場内のレイアウトを変更して行動しやすくする	初期消火作業で屋内消火栓を用いる	隊員の資質を考慮して役割分担の適正化を図る	隊員の行動の無駄を排除し効率的にする	出火区画と隣接区画の隊員配分を適切にする	指揮系統等組織体制を整備する	副受信機を増設する	無線機・館内非常電話等を設置する	非常放送及び119番通報を全ての階から出来るようにする	スプリンクラー設備を設置する	2号消火栓を設置する	エレベーターを改良する	内装の不燃化を図る	階段室を堅穴区画にする	各階を耐火構造の壁・防火戸の区画により細分化する	区画形成の防火戸を煙感知器連動にする
自火報確認	①受信機の位置が遠く確認が遅い ②他要員への指示に時間がかかる	○	○	○					◎	◎	◎									
火災確認	①出火場所に行くのに時間がかかる ②確認後の連絡に時間がかかる	○	○	◎				△	△	○	◎				○					
消火	①操作の不慣れ ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○	◎	◎			○	○	△					◎						
通報等	①通報に時間がかかる ②放送・通報用語が不的確・不明瞭	◎	△				○	△			◎									
区画の形成	①区画の形成に時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○		△			△	○					○			○	◎	◎	◎	◎
伝達	①区画の範囲が大きく時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○	◎	○	△	○	○	○	△		○	○			○					○
誘導	①誘導の範囲が大きく時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○	◎	△		○	○	○	○			◎	○			○	◎	◎	◎	○
全般	①全体的に時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	◎	◎	◎	○	☆	◎	◎	◎	◎	△	○	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

凡例 ◎→大きな効果が期待できる ○→かなり効果が期待できる
 △→多少の効果が期待できる ☆→限界時間が延長できる

大規模地震を想定した自衛消防訓練と 防災管理体制の検証の手引き



札幌市消防局

目次

第 1	手引きの目的	P1
第 2	大規模地震を想定した自衛消防訓練の実施と訓練結果の 検証の意義	P1
第 3	大規模地震を想定した自衛消防訓練の計画・実施要領	
1	訓練の計画	P4
(1)	訓練目的の設定	
(2)	訓練目標の設定	
(3)	訓練の方法の選択	
(4)	訓練シナリオの作成	
(5)	訓練参加者の決定	
(6)	訓練場所、使用資機材及び日時の決定	
2	訓練の実施	P9
(1)	訓練の流れ	
(2)	訓練実施時の動き	
第 4	大規模地震を想定した自衛消防訓練結果の検証と 消防計画の見直し	P12

別表 1	大規模地震を想定した自衛消防訓練における主な被害想定例
別表 2	大規模地震発生時の自衛消防活動（訓練行動）例
別表 3	自衛消防組織装備品リスト例

資料

資料 1	大規模地震を想定した自衛消防訓練計画作成例
資料 2	自衛消防活動能力の維持のための個別訓練要領
資料 3	消防計画作成（変更）届出書（消防法施行規則別記様式第 14 号）

第1 手引きの目的

この手引きは、大規模地震が発生した場合の自衛消防活動において、特に重要となる「情報伝達・指揮統制、建物の被害状況に応じた避難誘導などの総合的な訓練の実施」と「訓練結果の検証による消防計画の見直し」について、標準的な方法を示すことを目的としています。

防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練その他防災管理上必要な訓練を事業所で実施する際の参考としてご活用ください。

第2 大規模地震を想定した自衛消防訓練の実施と訓練結果の検証の意義

大規模地震発生時においては、火災のみの発生時に比べ、自衛消防隊の活動に以下のような違いが見られます。

大規模地震発生に備えて、日ごろから自衛消防訓練を実施し、大規模地震発生時の初動対応要領に習熟しておくことが重要です。

<火災発生時と大規模地震発生時の自衛消防活動の違い>

- ① 大規模地震の場合、地震被害が多数・広範囲に及ぶことが予想され、消防機関に支援要請が集中し、消防機関からの支援を得にくくなる。
- ② 被災場所の確認について、火災の場合は被災場所の確認が比較的容易（自動火災報知設備などの活用が可能）なのに対し、地震の場合は複数箇所ですべて同時に被害が発生することから確認に時間を要する。
- ③ 避難については、火災の場合は原則、建物から避難することとなるが、地震の場合は建物の安全性や近隣火災からの延焼などの可能性を考慮して、避難の是非を判断する必要がある。
- ④ 負傷者対応について、火災の場合は救急隊による救出・救護が期待できるのに対し、地震の場合は①の理由から救急隊による救出・救護が期待できず、自衛消防組織による応急救護が重要となる。
- ⑤ 火災の場合は防災センターとの連絡・連携が容易であるが、地震の場合は停電や混乱等により防災センターとの連絡がとりにくくなる。
- ⑥ 火災の場合は停電、煙、熱などによる不安や恐怖感（パニック）を排除

することが主な対応となるが、地震の場合は停電・余震などによる不安や恐怖感（パニック）防止が必要となる。また、エレベーターの閉じ込め対応や、従業員の安否確認、建物被害の状況、周辺の情報収集（風評の排除）、通信手段の確保が必要となる。

- ⑦ 火災の場合は家族の被災はなく、家族や自宅の被害状況の確認は不要であるが、地震の場合は家族の安否や自宅の損壊状況の確認が必要である。
- ⑧ 夜間休日に発生した際、火災の場合は比較的対応が可能であるが、地震の場合は交通機関や道路が被害を受けることなどから、指揮者・要員の駆けつけが困難となる可能性がある。

また、大規模地震発生時には、建物の構造、規模、用途や在館者数など個々の建物の特徴に応じて様々な被害が生じます。また、想定外の被害により消防計画に定める自衛消防活動が困難となる事態が生じることも予想されます。

防災管理体制に万全を期すためには、防災管理に係る消防計画に定める被害想定を踏まえた自衛消防訓練を実施するとともに、訓練の結果から対応が不十分な点や課題を抽出し、その改善方法を検討し合い、次回の訓練または防災管理体制の改善に反映させることが重要です。

P D C A サイクル、すなわち「計画の立案（P l a n）」「訓練の実施（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のサイクルを回し、消防計画や訓練を見直して防災管理体制を向上させましょう。

<防災管理体制のP D C A サイクル>

（１）計画の立案（P l a n）

- ・ 訓練の「目的」「目標」を明確に設定したうえで、訓練計画を立案する。
- ・ 被害想定を踏まえ、対応すべき行動を明確にする。
- ・ 訓練の実施日時を決め、消防機関へ通報する。
- ・ 目的・目標の検討に際しては、能力向上・拡大と能力維持（反復訓練）の両面から検討する。

（２）訓練の実施（D o）

- ・ 事前に対応（訓練）行動を十分把握したうえで実施する。

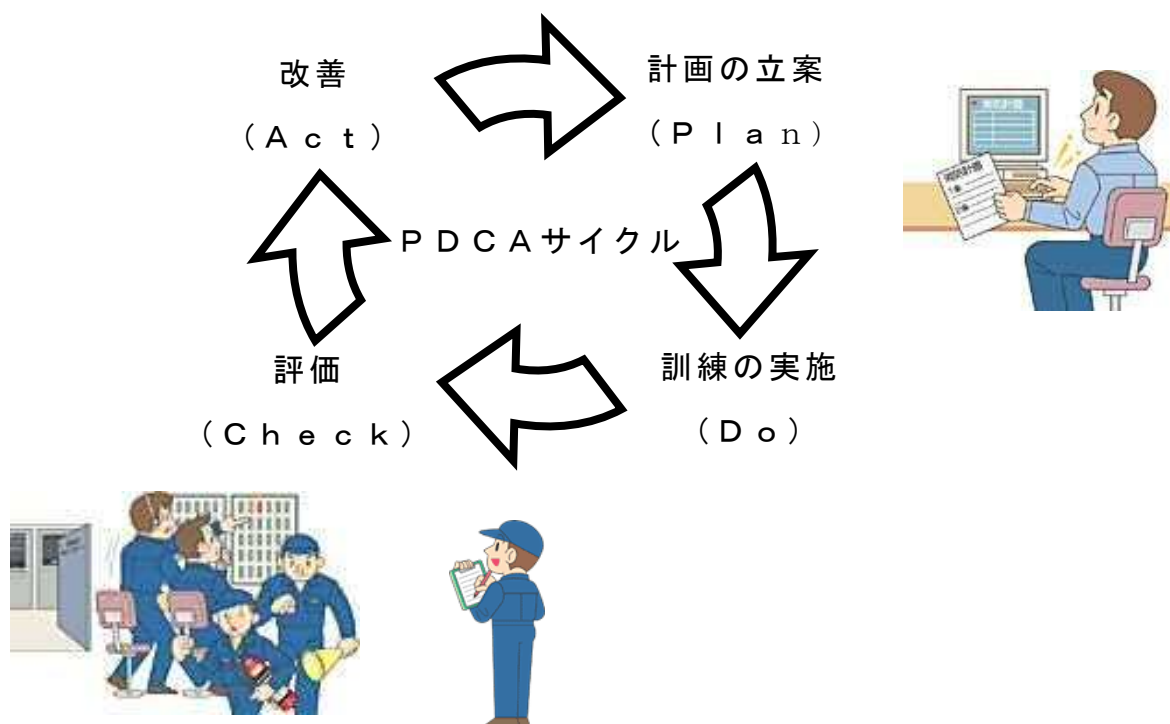
- ・より現実的な状況を設定して実施する。

(3) 評価 (Check)

- ・訓練の実施者と訓練の評価者に分け、客観的評価ができるようにすることが望ましい。
- ・計画の立案時に明確にした訓練の「目的」「目標」などについて、チェックリストなどを用いて対応行動の内容を確認する。
- ・訓練結果について、早期に反省会を実施し、改善すべき課題を明確にする。課題について、訓練対象者の習熟度に起因するもの、消防計画の内容に起因するもの、設備や装備等の状況に起因するものなど、その原因を明確にする。

(4) 改善 (Act)

- ・抽出した課題を分析し対応策を講じる。その際、課題や各事業所の実情に応じて、建物や設備のハード面を改善するのか、自衛消防組織の対応手順を改善するのか、又は要員の対応能力を向上させるのかを明らかにし、それぞれの対応策を消防計画や次回の訓練に反映させる。
- ・次回の訓練において同じ失敗や問題発生を繰り返さないよう、フィードバックを確実に行う。(「検討する」という言葉だけに終わらせることなく、具体的な改善方法を明確にする。)



第3 大規模地震を想定した自衛消防訓練の計画・実施要領

大規模地震が発生した場合の自衛消防活動において、特に重要となる情報伝達・指揮統制、建物の被害状況に応じた避難誘導などの総合的な訓練を次の要領により計画・実施しましょう。（訓練計画の作成例は資料編を参照してください。）

1 訓練の計画

(1) 訓練目的の設定

訓練計画者（防災管理者等）は、訓練の目的を明確に設定します。

◎目的設定（例）

- ・ 情報伝達及び指揮統制要領の習熟を図る。
- ・ 建物の被害状況を考慮した避難の是非について判断能力を養う。
- ・ 被害想定に応じた本部隊・地区隊の活動能力の向上を図る。
- ・ 活動の適否について検証後、改善すべき課題を明確にし、その対応策を講じる。

（留意事項）

- ・ 何のために訓練をするのかを明確にする。
- ・ 複数の目的を組み合わせても、効果が阻害されないと判断できる場合は、複数の目的を組み合わせることにより、訓練の効率化を図る。
- ・ 反復訓練により能力を維持するとともに、種々の試みにより能力向上を図る。

(2) 訓練目標の設定

訓練計画者（防災管理者等）は、訓練の目的を踏まえて、具体的に到達すべき目標（到達レベル・能力）を設定します。

◎目標設定（例）

- ・ 入ってくる情報を正しく把握し、整理することができる。

- ・ 収集した情報に基づき、適切な時期に避難誘導を開始できる。
- ・ 基本的な状況判断や意思決定を消防計画に基づいて行うことができる。
- ・ 訓練結果から課題とされた事項について改善策を検討し、消防計画へ反映させることができる。

(留意事項)

- ・ 目標は、訓練の目的、訓練対象者、訓練時間や訓練回数などの状況に応じて変化するため、訓練ごとに目標を設定する。
- ・ はじめから高い目標を設定せず、訓練対象者のレベルに応じて段階的に訓練目標を設定する。

(3) 訓練の方法の選択

訓練計画者（防災管理者等）は、訓練の目的・目標に応じた訓練方法（実働訓練、シミュレーション訓練など）を選択します。

◎訓練方法（例）

情報伝達・指揮統制を主としたシミュレーション訓練を行う。

(留意事項)

- ・ 訓練においては、目的により、その方法が異なることから、どのレベルを対象に、どのような能力を向上させるのか、何を検証するのかを明確にしたうえで、最適な方法を選択する。
- ・ 自衛消防隊員一人ひとりの対応能力が不十分な場合は、事前に座学や個別訓練、部分訓練を行う。
- ・ 災害時の心理状況に鑑み、努めて実際の状況に近い状況付与となるようにする。

(4) 訓練シナリオの作成

訓練計画者（防災管理者等）は、(1)から(3)を踏まえて訓練シナリオ（被害状況、状況付与）を次の手順で作成します。

ア 被害状況の設定

訓練シナリオで前提となる被害状況は、防災管理に係る消防計画に基づき、必要な範囲で具体的に設定します。

◎被害状況（例）

●地震の状況

- ・震度 6 強
- ・発生日時：平日 15 時に発生

●ライフラインの状況

- ・電気：外部からの供給が遮断。復旧までの所要日数は 6 日。
- ・水：外部からの供給が遮断。復旧までの所要日数は 30 日。
- ・ガス：外部からの供給が遮断。復旧までの所要日数は 55 日。
- ・交通：全面的に、停止・麻痺状態。

イ 状況付与の選定

大地震発生時に起こりうる事象について、建物の用途・規模などの特徴を十分踏まえ、防災管理に係る消防計画に定める被害想定に基づき訓練で付与する状況を選定します。

◎状況付与

別表 1 「大規模地震を想定した自衛消防訓練における主な被害想定例」や防災管理に係る消防計画に定める被害想定に基づき選定する。

（留意事項）

- ・被害想定により考えられるすべての事象を付与する必要はなく、訓練の目的・目標や訓練者のレベルを考慮して選定する。

ウ 訓練シナリオの作成

大規模地震発生時の自衛消防活動（訓練行動）の流れに沿って、イで選定した状況付与について、そのタイミングや時間、被災場所を決定し、訓練シナリオを作成します。この際、それぞれの状況付与に対し、各役割において行うべき対応行動をチェックリスト化しておきます。

＜大規模地震発生時の自衛消防活動（訓練行動）の流れ＞

主な被害事象と応急活動上の障害		大規模地震発生時の 自衛消防活動（訓練行動）の流れ
周辺地域	建物内	
<ul style="list-style-type: none"> ● 停電、断水、通信障害、交通障害が発生 ● 建物倒壊や火災が多数発生 	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災だけでなく、建築構造・設備の損壊や機能停止、落下物、転倒物による被害が発生 ● 被災箇所が同時多発的で広範囲かつ被害が急速に拡大 ● 強い揺れに一斉に見舞われる ● 停電等も在館者の行動に影響 ● 自動的に感知できない被害が多数。また、自火報も被災→人手による確認 ● 避難施設の損壊や落下物・転倒物のため移動に支障。また、非常用エレベーターも復旧までは使用不可 ● 対応の必要性や優先度、内容の見極め（例 避難不要／一部避難／全館避難等） ● 落下物・倒壊物からの救出救護 ● エレベーター停止に伴う閉じ込め対応 ● 出火した場合の迅速な初期消火 ● 広範囲に危険が及ぶ場合の全館避難 ● 事業所単独の対応が長期化 ● 交代要員の参集も困難 	<pre> graph TD 1[1 地震の発生] --> 2[2 初期対応] 2 --> 3[3 自衛消防活動の開始] 3 --> 4[4 被災状況の確認] 4 --> 5[5 活動方針の決定] 5 --> 6a[6 応急救護] 5 --> 6b[6 避難誘導] 5 --> 6c[6 通報連絡] 5 --> 6d[6 安全防護] 6c --> 7[7 火災の発生] 7 --> 8a[8 通報連絡] 7 --> 8b[8 安全防護] 7 --> 8c[8 初期消火] 8a --> 9[9 消防隊への情報提供] 8b --> 9 8c --> 9 </pre>
<ul style="list-style-type: none"> ● 停電、断水等の影響により応急活動に支障 ● 被災地域ではエレベーター業者の対応に時間を要する ● 火災や倒壊建物からの救出事案等が多数発生 ● 通信や交通にも障害が発生 		

◎対応行動

別表2「大規模地震発生時の自衛消防活動（訓練行動）例」を参考にチェックリスト化する。

(留意事項)

- ・どの訓練参加者に対し、どのような方法で付与するのかを明確にする。
- ・状況付与を行うタイミングや時間は、訓練の目的や目標に応じて設定する（素早い情報把握や判断力の習熟を図る場合は時間間隔を短くするなど）。
- ・対応行動をチェックリスト化する際は、実働訓練とするか、みなし訓練（口頭での情報伝達をもって実施したとみなす訓練）とするかを決めておくこと。
- ・訓練の目的や目標について検証可能な状況付与が終ったタイミングで、訓練を終了する。
- ・初期消火訓練は、出火の想定を行った場合にのみ実施する。なお、出火を想定する場合は、地震特有の対応行動を訓練できるよう、地震が発生した直後の出火は想定せず、地震発生後しばらくしてから出火するよう設定する。

(5) 訓練参加者の決定

訓練計画者（防災管理者等）は、(4)により作成した訓練シナリオを踏まえて、訓練の対象とする自衛消防組織の体制・訓練参加者を決定します。

◎訓練参加者の決定（例）

本訓練の対象となる組織及び人員は次のとおりとする。

- 本部隊：本部隊長、指揮班長、通報連絡班長、初期消火班長、避難誘導班長、安全防護班長、応急救護班長
- 11階地区隊、12階地区隊、地下1階地区隊：地区隊長及び隊員

(留意事項)

- ・情報整理、指揮統制能力などを踏まえて訓練に参加する地区隊数を決

めること。なお、訓練参加者は適宜ローテーションさせ、自衛消防組織全体の対応能力の向上を図ること。

(6) 訓練場所、使用資機材及び日時の決定

訓練計画者（防災管理者等）は、(4)により作成した訓練シナリオと(5)により決定した訓練参加者を踏まえて、訓練を実施する場所、使用資機材及び日時を決定します。なお、訓練の実施に当たっては事前に所轄の消防署への通報（連絡）を行う必要があります。

◎訓練場所、使用資機材及び日時の決定（例）

- 訓練場所：防災センター、1階、11階、12階及び地下1階
- 使用資機材：防災管理に係る消防計画に定める装備品を使用する。
- 訓練日時：平成22年4月20日15時00分から16時00分まで

（留意事項）

- ・実働訓練を行う場合は、訓練参加者以外にも訓練で使用する範囲を事前に周知しておくとともに、訓練実施中はその旨を表示するなど、怪我や事故の防止に十分配慮する。
- ・シミュレーション訓練を行う場合でも、可能な限り防災管理に係る消防計画に基づく実際の活動場所を訓練場所とするとともに、大規模地震発生時に実際に使用する資機材（参考：別表3「自衛消防組織装備品リスト例」）を訓練で使用する。

2 訓練の実施

(1) 訓練の流れ

概ね以下のような流れで、訓練を実施します。

- ① 訓練の説明：訓練事務局（防災管理者等）より訓練目的・目標の再確認と訓練方法などを説明する。
- ② 訓練の実施：訓練シナリオに従って訓練を行う。
- ③ 反省会の実施：訓練結果に基づき、課題と改善策を協議する。

(2) 訓練実施時の動き

ア 状況の付与と対応行動の確認

訓練事務局（防災管理者等）から、訓練シナリオに沿って、地震時の被害や、社内からの報告・問合せ、外部からの照会などを口頭や文面で訓練参加者に付与します。また、訓練事務局（防災管理者等）は訓練シナリオのチェックリストを活用し、訓練参加者の対応行動を確認します。

（留意事項）

- ・状況付与の方法については、実際の情報伝達ルート（放送設備、内線電話など）を使用することが望ましいが、意思決定方法の習熟を主な目的とする場合は、必ずしもそれに拘る必要はない。

イ 訓練参加者の対応

訓練参加者は、自らの役割分担に基づき、提供される情報から何を実施すべきか考え、対応を行う。

◎訓練参加者の対応（例）

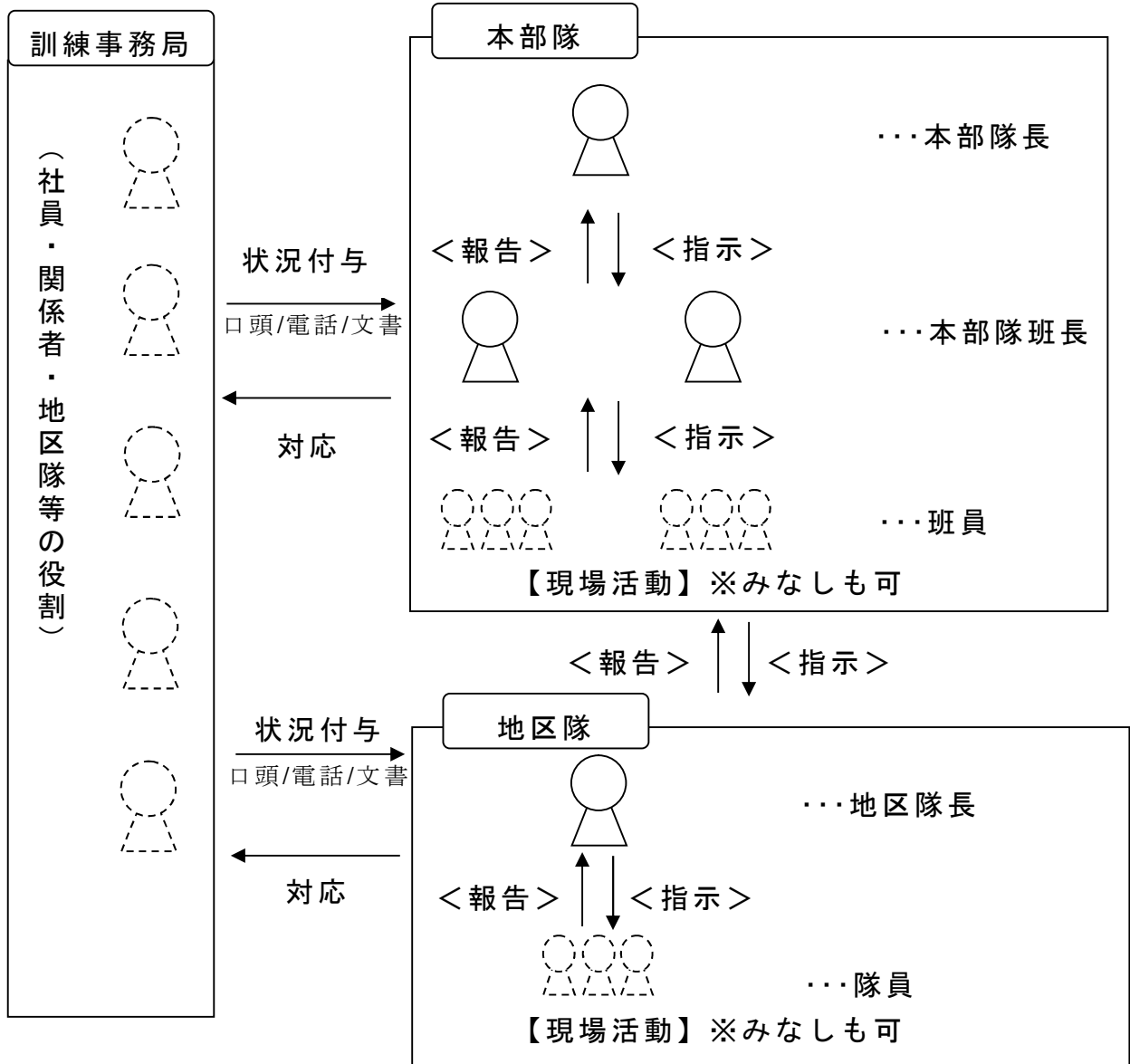
- ・本部隊長は、収集した情報をもとに活動の優先度を判断し、各班長に必要な対応を指示する。
- ・通報連絡班長は、提供される情報を記録し整理するとともに、地区隊から情報を収集する（ホワイトボード等を用いることが望ましい。）。
- ・初期消火班長は、提供される情報から消火活動が必要と判断される場合は、本部隊長の指示を受け消火活動を行う（必要に応じ、消火器などによる模擬消火訓練を行う。）。
- ・避難誘導班長は、提供される情報から避難誘導が必要と判断される場合は、本部隊長の指示を受け避難誘導を行う（必要に応じ、在館者役・従業員役を配置し、避難誘導訓練を行う。）。

（留意事項）

- ・与えられた情報の他に情報が必要な場合は、各訓練参加者が独自に想定を考えてもよい。また、各種対応や、訓練非参加者への指示、連絡などについては、その対応内容を文章として記すことをもって対応を

実施したとみなし、訓練を進めることも有用である。

<訓練実施時の動きのイメージ(例)>



<ホワイトボードを用いた情報整理のイメージ>

物的被害(地区隊)				
時間	場所	内容	処置	報告
15:07	東・西	5F火傷	搬送	
15:08	東	非常階段		
15:08	東	火災		
15:09				
15:09				
15:10	5F	各部屋の火災発生状況(5F)	迅速対応	
15:10	5F	5F12号室(5F)火災発生	迅速対応	
15:10	5F	5F12号室(5F)火災発生	迅速対応	
15:20	1F	1F1号室(1F)火災発生	迅速対応	
15:22	1F	1F1号室(1F)火災発生	迅速対応	
15:25	5F	5F12号室(5F)火災発生	迅速対応	
15:30	5F	5F12号室(5F)火災発生	迅速対応	

人的被害			
時間	場所	状況	処置
15:06	8F	4名負傷 → 15:08搬送	→ 3F(搬送)搬送(15:14)
15:07	5F	4名負傷 搬送済	
15:09	15F	5名負傷(軽傷)	
15:12	14F	10名負傷(軽傷)	
15:13	11F	10名負傷(軽傷)	
15:23	8F	骨折(1名)	→ 3F(搬送)搬送(15:29 OK)
15:25	B1	頭部出血(1名)	→ 3F(搬送)搬送(15:26)
15:27	10F	肩関節打撲(重傷)	→ 1F(搬送)搬送
15:28	8F	手関節打撲	→ 自力救済中(15:28)
15:40	8F	頭部出血 意識不明	→ 救急搬送済 → 3F(搬送)搬送OK
15:42	12F	本階下り	→ 自力救済中 → 完了(15:43)

第4 大規模地震を想定した自衛消防訓練結果の検証と消防計画の見直し

大規模地震が発生した場合の自衛消防訓練を実施した後は、訓練参加者や訓練事務局で反省会を行い、チェックリストなどの訓練結果に基づき、課題とその原因、改善策について検討しましょう。

◎ 訓練結果の検証（例）

訓練終了後に、訓練参加者・訓練事務局による反省会を実施し、期待される対応行動についての確認などを踏まえ、以下のとおり、課題及びその原因、改善策を検討した。

評価（Check）		改善（Act）	
課題	原因	改善策	
① 重傷者を搬送する外部の病院、消防機関との連絡など外部の絡む対応について、混乱が見られた。	・ 対応上で必要なシナリオについて、外部状況に関する設定が不十分 ・ 外部対応の要領の詳細が明確でなかった。	人的能力	消防計画の記載事項に基づく行動が取れるように、訓練し、能力を向上させる。
		物的能力	通信手段の充実を図る。
		消防計画	地域の病院の連絡先、所在地、種類等について一覧表を作成する。
		訓練計画	訓練開始時に想定以外の状況については、現状のままとする旨、説明する。
② 地区隊の活動が多く、適切な対応に困難が生じた。	・ 各班の人員の不足 ・ 訓練参加者のレベルを超えた状況付与	人的能力	すばやい行動ができるよう訓練を繰り返す。
		物的能力	適切な資機材の活用を図る。
		消防計画	各班の人員体制を見直す。
		訓練計画	状況付与における情報量の適否を見直す。
③ 事前に準備をしていた記録用	・ ホワイトボードの準備不足	人的能力	通報連絡班の班別行動訓練を通じ、記録要領を訓練する。

<p>のホワイトボードに書ききれなくなり、急遽、別のホワイトボードを使用することになった。また、記録漏れも発生していた。</p>	<p>・記録の手順、要領の未整備</p>	物的能力	ホワイトボードの追加準備
		消防計画	入手情報の記録要領について、マニュアル等を準備する。(記録様式の整備等)
		訓練計画	事前にホワイトボードの使用法について講義する。
<p>④各班の活動状況の把握が困難となっていた。</p>	<p>・隊長及び通報連絡班による、フロア図、建物概要図等の活用が不十分</p>	人的能力	隊長及び通報連絡班は、本訓練や班別行動訓練を通じて、記録要領や報告要領を訓練する。
		物的能力	トランシーバー等の活用、フロア図や建物概要図の充実を図る。
		消防計画	各班の活動場所を分かりやすく示すことが出来るよう、記録様式を整備する。
		訓練計画	事前に状況の把握や報告の方法について講義を行う。
<p>⑤指示や行動が各班の装備を踏まえたものとなっていなかった。</p>	<p>・隊長及び各班による、装備に係る情報の把握が不十分</p>	人的能力	隊長及び各班は、本訓練や各班行動訓練等を通じ、消防計画記載の装備情報に基づき、指示や行動が行えるよう訓練を実施する。
		物的能力	各班の装備表の充実を図る。
		消防計画	各班の任務内容とそれに基づく装備に係る記載を充実させる。
		訓練計画	各班の装備に係る情報を訓練開始前に提示する。

⑥館内放送の内容について、記録が出来ず、館内放送を実施した時刻、内容等に漏れが生じていた。	・館内放送の記録についての明確な方針がなかった。 ・館内放送が流れていることを認識できなかった。	人的能力	通報連絡班の班別行動訓練において、情報入手及び記録要領を訓練する。
		物的能力	館内放送設備の見直しを行う。
		消防計画	入手情報の記録要領について、マニュアル等を準備する。(記録様式の整備等)
		訓練計画	出来る限り実際の館内放送を用いて訓練を実施する。

(留意事項)

- ・消防計画の策定や訓練は、一回だけで完了するものではなく、毎回検証を行うことで、見直していくべきものであり、PDCAのサイクルを回すことで、常に改善されるものであるという認識を持つこと。
- ・課題の改善策として人的能力（自衛消防隊員の個人スキルなど）の向上が必要な場合は、個別訓練を行うこと。（個別訓練要領については資料編を参照してください。）
- ・訓練結果の検証には訓練参加者・訓練事務局（防災管理者等）だけでなく、訓練見学者なども交えて行うと客観的な評価・意見が期待でき、効果的である。
- ・訓練結果の検証をもとに防災管理に係る消防計画を見直したときは、「消防計画作成（変更）届出書」（消防法施行規則別記様式第14号）により所轄の消防署へ届け出ること。

別表 1

大規模地震を想定した自衛消防訓練における主な被害想定例

※ 訓練で付与する状況について□をチェックすること。

被害種類	被害項目	被害想定	被害箇所・階	対応事案(対応行動)	
建物等の基本被害	建物構造の状況	□壁、柱の破壊、亀裂の発生		□パニック発生(非常放送等によるパニック防止、避難誘導員の配置) □避難障害(散乱物の撤去、安全な避難経路選択、立入禁止区域の設定) □負傷者の発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) □建物の崩落(全館避難の要否の判断、立入禁止区域の設定)	
	外壁・窓ガラス・看板の状況	□壁のタイルや窓ガラスが破損落下 □壁の装飾品や屋内外の看板等の破損落下			
	内装天井の状況	□内装吊り天井等の落下			
建築設備等被害	建築設備等被害	エレベーターの状況	□エレベーター停止	□エレベーター閉じ込め事案発生(安全階での解放・救出、エレベーター使用禁止措置) □負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当)	
		エスカレーターの状況	□エスカレーター停止(利用者の転倒)	□負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当、エスカレーター使用禁止措置)	
		空調・換気設備の状況	□天井空調機の脱落 □ダクトの変形破損及び給排気口の破損	□負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) □火災発生時、煙が館内に充満(防火区画の形成、初期消火)	
		ボイラー・発電機、燃料タンク等の状況	□ボイラー停止、送油遮断 □発電機やボイラー用燃料タンクのボルトが外れ、タンクが移動・破損 □備蓄燃料タンク・送油管の破損	□燃料漏洩(漏洩燃料の回収処理、火気使用禁止措置) □火災発生(防火区画の形成、初期消火)	
	避難施設等被害	室の扉のひずみの状況	□扉の開閉不能		□室内への閉じ込め事案発生(解放・救出)
		廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の状況	□廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の破損 □廊下に煙が滞留し、避難経路が使用不能		□避難障害(散乱物の撤去、安全な避難経路選択、立入禁止区域の設定) □負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当)
		内装材やガラスの状況	□窓ガラス等の破損 □内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物により避難経路が使用不能		
		階段室や非常口における避難者の殺到状況	□在館者の集中 □エントランスへ集中した群集が屋外へ飛び出し		□パニック発生(非常放送等によるパニック防止、避難誘導員の配置) □負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当)
	消防被用設備	防火シャッター・防火扉の状況	□防火シャッター・防火扉の損傷による不作動		□火災発生時に火煙の拡大(手動による防火区画形成)
		スプリンクラー設備の状況	□スプリンクラーの誤動作		□漏水による水損(制御弁の閉鎖、防水シート等による水損防止措置)
		消火設備の状況	□消火設備の損傷による不作動		□火災発生時に作動せず、延焼拡大(代替設備での消火)

被害種類	被害項目	被害想定	被害箇所・階	対応事案(対応行動)	
収容物等被害	室内の備品の状況	<input type="checkbox"/> 転倒・滑動		<input type="checkbox"/> 負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) <input type="checkbox"/> 避難障害(障害物の撤去、安全な避難経路選択、立入禁止区域の設定)	
	照明器具等の状況	<input type="checkbox"/> 振動により干渉し損傷			
	室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等の状況	<input type="checkbox"/> 転倒・滑動			
	パーテーションの状況	<input type="checkbox"/> 吊り下げ式パーテーション、固定済みパーテーションを除くパーテーションが転倒			
ライフライン等被害	電気 ガス 水道 交通	停電による照明の状況	<input type="checkbox"/> 非常電源の通電箇所以外は停電(復旧まで6日間) <input type="checkbox"/> 非常電源の損傷	<input type="checkbox"/> 全館停電(電源の確保、携帯用電灯の集結)	
		停電による廊下・階段・ロビーの照明の状況	<input type="checkbox"/> 非常電源の通電箇所以外は停電(復旧まで7日間) <input type="checkbox"/> 非常電源の損傷		
		ガス供給設備の状況	<input type="checkbox"/> ガス管の損傷 <input type="checkbox"/> ガスボンベの転倒、損傷	<input type="checkbox"/> ガス漏洩(緊急ガス遮断、立入禁止区域の設定、火気使用禁止措置)	
		水道設備の状況	<input type="checkbox"/> 水道管の損傷 <input type="checkbox"/> 受水槽の損傷	<input type="checkbox"/> 漏水水損(止水弁の閉鎖、防水シート等による水損防止措置)	
		断水の状況	<input type="checkbox"/> 屋上タンクの貯水分以外、水が使用不能(復旧まで30日間)	<input type="checkbox"/> スプリンクラー等による消火活動不能(代替設備での消火)	
		断水時のトイレの状況	<input type="checkbox"/> 屋上タンクの貯水分以外、水が使用不能	<input type="checkbox"/> 水洗トイレの使用不能(仮設トイレの設置)	
		交通インフラの状況	<input type="checkbox"/> 周辺交通は、全面的に停止・麻痺状態	<input type="checkbox"/> 消防機関の到着遅延(自衛消防隊による救出救護) <input type="checkbox"/> 帰宅困難者発生(宿泊場所、水・食料の確保)	
	通信	外線電話	<input type="checkbox"/> 輻輳・故障で使用不能		<input type="checkbox"/> 情報収集、連絡等に支障(安全情報の提供によるパニック防止、伝令員の配置、情報掲示板の設置)
		内線電話	<input type="checkbox"/> 内線電話ラインが切断され、通話不能 <input type="checkbox"/> サーバーの損傷により通信不能		
	派生的に生じる被害等	火災	レストランや食堂の火気使用地域における火災	<input type="checkbox"/> 各厨房の火元設備の破損、周囲の物品の落下	<input type="checkbox"/> 火災発生(初期消火、防火区画の形成) <input type="checkbox"/> 燃料漏洩(漏洩燃料の回収処理、火気使用禁止措置) <input type="checkbox"/> ガス漏洩(緊急ガス遮断、立入禁止区域の設定、火気使用禁止措置) <input type="checkbox"/> 負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) <input type="checkbox"/> 延焼拡大(防火区画の形成)
その他の火気使用設備器具、電気機器からの出火			<input type="checkbox"/> 火気使用設備器具、電気機器の破損		
機械室・ボイラ室からの出火			<input type="checkbox"/> 配電盤、分電盤、ボイラー等の破損		
駐車場からの出火			<input type="checkbox"/> 車両の損傷		
ガス使用設備からのガス漏洩			<input type="checkbox"/> 厨房のガス設備の損傷		

別表2 大規模地震発生時の自衛消防活動（訓練行動）例

1 地震の発生
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練事務局より、館内放送等で訓練参加者に被害想定に基づき設定した状況を伝える。
2 初期対応
<p>（揺れの直後：身の安全確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練参加者全員が、落ち着いて自分の身を守る。 <ul style="list-style-type: none"> ①最寄りの机等の下に潜る。 ②照明の落下や収容物の転倒等による危険がない場所で跪く。 ・火気設備器具の近くにいる訓練参加者は、火を消す。（ガス栓や電源の遮断等） ・ドア近くの訓練参加者はドアを開け、避難経路を確保する。 <p>（揺れがおさまった後：二次災害の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災センターにおいて、電話、放送設備等の通信機器の試験を行い、使用可能かどうか確認する。 ・訓練参加者は、火元を確認し、その結果を防災センターに伝える。 ・訓練参加者は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の異常を確認し、その結果を防災センターに伝える。 ・防災センターより放送設備（放送設備が使用不可の想定の場合は内線電話）を用いて、以下の内容を放送する。 <ul style="list-style-type: none"> ① エレベーターの使用制限 ② 落下物からの身体防護の指示 ③ 屋外への飛び出しの禁止 ④ 自衛消防隊の指示に従って落ち着いて行動すること。（パニック防止放送）
3 & 4 & 5 自衛消防活動の開始、被害状況の確認、活動方針の決定
<p><本部隊></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、被害状況等を報告するように地区隊長に指示をする。 ・通報連絡班は、総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、設備モニタ、地区隊からの報告等から、被害状況を把握する。 ・自衛消防隊長は、地区隊からの情報をもとに以下の事項を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 負傷者数 ② 閉じ込め者数 ③ 火災・危険物の流出等二次災害の有無 ④ 構造等破壊の有無 ⑤ ライフラインの状況 ・自衛消防隊長は、必要に応じ在館者に被害状況を伝達する。 ・自衛消防隊長は、被害状況をもとに活動の優先順位を判断し、活動方針を決定する。 <p><地区隊></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区隊長は、訓練参加者からの情報から、自地区の被害状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。

- ・通報連絡班は、自地区の被害状況を本部隊の通報連絡班に報告する。
- ・訓練参加者は、周囲の機器、什器等の転倒、落下等の有無と異常があった場合は、地区隊長に報告する。

6 通報連絡

<本部隊・地区隊共通>

- ・通報連絡班は、通信可能な手段を用いて、関係者間の連絡を行う。

(要救助者の発生時)

<本部隊>

- ・本部隊の通報連絡班は、消防機関への通報を行う。(ただし、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。)

<地区隊>

- ・自地区に火災や要救助者が発生した場合は、通報連絡班は本部隊の通報連絡班へ連絡する。(ただし、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から消防機関に直接通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。)

6 安全防護

<本部隊・地区隊共通>

- ・安全防護班は、複数の避難経路を確保するとともに、避難通路上の落下、倒壊物などで避難の支障となるものを除去し、避難経路の安全を確認するとともに、必要に応じ立入禁止区域の設定を行う。
- ・停電発生に備え、自家発電設備、バッテリー等の非常電源を確認するとともに、懐中電灯等の照明器具を確保・配備する。
- ・電気配線等の破損、燃料の漏洩等、火災原因の有無を確認する。
- ・断水に備え、消防用水や生活水の確保量を確認する。(また、漏水を想定する場合は、速やかに送水を停止する。)
- ・スプリンクラー設備の散水による水損防止措置は、安全防護班が防災センターと連携して行う。

(エレベーター停止の場合)

<本部隊>

- ・安全防護班は、以下の活動を行う。
 - ①エレベーター操作盤によりエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込め者の有無を確認する。
 - ②閉じ込め者が発生している場合は、乗客の人数、怪我人の有無、停止階などを確認し、速やかにエレベーター保守会社の緊急連絡先・消防機関に連絡する。
 - ③閉じ込め者に対し、エレベーター保守会社へ連絡した旨、その他地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
 - ④エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる場合、やむを得ない緊急の場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、エレベーター保守会社の十分な定期訓練を受けた者に救出活動を行わせる。
 - ⑤消防隊又はエレベーター保守会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。

⑥全館にエレベーター使用の自粛を図る

6 避難誘導

<本部隊>

- ・自衛消防隊長は、防災管理に係る消防計画に定める基準に基づき、建物からの避難の是非を判断する。

※避難の判断基準の例

建物の被害状況等により、以下の基準に基づき避難を行うこととする。

- (1) 全館一斉避難：在館者全員が同時に避難する。
具体的には、下記の①から⑦の事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるとき。
- (2) 全館逐次避難：在館者全員が、危険階を優先し、時間差に配慮したうえで、避難する。
具体的には、下記①から⑦の事象の発生に時間の余裕があるとき、及び⑧、⑨の事象が発生したとき。
- (3) 階（区画）避難：危険階（区画）から安全な区画へ避難する。
下記以外の場合に、状況に応じて実施する。
 - ①建物が倒壊する危険が高いとき
 - ②建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想されるとき
 - ③建物で複数階同時出火したとき、又は出火延焼危険性が高いとき。
 - ④建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生危険性が高いとき、又は出火・延焼の危険性が高いとき。
 - ⑤建物内で危険物・ガスが漏出したとき、は漏出の危険性が高いとき。
 - ⑥建物内の防災設備システムが作動しなくなったとき。
 - ⑦出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及するおそれがあるとき。
 - ⑧都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。
 - ⑨周辺大気中に有毒物質が漏出又は漏出するおそれの高いとき。

- ・自衛消防隊長は、建物からの避難を行う旨を地区隊に伝達する。

※本部隊からの避難に関する指示・命令の伝達は、非常放送を使用して行う。

※簡潔に分かりやすい内容とし、同じ内容を2回繰り返す。また、早口を避け、命令口調で伝達する。

※情報の信頼性を高めるため、「こちらは防災センターです」「こちらは自衛消防隊長です」等の文言を付す等、情報発信者を明確にする。

※エレベーターを使用しない旨伝達する。

- ・自衛消防隊長は、地区隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。

<地区隊>

- ・地区隊長は、自衛消防隊長からの避難指示があるまで、在館者等を落ち着かせ、天井パネル、照明器具、棚等の落下転倒に注意しながら柱の周りや、壁際など安全な場所で待機させる。
- ・地区隊長は、自衛消防隊長の避難指示を受け、自地区の在館者をあらかじめ定められた屋外避難場所に避難させる。

- ・避難誘導班は、通路角、階段口等、所定の配置につくとともに、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、落ち着いて避難させる。また、エレベーター前の避難誘導班員は、エレベーターの使用を制止する。
- ・避難誘導班は、逃げ遅れの有無を確認し、その情報を得たときは、地区隊長に報告した上で、直ちに本部隊に報告する。
- ・地区隊長は、避難完了後自衛消防隊長に報告する。

(留意事項)

※エレベーターによる避難は原則として行わない。

※一度避難した者が、忘れ物等のため、再び入ることのないように注意喚起する。

6 応急救護

<本部隊>

- ・本部隊の応急救護班は、速やかに救護場所を確保し全館に連絡する。

<地区隊>

- ・負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護場所、又は医療機関に搬送する。
- ・建物等の下敷きになっている者等、要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。(ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として、火勢を抑えてから救出活動にあたる。)
- ①挟まれている人に声をかけ、安心感を与える。
- ②周囲の人に声をかけ応援を求める。
- ③救出の妨げとなるものを除去する。
- ④てこの原理を利用して、すき間をつくり痛みを和らげる。
- ⑤持ち上げてできた空間が崩れないよう角材等をあてて補強する。
- ⑥被災者に声をかけながら、不用意に引き出したりせず、慎重に救出を行う。
- ・ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。

※具体的な救護方法については、従来の訓練に倣うものとする。

7 火災発生

- ・火災発見者は、地区隊の通報連絡班に火災が発生した旨伝達する。

8 通報連絡

<本部隊>

- ・本部隊の通報連絡班は、消防機関への通報を行う。(ただし、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。)

<地区隊>

- ・自地区に火災や要救助者が発生した場合は、通報連絡班は本部隊の通報連絡班へ連絡する。(ただし、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から消防機関に直接通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。)

8 安全防護

<本部隊・地区隊共通>

- ・安全防護班は、以下のとおり応急措置をとる。
 - ①建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場合等、手動の区画形成を行う。
 - ②当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行う。
 - ③防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行う。
 - ④立入禁止区域の設定を行う。

8 初期消火

<本部隊>

- ・初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

<地区隊>

- ・初期消火に主眼を置き活動する。複数箇所から出火して初期消火班の能力を超えている場合は、本部隊の指示に従うとともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。
※具体的な消火方法については、従来 of 訓練にならうものとする。

9 消防隊への情報提供

<本部隊>

- ・指揮班は、消防隊が到着したときは、火災の発見状況、火災の延焼状況、燃烧物件、危険物品の有無、逃げ遅れの有無、人的被害の状況等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うとともに、消防隊指揮本部（防災センター）へ案内する。（訓練終了）

別表3

自衛消防組織装備品リスト例

訓練で使用する資機材について□をチェックすること。

任務別	品名			
	用意すべき資機材	有無	用意が推奨される資機材	有無
指揮	<input type="checkbox"/> 消防計画(自衛消防活動要領)		<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器	
	<input type="checkbox"/> 建物図面(平面図・配管図・電気設備図等)		<input type="checkbox"/> 指揮本部用の資機材及び標識(隊旗)	
	<input type="checkbox"/> 名簿(従業員・宿泊者・入院者等)		<input type="checkbox"/> 照明器具(懐中電灯・投光器等)	
			<input type="checkbox"/> トランシーバー等	
通報連絡	<input type="checkbox"/> 非常通報連絡先一覧表		<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器	
	<input type="checkbox"/> ホワイトボード等(情報記録用)		<input type="checkbox"/> トランシーバー等	
初期消火	<input type="checkbox"/> 防火衣又は作業衣		<input type="checkbox"/> 可搬消防ポンプ	
	<input type="checkbox"/> 消火器具		<input type="checkbox"/> 破壊器具(とび口等)	
			<input type="checkbox"/> 防水シート	
安全防護	<input type="checkbox"/> マスターキー		<input type="checkbox"/> ロープ	
	<input type="checkbox"/> 切断機具(ドアチェーン等切断用)		<input type="checkbox"/> 誘導の標識(案内旗等)	
	<input type="checkbox"/> 名簿(従業員・宿泊者・入院者等)			
	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器			
	<input type="checkbox"/> キー、手動ハンドル(防火シャッター、エレベーター、非常ドア用等)		<input type="checkbox"/> エンジンカッター	
	<input type="checkbox"/> 救助器具(ロープ、バール、ジャッキ等)		<input type="checkbox"/> 油圧式救助器具セット	
	<input type="checkbox"/> 建物図面(平面図・配管図・電気設備図等)		<input type="checkbox"/> 防水シート	
応急救護	<input type="checkbox"/> 応急医薬品		<input type="checkbox"/> テント、ベッド等	
	<input type="checkbox"/> 担架		<input type="checkbox"/> 受傷者記録用紙	
			<input type="checkbox"/> 自動対外式除細動器(AED)	
その他	<input type="checkbox"/> 災害用活動服		<input type="checkbox"/> 携帯発電機	
	<input type="checkbox"/> ヘルメット			
	<input type="checkbox"/> 運動靴			
	<input type="checkbox"/> 手袋			
	<input type="checkbox"/> 警笛			

※ 資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。

大規模地震を想定した自衛消防訓練計画（例）

目的	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防組織内の情報伝達・指揮統制要領の習熟を図る。 ・ 建物の被害状況を考慮した避難の是非について判断能力を養う。 ・ 被害状況を踏まえた業務ごとの対応行動の習熟を図る。 ・ 被害想定に基づく自衛消防活動の適否について検証し、改善すべき課題を明確にし、その対応策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部隊に入ってくる様々な情報を正しく把握し、整理することができる。 ・ 収集した情報に基づき、避難誘導の開始時期を適切に判断できる。 ・ 基本的な状況判断や意思決定、自衛消防活動を消防計画に基づいて行うことができる。 ・ 訓練結果から課題とされた事項について改善策を検討し、消防計画へ反映させることができる。
訓練内容	
訓練方法	訓練シナリオ
<ul style="list-style-type: none"> ● シミュレーション訓練 （情報伝達・収集） 本部隊、地区隊の各班に対し、それぞれに関係する想定を付与し、本部隊と地区隊の相互の情報伝達について訓練する。 （状況判断、指示） 各班からの情報を分析し、本部隊長及び地区隊長は何を処理しどのように指示するかについて訓練する。 ● 実働訓練 シミュレーション訓練の想定のうち、模擬消火、避難誘導など実際の行動による訓練が可能なものについて実働訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 6 強の地震が平日 15 時に発生 ・ ライフライン被害 <ul style="list-style-type: none"> 電気：外部からの供給が遮断。復旧までの所要日数は 6 日。 水：外部からの供給が遮断。復旧までの所要日数は 30 日。 ガス：外部からの供給が遮断。復旧までの所要日数は 55 日。 交通：全面的に、停止・麻痺状態。 ● 状況付与 別添の付与状況シート（例）に基づき作成した訓練シナリオシート（例）に沿って状況を付与する。

訓練参加者・訓練場所
<ul style="list-style-type: none"> ● 指揮本部設置場所：○階防災センター内 本部隊長兼指揮班長（統括管理者） ○○○○ 通報連絡班長 ○○○○、初期消火班長 ○○○○、避難誘導班長 ○○○○、安全防護班長 ○○○○、応急救護班長 ○○○○ 他 訓練参加者計 ○名 ● 応急救護所設置場所：○階_____内 ● 一時避難場所：○階_____ ● 地区隊 A（○階_____）～地区隊長 ○○○○、隊員○○○○、○○○○、○○○○ 他 訓練参加者計 ○名 ● 地区隊 B（○階_____）～地区隊長 ○○○○、隊員○○○○、○○○○、○○○○ 他 訓練参加者計 ○名 ● 地区隊 C（○階_____）～地区隊長 ○○○○、隊員○○○○、○○○○ 他 訓練参加者計 ○名
訓練日時等
<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練日時： _____年 _____月 _____日 _____時 _____分～ _____時 _____分 ● 所轄消防署への事前通報： _____月 _____日 ● 訓練事務局 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練進行及び統括：○○○○（防災管理者） ・ 指揮本部状況付与：○○○○ ・ 本部隊訓練行動チェック：○○○○、○○○○、○○○○ ・ 地区隊 A 状況付与及び訓練行動チェック：○○○○ ・ 地区隊 B 状況付与及び訓練行動チェック：○○○○ ・ 地区隊 C 状況付与及び訓練行動チェック：○○○○ 訓練事務局計 8名 ● 使用資機材 別添の使用資機材シート（例）のとおり。 ● 訓練結果の検証 別添の訓練結果検証シート（例）により行う。

付与条件シート（例）

※ 訓練で付与する状況について□をチェックすること。

被害種類	被害項目	被害想定	被害箇所・階	対応事案(対応行動)	
建物等の基本被害	建物構造の状況	□壁、柱の破壊、亀裂の発生		■パニック発生(非常放送等によるパニック防止、避難誘導員の配置) ■避難障害(散乱物の撤去、安全な避難経路選択、立入禁止区域の設定) ■負傷者の発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) □建物の崩落(全館避難の要否の判断、立入禁止区域の設定)	
	外壁・窓ガラス・看板の状況	■壁のタイルや窓ガラスが破損落下 ■壁の装飾品や屋内外の看板等の破損落下	○階売場、○階事務室		
	内装天井の状況	■内装吊り天井等の落下	○階売場、○階事務室		
建築設備等被害	建築設備等被害	エレベーターの状況	■エレベーター停止	建物○側エレベーター	■エレベーター閉じ込め事案発生(安全階での解放・救出、エレベーター使用禁止措置) □負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当)
		エスカレーターの状況	■エスカレーター停止(利用者の転倒)	建物○側エスカレーター	□負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当、エスカレーター使用禁止措置)
		空調・換気設備の状況	□天井空調機の脱落 □ダクトの変形破損及び給排気口の破損		□負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) □火災発生時、煙が館内に充満(防火区画の形成、初期消火)
		ボイラー・発電機、燃料タンク等の状況	■ボイラー停止、送油遮断 ■発電機やボイラー用燃料タンクのボルトがはずれ、タンクが移動・破損 ■備蓄燃料タンク・送油管の破損	○階機械室	■燃料漏洩(漏洩燃料の回収処理、火気使用禁止措置) □火災発生(防火区画の形成、初期消火)
	避難施設等被害	室の扉のひずみの状況	■扉の開閉不能	○階事務室	■室内への閉じ込め事案発生(解放・救出)
		廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の状況	□廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の破損 □廊下に煙が滞留し、避難経路が使用不能		■避難障害(散乱物の撤去、安全な避難経路選択、立入禁止区域の設定) ■負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当)
		内装材やガラスの状況	■窓ガラス等の破損 ■内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物により避難経路が使用不能	○階売場、○階売場	
		階段室や非常口における避難者の殺到状況	■在館者の集中 □エントランスへ集中した群集が屋外へ飛び出し	○階ホール	■パニック発生(非常放送等によるパニック防止、避難誘導員の配置) ■負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当)
	消防用設備等被害	防火シャッター・防火扉の状況	■防火シャッター・防火扉の損傷による不動作	建物○側避難階段○階部分	■火災発生時に火煙の拡大(手動による防火区画形成)
		スプリンクラー設備の状況	■スプリンクラーの誤動作	○階事務室	■漏水による水損(制御弁の閉鎖、防水シート等による水損防止措置) □火災発生時に作動せず、延焼拡大(代替設備での消火)
		消火設備の状況	□消火設備の損傷による不動作		

被害種類	被害項目	被害想定	被害箇所・階	対応事案(対応行動)	
収容物等被害	室内の備品の状況	<input type="checkbox"/> 転倒・滑動		<input checked="" type="checkbox"/> 負傷者発生(応急救護所の設置・搬送、応急手当) <input checked="" type="checkbox"/> 避難障害(障害物の撤去、安全な避難経路選択、立入禁止区域の設定)	
	照明器具等の状況	<input type="checkbox"/> 振動により干渉し損傷			
	室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 転倒・滑動	○階事務室		
	パーティションの状況	<input type="checkbox"/> 吊り下げ式パーティション、固定済みパーティションを除くパーティションが転倒			
ライフライン等被害	電気 ガス 水道 交通	停電による照明の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 非常電源の通電箇所以外は停電(復旧まで6日間) <input type="checkbox"/> 非常電源の損傷	○階売場、○階事務室	<input checked="" type="checkbox"/> 停電(電源の確保、携帯用電灯の集結)
		停電による廊下・階段・ロビーの照明の状況	<input type="checkbox"/> 非常電源の通電箇所以外は停電(復旧まで7日間) <input type="checkbox"/> 非常電源の損傷		
		ガス供給設備の状況	<input type="checkbox"/> ガス管の損傷 <input type="checkbox"/> ガスボンベの転倒、損傷		<input type="checkbox"/> ガス漏洩(緊急ガス遮断、立入禁止区域の設定、火気使用禁止措置)
		水道設備の状況	<input type="checkbox"/> 水道管の損傷 <input type="checkbox"/> 受水槽の損傷		<input type="checkbox"/> 漏水水損(止水弁の閉鎖、防水シート等による水損防止措置)
		断水の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上タンクの貯水分以外、水が使用不能(復旧まで30日間)	-	<input checked="" type="checkbox"/> スプリンクラー等による消火活動不能(代替設備での消火)
		断水時のトイレの状況	<input type="checkbox"/> 屋上タンクの貯水分以外、水が使用不能		<input type="checkbox"/> 水洗トイレの使用不能(仮設トイレの設置)
		交通インフラの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 周辺交通は、全面的に停止・麻痺状態	-	<input checked="" type="checkbox"/> 消防機関の到着遅延(自衛消防隊による救出救護) <input checked="" type="checkbox"/> 帰宅困難者発生(宿泊場所、水・食料の確保)
	通信	外線電話	<input type="checkbox"/> 輻輳・故障で使用不能		<input type="checkbox"/> 情報収集、連絡等に支障(安全情報の提供によるパニック防止、伝令員の配置、情報掲示板の設置)
		内線電話	<input type="checkbox"/> 内線電話ラインが切断され、通話不能 <input type="checkbox"/> サーバーの損傷により通信不能		
	派生的に生じる被害等	火災	レストランや食堂の火気使用地域における火災	<input checked="" type="checkbox"/> 各厨房の火元設備の破損、周囲の物品の落下	○階レストラン厨房
その他の火気使用設備器具、電気機器からの出火			<input type="checkbox"/> 火気使用設備器具、電気機器の破損		
機械室・ボイラ室からの出火			<input checked="" type="checkbox"/> 配電盤、分電盤、ボイラー等の破損	○階機械室	
駐車場からの出火			<input checked="" type="checkbox"/> 車両の損傷	○階駐車場	
ガス使用設備からのガス漏洩			<input type="checkbox"/> 厨房のガス設備の損傷		

使用資機材シート

訓練で使用する資機材について□をチェックすること。

任務別	品名			
	用意すべき資機材	有無	用意が推奨される資機材	有無
指揮	■消防計画(自衛消防活動要領)	有	■携帯用拡声器	有
	■建物図面(平面図・配管図・電気設備図等)	有	□指揮本部用の資機材及び標識(隊旗)	無
	□名簿(従業員・宿泊者・入院者等)	有	■照明器具(懐中電灯・投光器等)	有
			□トランシーバー等	有
通報連絡	□非常通報連絡先一覧表	有	■携帯用拡声器	有
	■ホワイトボード等(情報記録用)	有	□トランシーバー等	有
初期消火	□防火衣又は作業衣	無	□可搬消防ポンプ	無
	■消火器具	有	□破壊器具(とび口等)	無
			■防水シート	有
安全防護	□マスターキー	有	■ロープ	有
	□切断機具(ドアチェーン等切断用)	無	□誘導の標識(案内旗等)	無
	□名簿(従業員・宿泊者・入院者等)	有		
	■携帯用拡声器	有		
	□キー、手動ハンドル(防火シャッター、エレベーター、非常ドア用等)	有	□エンジンカッター	無
	□救助器具(ロープ、バール、ジャッキ等)	有	□油圧式救助器具セット	無
	■建物図面(平面図・配管図・電気設備図等)	有	■防水シート	有
応急救護	□応急医薬品	有	□テント、ベッド等	無
	■担架	有	□受傷者記録用紙	無
			□自動対外式除細動器(AED)	有
その他	□災害用活動服	無	□携帯発電機	無
	■ヘルメット	有		
	■運動靴	有		
	■手袋	有		
	■警笛	有		

※ 資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。

資料 1 - 5

訓練結果検証シート（例）

訓練実施日時： ○年○月○日 15時00分～15時50分

評価（Check）			改善（Act）	
本部隊 /地区隊	課題	原因	改善策	
			人的能力	
			物的能力	
			消防計画等	
			訓練計画	
			人的能力	
			物的能力	
			消防計画等	
			訓練計画	
			人的能力	
			物的能力	
			消防計画等	
			訓練計画	

資料 2

自衛消防活動能力の維持向上のための個別訓練要領

<個別訓練 1：初動対応訓練>

目的		目標
<ul style="list-style-type: none"> 各要員に対し、地震発生直後の対応行動に関わる知識を身につけるとともに対応行動に習熟させる。 		<ul style="list-style-type: none"> 身の安全確保が適切にできる。 二次災害防止活動が適切に実施できる。
方法		
訓練内容（例）		訓練方法
身の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全確保要領 避難経路の確保（ドアを開ける等） 	<ul style="list-style-type: none"> 座学及び実働訓練 身の安全確保及び二次災害防止活動について、座学で教育するとともに、指示がなくても即座にできるよう実働訓練を行う。
二次災害防止活動	<ul style="list-style-type: none"> 火元や異常の確認（ガス栓や電源の遮断、等） 	

（実施要領）

- （1）「身の安全確保」、「二次災害防止」を主眼に、過去の震災時の事例や体験等も参考にして実施する。
- （2）緊急地震速報を導入している事業者においては、受信時の初動対応訓練についても、適宜行う。
- （3）他の訓練や定例的な社員教育の実施時等を活用し、効率的に実施する。

<個別訓練 2：班別行動訓練>

目的		目標
各班の個別業務に習熟させる。		<ul style="list-style-type: none"> 各班に関わる任務が実施できる。 必要な器具や設備の場所や取扱方法に習熟する。
訓練の方法		
訓練内容		訓練方法
大規模地震発生時の自衛消防隊の行動内容		行動内容について班ごとに個別の実働訓練を行う。

（実施要領）

- 主に器具や設備等の設置場所や取扱方法について、各班の行動内容に則して、実働で訓練する。
- 具体的な実施方法としては、自らの消防計画に定める器具や設備等の取扱方法について、消防機関等において実施する自衛消防組織の業務に関する講習受講者が教育担当者となり、自衛消防組織全体に訓練を実施する。

別記様式第1号の2（第3条関係、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
札幌市 消防署長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 防火 防災 管理者 住 所 _____ 氏 名 _____ </div>	
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。	
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	令別表第1 () 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。